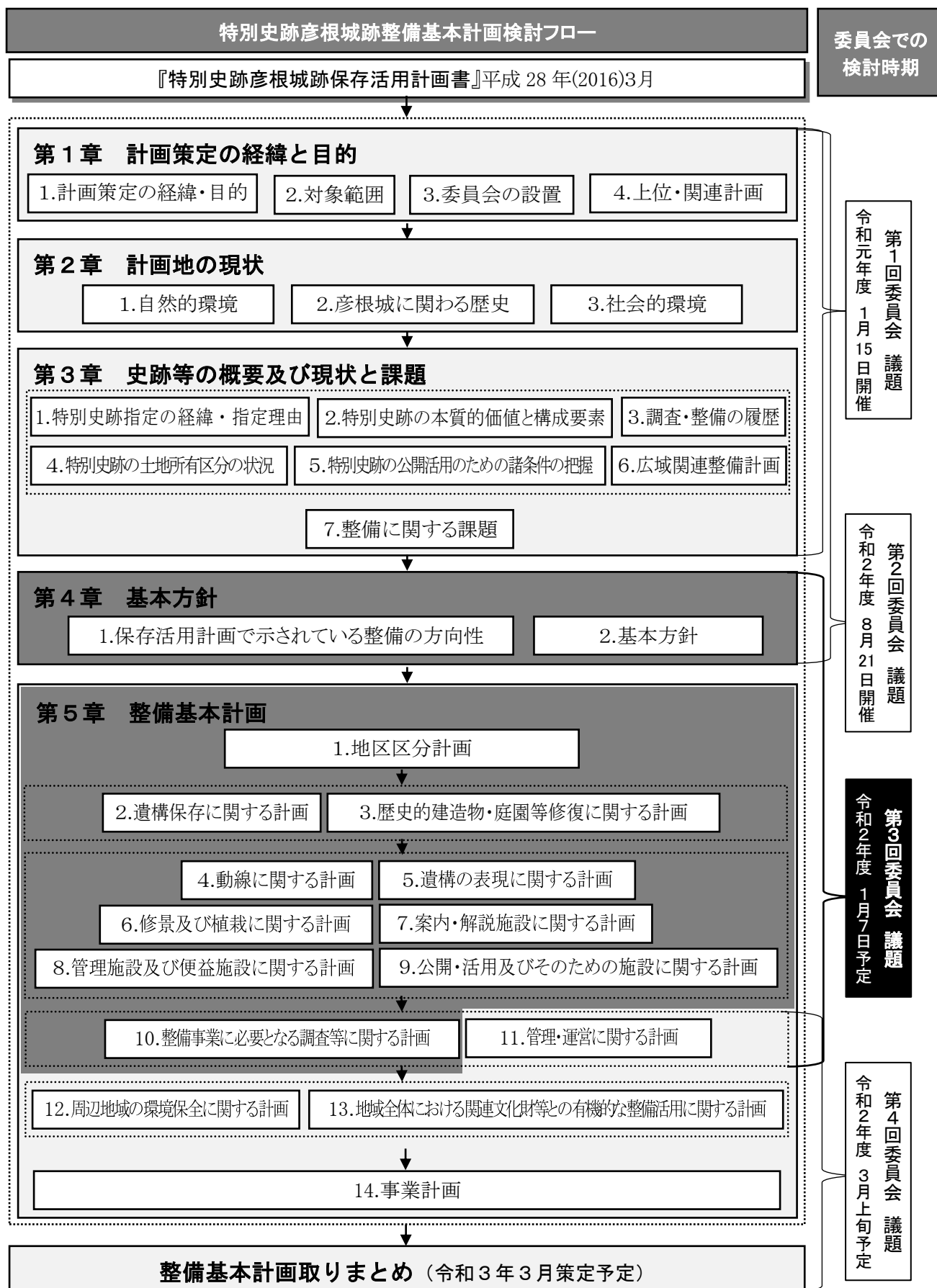


第3回特別史跡彦根城跡保存活用計画・整備基本計画検討委員会 参考資料
整備基本計画構成及び検討フロー



整備基本計画 目次

第1章 計画策定の経緯と目的	1
1. 計画策定の経緯・目的.....	1
2. 対象範囲.....	1
3. 委員会の設置.....	4
4. 上位・関連計画.....	5
第2章 計画地の現状	7
1. 自然的環境.....	7
2. 彦根城に関わる歴史.....	10
3. 社会的環境.....	14
第3章 史跡等の概要及び現状と課題	20
1. 特別史跡指定の経緯・指定理由.....	20
2. 特別史跡の本質的価値と構成要素.....	23
3. 調査・整備の履歴.....	36
4. 特別史跡の土地所有区分の状況.....	48
5. 特別史跡の公開活用のための諸条件の把握.....	50
6. 広域関連整備計画.....	62
7. 整備に関する課題.....	65
巻末資料	70
1. 上位・関連計画の概要.....	70

第1章 計画策定の経緯と目的

1. 計画策定の経緯・目的

特別史跡彦根城跡は、滋賀県彦根市金亀町ほかに所在する近世城郭跡である。天守がある彦根山（金亀山）を中心とした範囲が昭和26年（1951）6月9日付けで史跡指定、昭和31年（1956）7月19日付けで特別史跡に指定されている。昭和31年の特別史跡指定時の指定面積は488,627㎡であったが、その後、平成28年（2016）3月1日付けによる外堀土塁遺構（惣構堀）の追加指定を経て、令和2年度（2020）現在では489,932.79㎡となっている。

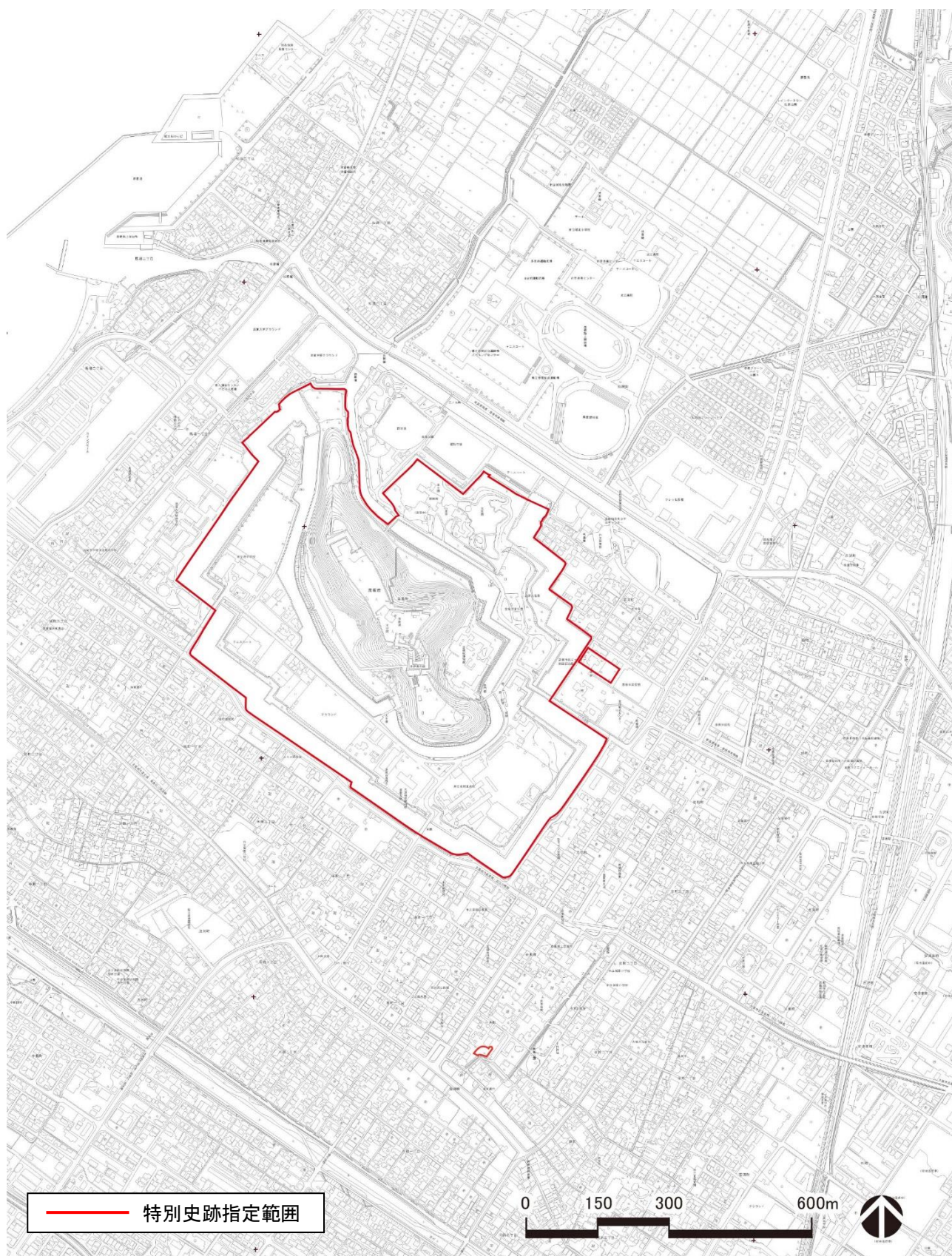
彦根市教育委員会では、特別史跡彦根城跡を将来にわたり保存・継承するため、昭和58年度（1983）には『特別史跡彦根城跡保存管理計画書』を策定した。その後、近年の来城者数の増加や、夢京橋キャッスルロードの整備、特別史跡指定地内の公有化の推進、世界文化遺産暫定リストへの登録等の時節の変化に対応するため、平成27年度（2015）に彦根城跡が持つ本質的価値を将来にわたり保存し、その価値の顕在化を図りつつ、来城者の安全性や便益性を向上させることを目的とした整備活用の推進のため、『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』を策定した。

本書は、『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』で示される本質的価値と、その価値を活かした適切な保存管理や活用、整備についての基本方針に基づいて、特別史跡彦根城跡を保存して活用を図るための具体的な整備を計画的に実施するため「整備基本計画」を策定するものである。

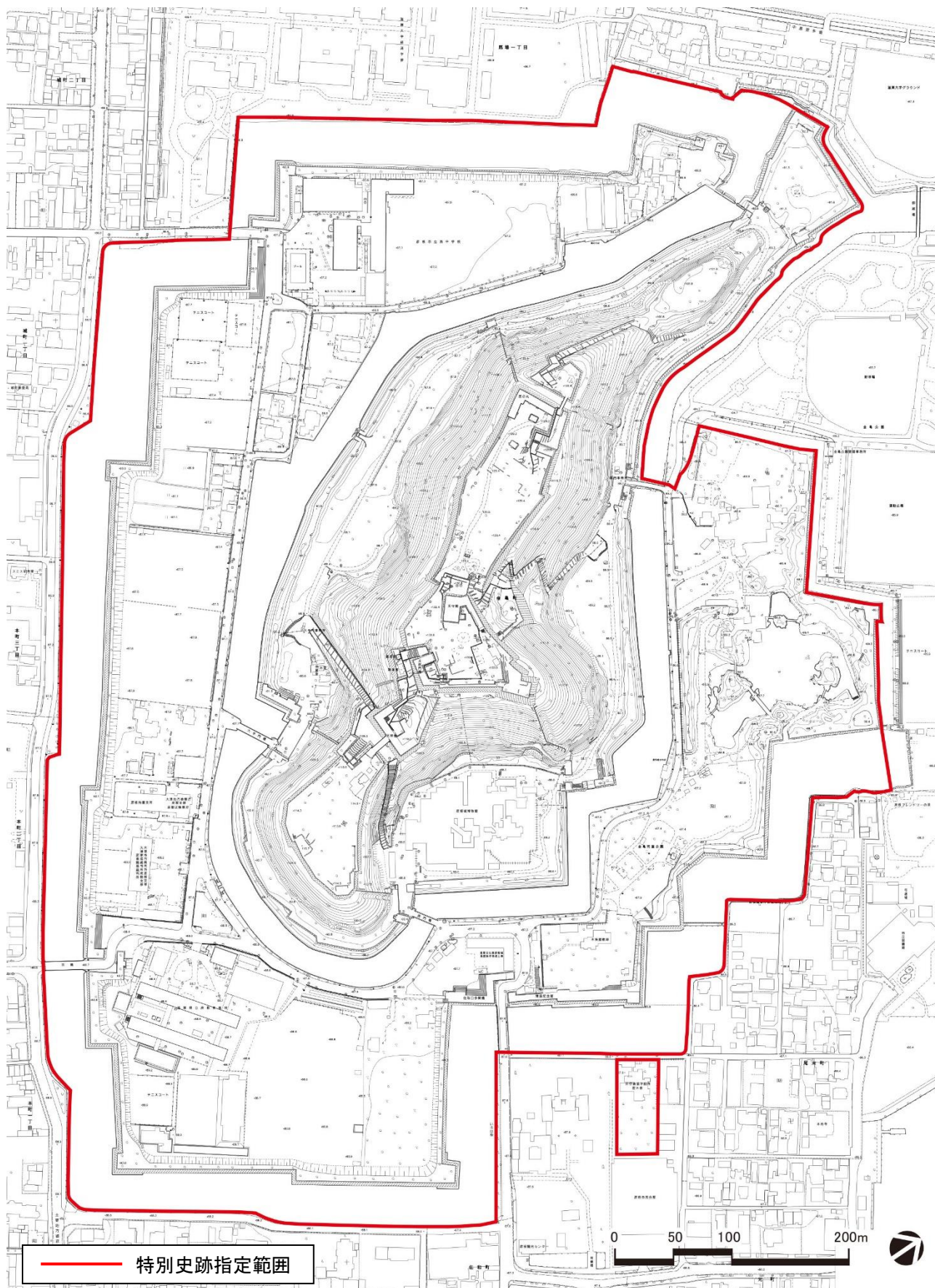
現在の特別史跡彦根城跡の指定地には、学校施設等の公共施設や民有地が立地することから、指定地内の維持管理は彦根市市長直轄組織文化財課が中心となり、彦根市の関係諸機関や民間との協働で実施している。また、指定地の周辺にも近世のまち並み、公園施設、夢京橋キャッスルロード等の様々な施設が立地しており、近世城郭やその周辺が一体となった保存のための対応が必要になっている。これらを踏まえた上で、特別史跡彦根城跡を次世代へと確実に伝えていくための整備の方針を定め、必要な整備を計画的に実施することを目的として本計画を策定する。

2. 対象範囲

整備基本計画の対象とする範囲は、原則として特別史跡彦根城跡の指定範囲とする。ただし、特別史跡の保存に影響を及ぼす可能性が想定される範囲についても、適切な整備を検討する必要がある。また、彦根城跡が本来持っている歴史的価値を正しく認識するためには、指定範囲を超え、特別史跡彦根城跡の本質的価値と係る範囲においても整備基本計画を検討する。



図：本計画の対象範囲（特別史跡彦根城跡指定範囲）



図：本計画の対象範囲（特別史跡彦根城跡指定範囲 中堀以内拡大図）

3. 委員会の設置

特別史跡彦根城跡整備基本計画の策定にあたっては有識者から意見を求めるため、「特別史跡彦根城跡保存活用計画・整備基本計画検討委員会」（以下、本文中は委員会と記す）を設置することとし、平成31年（2019）4月1日付けで「特別史跡彦根城跡保存活用計画・整備基本計画検討委員会設置要綱」を定め、8名の有識者に委員委嘱を実施した。また、文化庁文化財第二課／文化庁文化資源活用課の担当調査官及び滋賀県教育委員会事務局文化財保護課の担当職員にもオブザーバーとして出席いただいた（予定）。

委員会委員等の一覧と令和元年度（2019）の委員会の開催概要は以下のとおりである（予定）。

表：特別史跡彦根城跡保存管理計画・整備基本計画検討委員会委員等一覧（敬称略、順不同）

役職	氏名	所属	専門分野
委員	金田章裕	京都府立京都学・歴彩館 館長 京都府公立大学 法人理事長	歴史地理
委員	麓和善	名古屋工業大学大学院 教授	建築史
委員	小野正敏	人間文化研究機構 元理事	考古学
委員	小浦久子	神戸芸術工科大学 教授	都市計画・景観計画
委員	高瀬要一	奈良文化財研究所文化遺産部 元部長	造園・整備
委員	野間直彦	滋賀県立大学 准教授	環境生態学
委員	木川英樹	彦根商工会議所 副会頭	地域経済
委員	成田卓巳	彦根観光協会 事務局長	観光
オブザーバー	文化庁文化財第二課史跡整備部門文化財調査官		—
オブザーバー	滋賀県教育委員会事務局文化財保護課参事		—

表：令和元年度（2019）特別史跡彦根城跡保存管理計画・整備基本計画検討委員会開催概要

	第1回委員会	第2回委員会
日時	令和2年(2020)1月15日(水)15時30分～	令和2年(2020)3月22日(日)13時30分～
場所	彦根市民会館3階 第3会議室	彦根市民会館3階 第2会議室
議題	①特別史跡彦根城跡整備基本計画の策定について ・計画の構成(目次案) ・計画策定の経緯と目的 ・計画地とその周辺の現状 ・特別史跡彦根城跡の概要及び現状と課題 ②整備に関する課題について	①第1回委員会議題の修正 ②整備の基本方針について 滋賀県内での新型コロナウイルス(COVID-19)感染者確認により、令和2年(2020)8月21日(金)13時30分～に延期

表：令和2年度（2020）特別史跡彦根城跡保存管理計画・整備基本計画検討委員会開催概要

	第3回委員会	第4回委員会
日時	令和3年(2021)1月7日(木)	令和3年(2020)2月予定
場所	未定	未定
議題 (予定)	①第2回委員会議題の修正 ②整備基本計画について	①第3回委員会議題の修正 ②整備基本計画(事業計画)について ③整備基本計画とりまとめ

4. 上位・関連計画

(1) 上位・関連計画との関係

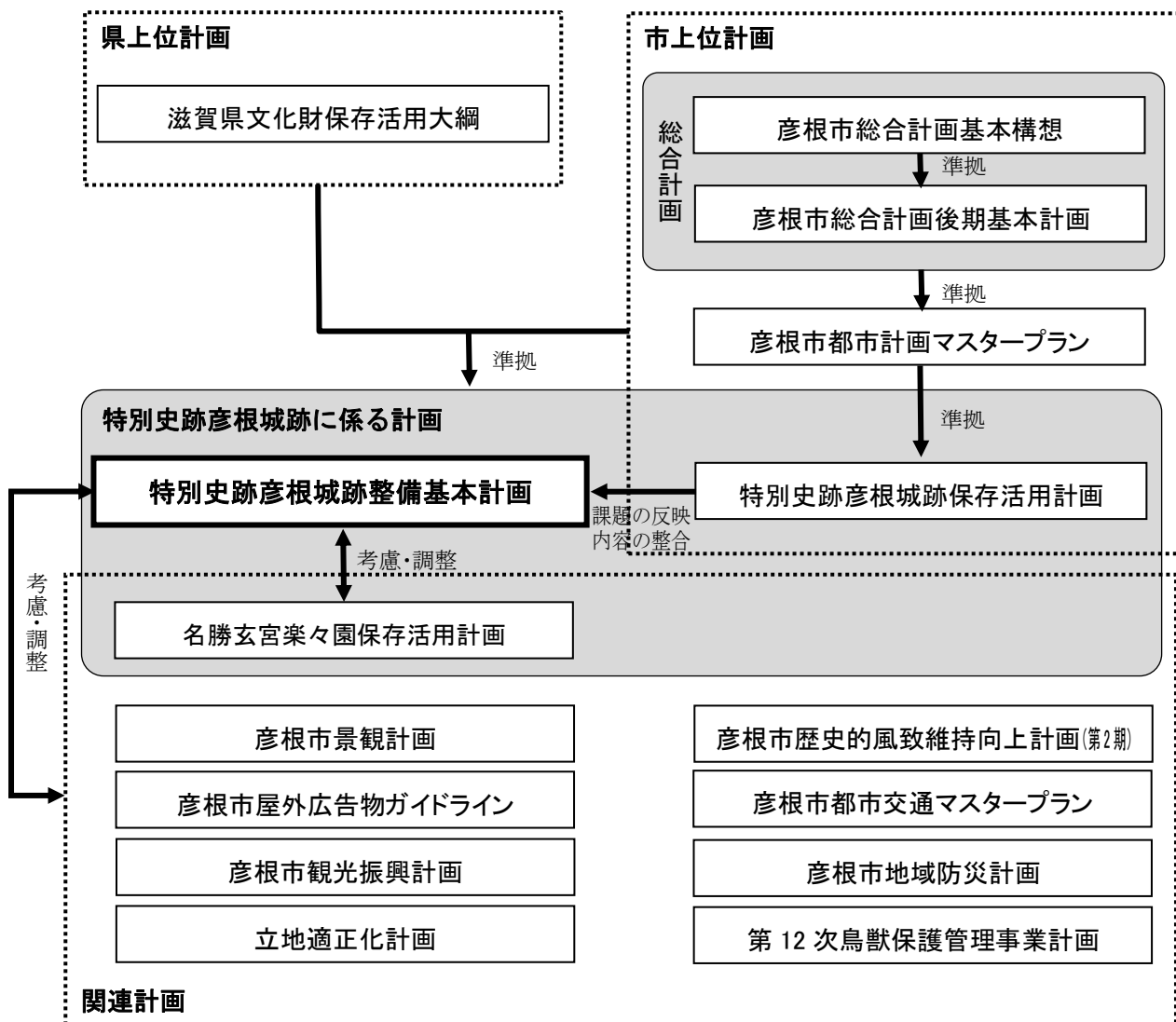
本計画の上位・関連計画としては、以下のものがあげられる。上位・関連計画と本計画「特別史跡彦根城跡整備基本計画」の位置付けは、次頁の図に示すとおりである。本計画の策定にあたっては、『特別史跡彦根城跡保存活用計画』の内容を基本とし、「特別史跡彦根城跡を構成する諸要素」である玄宮楽々園の保存活用計画である『名勝玄宮楽々園保存活用計画』の内容を考慮し調整を行う。

なお、上位・関連計画のうち、『特別史跡彦根城跡保存活用計画』策定以降の平成 28 年（2016）～令和 2 年（2020）に策定され、特別史跡彦根城跡に関する計画の概要を巻末に示した。

表：上位計画・関連計画一覧

	計画名称	策定・改正年	策定者等	計画期間
上位計画	滋賀県文化財保存活用大綱	令和2年(2020)	滋賀県教育委員会	—
	彦根市総合計画基本構想	平成 23 年(2011)	彦根市	～令和3年(2021)
	彦根市総合計画後期基本計画	平成 28 年(2016)	彦根市	～令和3年(2021)
	彦根市都市計画マスタープラン	平成 29 年(2017)	彦根市	～令和 12 年(2030)
	特別史跡彦根城跡保存活用計画	平成 28 年(2016)	彦根市教育委員会	—
関連計画	彦根市景観計画	平成 19 年(2007)	彦根市	—
	彦根市屋外広告物ガイドライン	平成 31 年(2019)	彦根市	—
	彦根市歴史的風致維持向上計画(第2期)	平成 30 年(2018)	彦根市	—
	名勝玄宮楽々園保存活用計画 ¹	令和2年(2020)	彦根市	—
	彦根市観光振興計画	平成 28 年(2016)	彦根市	～令和7年(2025)
	彦根市都市交通マスタープラン	平成 29 年(2017)	彦根市	～令和 12 年(2030)
	立地適正化計画	平成 30 年(2018)	彦根市	～令和 12 年(2030)
	彦根市地域防災計画	令和2年(2020)	彦根市防災会議	—
	第 12 次鳥獣保護管理事業計画	平成 29 年(2017)	滋賀県	～令和4年(2022)
	金亀公園再整備基本計画	平成 29 年(2017)	彦根市	—

¹ 『名勝玄宮楽々園保存活用計画』については、策定中のため、今年度巻末資料に概要を追加する。

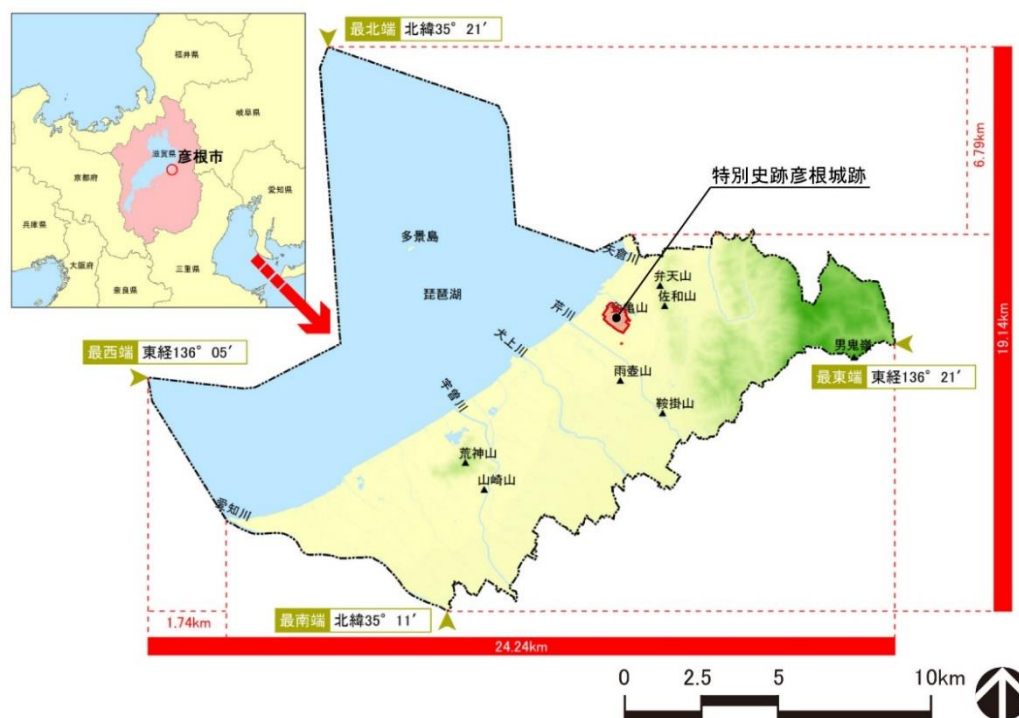


図：本計画の位置付け

第2章 計画地の現状

1. 自然的環境

特別史跡彦根城跡は、滋賀県彦根市に所在する。彦根市は、県の北東部に位置し、市域の北東には鈴鹿山脈が連なり、北西部には琵琶湖が広がっている。市内最高峰 684.6m の男鬼嶺を有する鈴鹿山脈からは、芹川、犬上川、宇曾川、愛知川等の河川が中央の平野部を横断して琵琶湖に注いでいる。



図：彦根市の位置と自然的環境

「彦根市統計（平成 30 年版）」によると、平成 29 年度（2017）の彦根市の年間平均気温は 14.8℃であり、月別平均気温が最も高いのは 8 月の 27.6℃、最も低いのは 2 月の 3.8℃となっている。彦根市は琵琶湖に接していることから、滋賀県内の内陸部や山間部に比べて、気温の上昇・下降が抑制される傾向がある。

平成 29 年度（2017）の彦根市の年間降水量は 1,895 mm であり、台風の時期である 10 月が 450.5 mm で最も多く、梅雨の時期である 7 月が 196.5 mm で次点となっている。また、1 月（165.5 mm）と 2 月（122.5 mm）も積雪の影響により降水量が比較的多い。最も少ないのは 11 月で 68.5 mm となっている。

彦根城が立地する彦根山（金亀山）は、標高 138.8m、低地からの比高約 50m を測る独立丘陵である。彦根山の植物相は、発達した照葉樹林の様相を示す場所が多く、主に彦根山の西側斜面にはシイやツクバネガシ、東側斜面にはタブノキが生育する。

彦根城が築城される以前、彦根山は主にアカマツ林が生育していたと伝えられ、築城後にも当時の城主である井伊直孝の命により再びアカマツが植樹されたとされるが、現在ではアカマツはほとんど見られず、照葉樹林に変化している。

アカマツ以外にも彦根山には、彦根城の築城に際して植栽された樹木が幾つか現存しているとされる。以下がその主な樹木である。

表：彦根城築城に際して植栽された樹木

目的	防備用		食用		薬用等	
樹種	クマノミズキ	火災予防	イチヨウ	実を食用	カクレミノ	止血剤
	ハリギリ	防御用、箱、器具材用	ケンポナシ		クスノキ	樟脳
	センダン		ビワ		センダン	駆虫剤、解熱剤
	ツクバネガシ	鎗の柄	イチジク		キササゲ	薬用
	アラカシ		ザクロ		トペラ	牛馬の薬
	ヤダケ	弓矢	ムクノキ	飲料用	クロガネモチ	トリモチ
	マダケ	刀剣の目釘(山城八幡産)	チャ		ハゼノキ	ロウソク
	ダブノキ	船材	クマノミズキ			
	クスノキ					
	カラスザンショウ	防御用、下駄材				
	ムクノキ	棒材				
	エノキ					
	ケヤキ	建築材				
	モミ	隠蔽用、建築材				
	キササゲ	雷除け				

現在彦根城跡に多く見られるサクラは、昭和9年(1934)に皇太子誕生を記念して植樹したのが始まりであり、以降、サクラの管理・追植がなされてきた。

平成16年(2004)時点で全体本数は約1200本であり、その内訳は下表のとおりである。樹齢80年以上の古木が526本であり、全体の45%を占める。開花時期は毎年平均4月4日頃、満開時期は平均4月10日頃である。平成17年度(2005)より、2月と6月頃の年2回、市民団体「ひこね^{さくらもり}桜守」による施肥作業が実施されている。

表：彦根城跡に分布するサクラ

樹種	本数
ソメイヨシノ	1,132 本
ヤマザクラ	20 本
シダレザクラ	15 本
ウワミズザクラ	5 本
ヤエザクラ	3 本
合計	1,178 本

また、本丸西側山麓の米蔵跡周辺では、作業道沿いに梅林が広がっている。梅林は、昭和25年(1950)に彦根城跡が「新日本観光100選」に選出されたことを記念して植樹された。平成13年度(2001)の米蔵会所・米蔵水門の発掘調査の際には、手掘りで梅の木の根きりを行い、1m弱の範囲で土の鉢を作り、縄で巻いて土の鉢が崩れないようにした状態で梅の木の移動を行った。現在は、紅梅と白梅が合わせて約400本が米蔵跡周辺に分布している。毎年、梅が見頃になる3月中旬から下旬頃にかけて、米蔵跡周辺の梅林がライトアップされ、来城者の目を楽しませている。

これらの樹木等の植物の他に特別史跡彦根城跡内には2種類の市天然記念物が生育している。

1種は彦根城跡の固有種であるオオトックリイチゴ²であり、彦根城天秤櫓と鐘の丸を繋ぐ木造橋の袂と、彦根城博物館裏手の2箇所にのみ生育している。

もう1種はオニバス³であり、中堀の北東部を中心に生育している。オニバスは、全体に鋭いトゲが密生しているのが特徴であり、彦根城では敵の侵入を防ぐために生育させたとも伝えられるが、

² 平成19年(2007)1月25日指定。バラ科イチゴ属。

³ 平成22年(2010)3月16日指定。スイレン科オニバス属。

築城以前から自生していた可能性も考えられる。彦根城中堀が、県内唯一の自生地であるが、個体数の減少が確認されている。また、中堀には外来種であるミシシippアカミミガメが生息しており、在来種であるオニバスやイシガメの生態への悪影響が懸念されている。そのため、中堀では市民団体「彦根自然観察の会」によって「彦根城オニバスプロジェクト」が実施されており、オニバスの保護が図られている。

また、白鳥は昭和 36 年（1961）に日本白鳥を守る会から寄贈された個体が始まりであり、現在も指定地内で飼育されている。



写真：サクラ

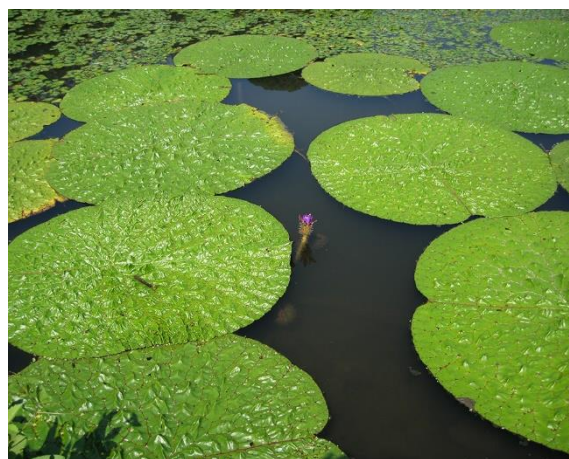


写真：梅林



写真：オオトックリイチゴ

令和元年（2019）10月15日撮影



写真：オニバス

参考文献：快適環境づくりをすすめる会 1987『彦根城の自然観察ガイド』

彦根市教育委員会 2016「第2章 特別史跡の概要 2 位置と環境 ①自然的環境」
『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』

彦根市 2017『彦根市統計（平成30年版）』

彦根市 2018「1 自然環境」『彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）』

彦根市 2019「1 彦根市の概要」『彦根市の環境（環境の状況に関する年次報告書）』

2. 彦根城に関わる歴史

(1) 井伊家入封以前の彦根

近江国は日本列島の中央部に位置し、かつ、日本海から太平洋に最短距離で抜けることができるルート上に位置する。また、琵琶湖という安定的な水上交通路を中心に置く。このような地理的条件により、縄文時代や弥生時代から、人が交流し、物資が活発に行き交った地域であった。

また、古代国家の政治の中心地であった大和国、さらには山城国に近接する地であり、東国への主要交通路である東山道が通る、政治・軍事上の重要地であった。また、都への物資供給地であり、日本海方面や東国からの物資の流通路でもあった。大陸との結びつきも強く、早くから渡来人が定着し、大陸文化の影響も色濃い。

古代・中世には、首都であり、最大の経済都市であった京都との結びつきが強く、中央権門の所領が設定され、荘園経済が発展した。

彦根の名が歴史の表舞台に登場するのは、平安時代後期、寛治3年(1089)に白河上皇らが、観音霊場として彦根山西寺(彦根寺)を参詣したのを始まりとし、平安時代末期まで、観音霊場として知られた。

平安時代後期以降、近江国においても武士勢力が台頭するが、同国の武士は在地領主が直接に京都の政治権力と結びつく側面があった。

一方で、中世後期には、高い自治能力を有する村落が発達し、若狭国や伊勢国との遠隔地商業に従事する在村の商人集団が活躍するなど、高い経済発展の様相を示した。

戦国時代の湖東地域は、京極・浅井氏と六角氏の勢力の中間地帯であった。浅井・朝倉両軍との姉川の合戦に勝利した織田信長は、元亀元年(1570)に浅井氏の武将磯野員(かず)昌(まさ)が守る佐和山城を包囲したが落城せず、翌元亀2年に至り、磯野員昌が信長の開城勧告を受け入れ退城した。その後、信長配下の武将丹羽長秀が城代として入城した。安土城が築城されるまで、岐阜に近く、琵琶湖への利便性の高い佐和山城は信長の近江国における拠点の役割を果たした。

賤ヶ岳合戦後の天正11年、秀吉家臣の堀尾吉晴が佐和山城主として配された。当時の佐和山城は、徳川家康・織田信雄ら東国方面で敵対する勢力に向けた戦略拠点としての意味を持っていた。その後、文禄4年(1595)に石田三成が犬上・坂田・浅井・伊香の四郡に19万4000石を与えられ、佐和山城主となった。

(2) 江戸時代の彦根

慶長5年(1600)の関ヶ原合戦後、佐和山城は東軍の攻撃を受け落城した。その後、徳川家康の重臣で上野国高崎城主であった井伊直政が領地18万石を与えられ、佐和山城主となると、佐和山城は、加賀前田家などの北陸道の大名を抑える地、上方と江戸を結ぶ交通路の要衝地、さらには、大坂城の豊臣秀頼と豊臣系大名が占める西国地方に臨む徳川方の最前線地としての役割を与えられた。

慶長7年(1602)、直政が死去し、嫡子直継が相続した。直政の生前より、佐和山城に替わる新城の築城が検討されていたが、直継の代に彦根山に築城することが決定された。

慶長9年(1604)、彦根城の築城が、徳川幕府から普請奉行が派遣される公儀普請として開始され、井伊家に加え、周辺諸国の大名・旗本領主とその領民が動員された。普請・作事は短期間に急速に進められ、慶長11年末から12年初頭の頃には、天守が完成した。天守は、大津城天守の移築と伝え、太鼓門櫓や天秤櫓などの城内各櫓も移築と伝えられる。この時の普請は、彦根山の削平、

大堀切の開削、石垣普請、善利川流路の付け替え、城下町建設地の造成など大規模な土木工事を伴うものであった。

また、城下町の建設も築城とほぼ同時期に開始され、城下町の町割りは慶長9年に開始され、京橋口にある本町から行われたと伝える。本町近くの下魚屋町では、「御町替」により、魚屋を営む多くの町人が佐和山城下から移住したことが知られている。城下町を通る朝鮮人街道に面する伝馬町においても慶長10年には住民の居住が確認できる。本町周辺の町や街道沿いの町など、惣構（外堀）内に位置し、後の時代に「内町」と呼ばれることとなる町の開発が進行していたことが伺える。

大坂の陣後の元和期になると、彦根藩独自による普請に移行して、惣構までの城郭構築物・建築物が整い、その内部の城下町の建設がほぼ形をなしたとされる。惣構には、外堀の内側に「土手」が築かれた。また、同時期に彦根城表御殿が彦根山裾の内堀内に建てられ、藩主の居所が山上から山麓へ移ったと推定される。以後、同御殿は江戸時代を通じて藩主の居所であり、藩の政治や御殿儀礼が行われる政庁として機能した。

また、元和期には惣構外部へ城下町が拡大し、元和3年（1617）～8年に大雲寺組、善利組、中藪組の足軽町が作られ、寛永5年（1628）～20年にかけて、御歩町、切通組足軽屋敷、中組足軽屋敷が形成された。惣構内でも西の琵琶湖沿岸部において、寛永19年（1642）に西中嶋（現馬場一丁目）、翌20年に西ヶ原（現馬場二丁目）にそれぞれ武家屋敷地が造成された。町人地では、朝鮮人街道沿いの橋本町・袋町（現川原二丁目）が町場化し、寛永8年（1631）に町立され、さらに寛永18年、正保元年（1644）に、外延部の善利新町などの町（現七曲がり地区）が「新町」として町立された。

これらの経過により、17世紀中葉には、彦根城及び城下町の基本骨格が完成した。城下町の町は全53町を数え、惣構内の「内町」が22町、惣構外の「外町」が31町を数えた。

江戸時代、城下町の北東に位置する松原内湖は、松原村が漁業権を独占する漁場であったが、内湖に臨む佐和山山麓には、井伊家の菩提寺清凉寺や龍潭寺、大洞弁財天、井伊神社など井伊家ゆかりの寺社が建てられ、彦根藩主は舟を用いて内湖を通してこれらの寺社に参詣した。藩主による鷹狩りの主要な猟場でもあった。また、松原内湖周辺から湖北・湖西の山並みを見通す眺望は、玄宮園の借景とされていた。

幕末の安政5年（1858）、井伊家13代藩主直弼が、アメリカ合衆国からの開国要求が強まる中、幕府大老職に就任した。激しい政治抗争の末、安政7年に直弼は江戸城桜田門外で暗殺される。井伊直憲が家督を相続した後、天誅組の変、長州戦争など各地の戦争に幕府軍として出役したが、慶応4年（1868）からの戊辰戦争では、明治新政府軍に加わり、関東・東北地方を転戦した。この結果、彦根城は戦場となることなく、明治を迎えた。

（3）近代以降の彦根城

明治4年（1871）、廃藩置県で彦根藩が廃止となり、同年9月には最後の彦根城主だった井伊直憲が彦根を離れた。廃藩置県後、彦根城表御殿が彦根県庁とされ、同年11月に近江北部が長浜県に再編された際には長浜県庁とされた。その後、県庁が長浜へ移設されると、彦根城には大阪鎮台の分営所が置かれ、軍隊の駐屯地となった。明治8年（1875）には大津営所が新設されたため、駐屯地としての役割を失い、同11年に、陸軍省は彦根城の建造物を撤去することを決定し、城内の多くの建物が壊された。しかしながら、同年に明治天皇の北陸巡幸に随行し、彦根を訪れた大蔵卿大隈重信が、彦根城が解体されるのを目撃し、巡幸後、明治天皇に彦根城を保存するよう提案した処、明治天皇は提案を受け入れ、彦根城保存を命じた。これにより、政府から滋賀県に彦根城保存が命じ

られ、天守や櫓などの建築物は滋賀県が修繕し、陸軍省が管轄を続けた。

明治 20 年代に入ると、彦根城の管理体制が問題とされ、犬上郡長が井伊家による所有を答申し、さらには井伊直憲から滋賀県を通じて政府への働きかけが行われた。明治 24 年（1891）、彦根城は陸軍省から宮内省に移管され、同 27 年、宮内省から井伊家に下賜され、井伊家の所有に帰した。

大正 3 年（1914）、彦根町が、彦根城跡の内堀より内側と附属の池・堀を井伊家から借用し、公園としての利用を始めた。大正 4 年には、内堀と中堀に挟まれた金亀町の北部（現在の彦根城金亀児童公園内）に彦根公会堂が完成し、その内部に物産陳列館と図書館が開設された。大正 10 年代に入ると、内堀沿いで桜の植樹が行われた。

昭和 17 年（1942）、彦根市長松山藤太郎が井伊家に対して、彦根城跡の彦根市への寄付を求め、その後、市議会での下付の決議を経て、再度寄付を願った。井伊家では、地元からの求めに応じ、昭和 19 年、彦根城跡の土地・建物を彦根市に無償で寄付した。

アジア太平洋戦争が終わると、彦根城跡の文化財としての保存が進んだ。昭和 26 年（1951）、彦根城跡が史跡指定を受けたのと同じ日付で、玄宮楽々園が国の名勝に指定された。その後、彦根城天守・附櫓及び続櫓、太鼓門及び続櫓、天秤櫓、西の丸三重櫓及び続櫓、二の丸佐和口多聞櫓の 5 件 6 棟が国の重要文化財に指定され、天守・附櫓及び続櫓は、翌 27 年に国宝に指定された。昭和 38 年（1963）には馬屋も重要文化財に指定されている。

昭和 35 年（1960）、日米修好通商条約締結 100 周年を記念して、彦根市民の寄付により、彦根城佐和口に多聞櫓の外観を模した開国記念館が建設された。昭和 62 年（1987）には、市制 50 周年を記念して、彦根城表御殿跡地に、江戸時代の資料に基づいて表御殿の建物の主要部分を復元した彦根城博物館が開館した。なお、彦根城博物館が所蔵する古文書のうち、近世資料の 27,800 件は、江戸幕府の政治史の資料、譜代藩伝来資料としての価値を評価され、「彦根藩井伊家文書」という名称で、平成 8 年（1996）に重要文化財に指定されている。

（４）近代以降の城下町

明治 4 年（1871）に彦根藩が解体され、同 9 年に秩禄処分が実施されると、収入の途を絶たれた士族の多くが彦根を離れたことにより、武家屋敷の多くが空き家となり解体された。武家屋敷跡地の多くは桑畑に変わり、その後、金亀町については、裁判所や関係施設、学校をはじめとする教育施設などが建設され公共性の高い場所となった。また、琵琶湖岸には幾つもの繊維工場が建てられ、彦根地方における製造業の中心地の一つとなった。

現在の特別史跡指定地内に位置する大津地方・家庭裁判所彦根支部（当時の彦根区裁判所）は、明治 9 年（1876）に設置され、昭和 39 年（1964）に現在の鉄筋コンクリート造に建替えられた。

裁判所設置と同年に、中堀南西部の元川町に開校した彦根東高校（当時の第 3 大学区第 11 番中学区彦根学校）は、明治 22 年（1889）に現在の特別史跡指定地内に移転した。また、彦根市立西中学校（当時の彦根町立尋常高等小学校附設工業学校）は、明治 44 年（1911）に現在の位置に開校した。

大正 13 年（1924）には、ヴォーリズ建築設計事務所の設計により、現在の特別史跡指定地内にヴォーリズ洋館が建設された。このヴォーリズ建築は、彦根高等商業学校（現在の滋賀大学経済学部）の外国人教師官舎として建設された 3 棟のうちの 1 棟であり、平成 11 年（1999）には、市が滋賀大学より土地とともに取得し、歴史的建造物として知られている。

昭和 2 年（1927）には、江戸時代に外船町の舟入が設けられていた場所に彦根港が開設された。彦根港の開港にあわせて、松原口に回転橋が設置され、松原口から彦根港に至る運河の開削が行わ

れた。松原内湖については、食糧増産のため、昭和 19 年（1944）から 20 年代にかけて干拓事業が進められ、陸地化された。内湖の陸地化に伴い、彦根港は昭和 44 年（1969）に琵琶湖岸の現在の位置に移された。

昭和 24 年（1949）からの 5 ヶ年計画で、マラリア撲滅のため、蚊の発生源であった外堀の大部分や玄宮楽々園の西側水面が埋め立てられた。外堀は、その後も開発に伴う埋め立てが進み、現在では外堀の痕跡は細い水路などの形で残されている。

昭和 36 年（1961）からの防災街区建設により、江戸時代以来の狭い道路の両側に木造の商家が建ち並ぶ銀座街が、道幅の広い道路の両側に鉄筋コンクリート造りのビルとアーケードが連なるまちなみに変わった。銀座街における防災街区の建設工事が昭和 48 年（1973）に終わると、銀座街に接続する中央商店街でも、銀座街と同じように道路の拡幅とまちなみの改造が進められた。

昭和 51 年（1976）には、裁判所、検察庁及び拘置所の付属施設として特別史跡指定地内に官舎が建設され、2 棟が現存している。

昭和 62 年（1987）から平成 11 年（1999）にかけて、京橋口から南へ伸びる道路の拡幅が行われ、それにあわせて道路の両側の景観を城下町らしいまちなみに再生する取り組みが行われ、現在では「夢京橋キャスルロード」として、多くの観光客でにぎわうスポットとなっている。

参考文献：彦根市教育委員会 2016「第 2 章 特別史跡の概要 2 位置と環境 ②歴史的環境」
『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』
彦根市 2018「2 社会的環境『彦根市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）』

3. 社会的環境

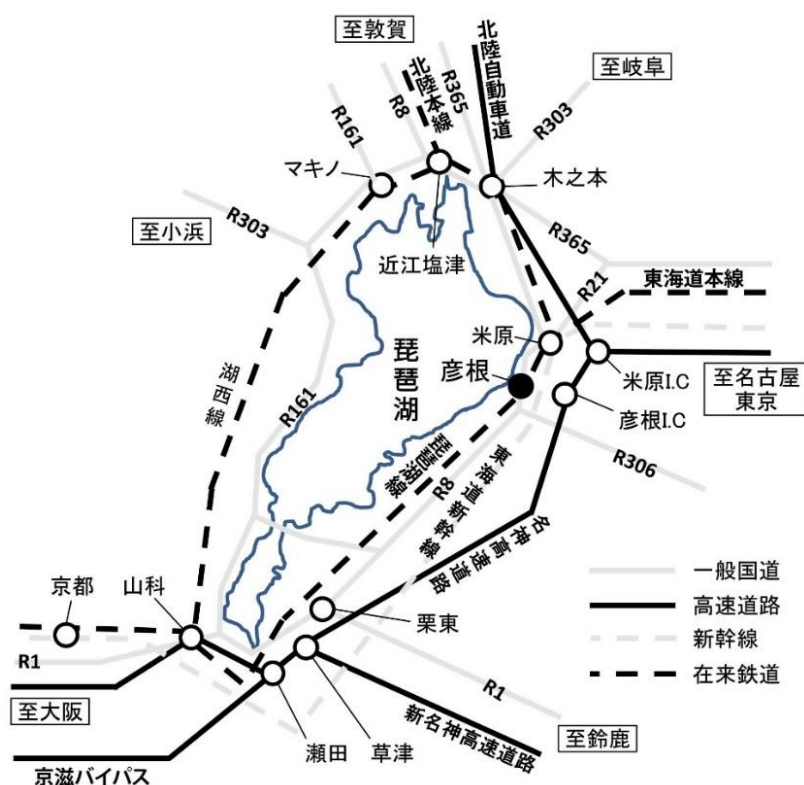
(1) 彦根市域の発展と位置

現在の彦根市の市域は、旧4郡である坂田郡、犬上郡、愛知郡、神崎郡から成る。当時はこれら4郡の中に約200町村が存在した。昭和12年(1937)に犬上郡の彦根町とそれに隣接する3村(松原村、青波村、北青柳村)とその南に接する2村(千本村、福満村)の1町5村が合併し、市制を施行した。その後、周辺町村と合併を繰り返し、昭和43年(1968)に現在の姿となった。平成19年(2007)には、琵琶湖における市町境界の確定に伴って、現在の市域が形成された。

平成31年(2019)4月時点の彦根市の人口は、112,997人となっており、滋賀県内では大津市(342,695人)、草津市(134,224人)、長浜市(118,125人)、東近江市(114,186)に次ぐ人口となっている。

彦根市は、近畿圏・中部圏、北陸圏の交通結節点として、古くから人々の往来が盛んに行われている場所であり、現在でもその機能は引き継がれている。

道路については、京阪神及び中京方面を結ぶ名神高速道路、新潟と京都を結ぶ国道8号、彦根市と津市を結ぶ国道306号等の主要幹線が市内を通っている。また、鉄道については、米原駅と京都駅、さらには大坂方面を結ぶJR琵琶湖線(東海道本線)が存在し、新幹線の乗降が可能となる米原駅までも一駅でアクセスできる。



図：彦根市周辺の鉄道及び主要幹線道路

参考文献・URL：彦根市2018「2 社会的環境」『彦根市歴史的風致維持向上計画(第2期)』
国土地理院<<http://www.kokudo.or.jp/service/distribution.html>>[最終閲覧：2019.1.12]

(2) 特別史跡指定地及びその周辺の法規制の状況

特別史跡指定地及びその周辺に関わる主な法規制として、文化財保護法に関連するもの以外では、以下のものが挙げられる。

表：特別史跡指定地及びその周辺に関わる主な法令・条例、及び規制区域一覧

番号	法令・条例	法令・条例を根拠とした規制区域
①	都市計画法	用途地域 第一種中高層住居専用地域 近隣商業地域
	都市計画法 彦根市風致地区内における建築等の規制に関する条例	風致地区(彦根城風致地区)
	都市計画法 彦根市本町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	本町地区
	景観法 彦根市景観条例	城下町景観形成地域
③	屋外広告物法 彦根市屋外広告物条例	第1種地域
④	自然公園法	琵琶湖国定公園 第1種特別地域
⑤	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	琵琶湖鳥獣保護区
⑥	彦根市路上喫煙の防止に関する条例	路上喫煙禁止地区
⑦	特別史跡彦根城跡における釣りの禁止に関する条例	-

①都市計画法等

「彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、彦根市全体は彦根長浜都市計画区域に指定されている。また、特別史跡指定地及びその周辺は市街化区域に区分されており、用途地域が定められている。

表：特別史跡指定地における用途地域の種別、建ぺい率及び容積率

	地点	用途地域の種別	建ぺい率	容積率
特別史跡指定地	本丸・二の郭・埋木舎	第一種中高層住居専用地域	60%	200%
	外堀土塁遺構	近隣商業地域	80%	200%

特別史跡指定地及び周辺は、90ha が彦根城風致地区に指定されており、建築物の高さや外壁面の位置等を制限することで風致の維持が図られている。

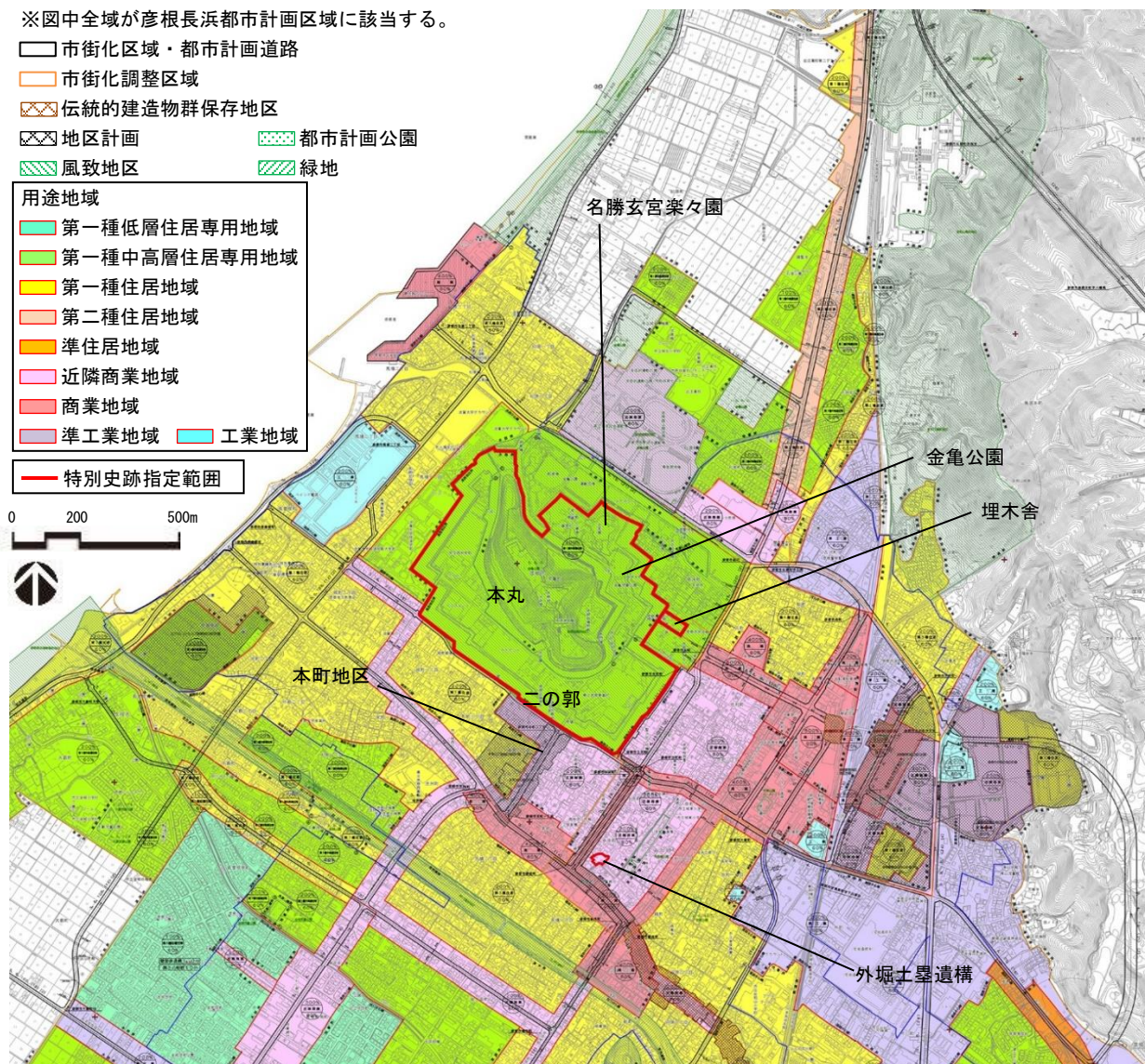
＜風致地区内において市長の許可が必要な行為＞

- ・建築物や工作物の新築、改築、増築または移転
- ・宅地の造成、土地の開墾、土地の形質の変更
- ・木竹の伐採
- ・土石の類の採取
- ・水面の埋め立てまたは干拓
- ・建築物等の色彩の変更
- ・屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積

「本町地区地区計画」（平成 6 年（1994））において、特別史跡指定地南南西部に位置する彦根本町 1 丁目外 3.1ha の範囲は、彦根城下町の基点にふさわしい町並み景観を再生し、親しみと愛着の持てるまちなみづくりを図ることを目標としており、建築物等の用途、壁面の位置、高さの最高限度、形態・意匠に制限が設けられている。

表：本町地区地区計画の建築物に関する事項

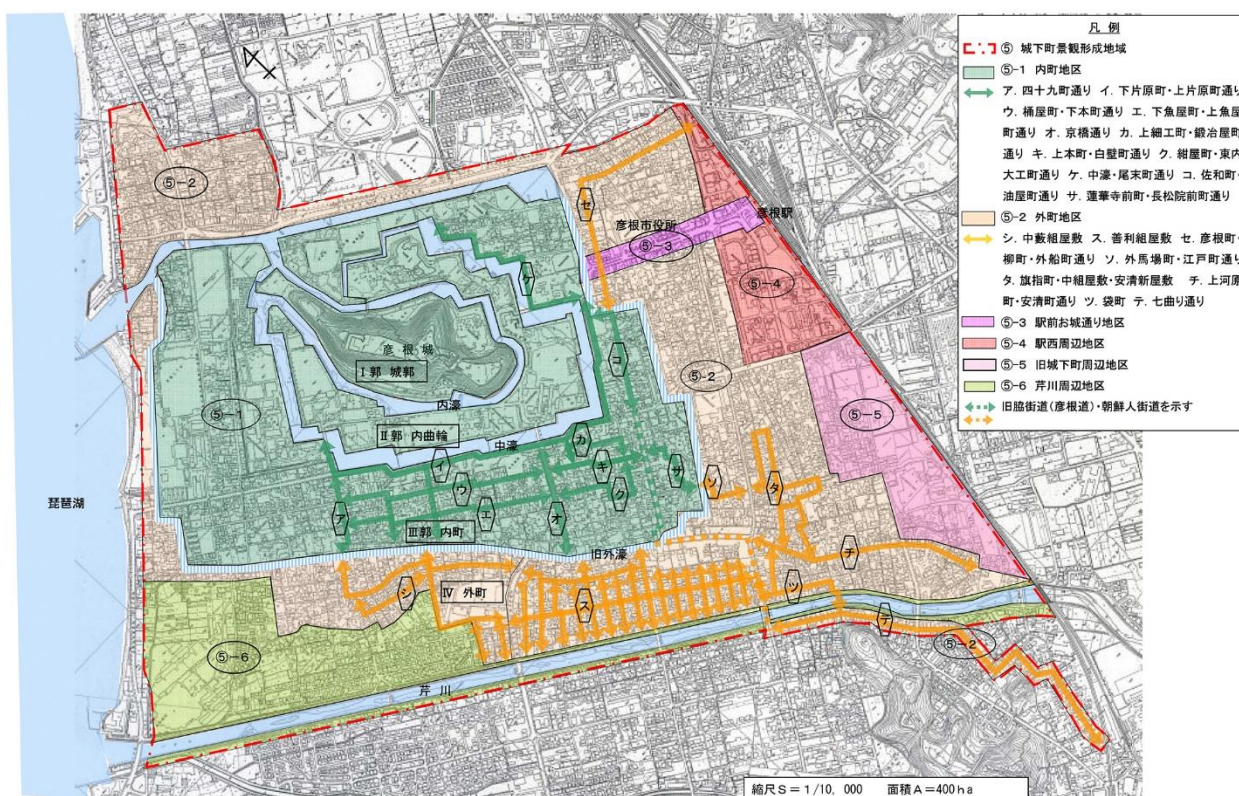
建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は建築することができない。 ・キャバレーおよびナイトクラブ ・個室付浴場 ・ストリップ劇場 ・彦根市旅館等建築規制に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 1 号)第 2 条第 2 号に定める特定旅館の営業に供する建築物 ・個室マッサージ
壁面の位置の制限	・地区計画区域内の公道に面する建築物等は、公道との境界から 1.0m 以上壁面を後退する。ただし、3 階部分にあつては、5.0m 以上壁面を後退する。(都市計画道路 3.4.21 長曾根 銀座河原線の南側建築物については、この限りではない。) ・10.0m 以上壁面を後退し建築する場合および駐車場として使用する場合は、木製の塀または土塀を設置して町並みの連続性を維持する。
建築物の高さの最高限度	地区計画区域内の公道に面する建築物等は、公道との境界線から 10.0m 以内については 2 階建てを原則とし、その高さを 10.0m 以下とする。ただし 3 階建ての場合は、その高さを 12.0m 以下とする。
建築物等の形態・意匠の制限	地区計画区域内の公道に面する建築物等の形態および意匠は、次の各号に掲げるものとする。 ・城下町にふさわしい落ち着いた色調とし、黒・白・灰および茶系統を基調とする。 ・公道との境界線から 10.0m 以内にある建築物等は、木造または同様の木彫仕上げとし、屋根はおおむね 2 分の 1 勾配を持つ和瓦屋根(色は黒または灰色)とする。 ・彦根城下町の伝統をできるだけ継承するため、切妻平入り(角地は片入母屋)、軒庇、卯 建、袖壁、塗込窓、格子窓および駒寄せ等の保存・再生に努める。



図：特別史跡指定地内及びその周辺における都市計画法の規制区域
 (令和2年(2020)5月時点の彦根まっぷ「都市計画情報」を基に作成)

②景観法・彦根市景観条例

「彦根市景観計画」(平成19年(2007))において、特別史跡指定地及びその周辺は城下町景観形成地域に指定されている。城下町景観形成地域では、高さ、色彩、屋根の形や敷地の緑化措置について基準となる数値を設け、城下町としてのまとまりある景観形成が目指されている。



図：城下町景観形成地域の範囲（『彦根市景観計画』より転載）

＜城下町景観形成地域における届出の必要な行為＞

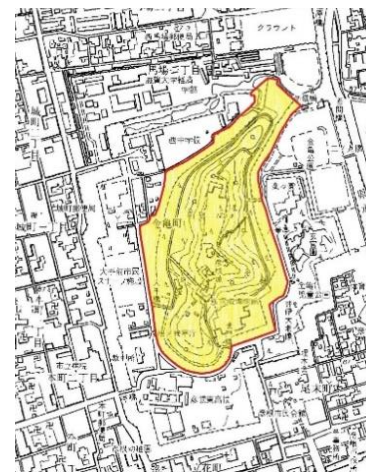
- ・建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観の変更することとなる修繕もしくは模様替、または色彩の変更
- ・工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替、または色彩の変更
- ・都市計画法第4条第12号に規定する開発行為
- ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ・木竹の伐採
- ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- ・水面の埋立て、または干拓

③屋外広告物法・彦根市屋外広告物条例

「彦根市屋外広告物ガイドライン」（平成31年（2019））において、特別史跡指定地及びその周辺は第1種地域に区分されている。第1種地域は、非自家用広告物の設置を不可とし、自家用広告物の掲出においても最も厳しい許可基準を設けて、その形態・色彩等が周囲の景観に調和したものとなるよう規制・誘導を行っている。

④自然公園法

特別史跡指定地内の内堀より内側の範囲は、琵琶湖国定公園の第1種特別地域に指定されている。第1種特別地域は特別保護区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域であることから、工作物の新築・改築、竹木の伐採、鉱物の採掘等を行う際には知事の許可が必要である。



図：琵琶湖国定公園の範囲
(『特別史跡彦根城跡保存活用計画』より転載)

⑤鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

「第12次鳥獣保護管理事業計画」(平成29年(2017))において、特別史跡指定地及びその周辺は琵琶湖鳥獣保護区に指定されており、狩猟の禁止等の規制がかけられている。

⑥彦根市路上喫煙の防止に関する条例

特別史跡指定地及びその周辺は、路上喫煙禁止区域に指定されている。



図：路上喫煙禁止区域 (彦根市 HP より転載 [最終閲覧：2020.6.18])

⑦特別史跡彦根城跡における釣りの禁止に関する条例

特別史跡指定地は、全域において魚釣りが禁止されている。

第3章 史跡等の概要及び現状と課題

1. 特別史跡指定の経緯・指定理由

(1) 指定の経緯

慶長9年(1604)7月1日に築城工事が始まったと伝えられる彦根城は、明治時代初期の取り壊しの危機やアジア太平洋戦争の戦火による危機を経ても、天守を始めとする主要な城郭建造物が保存・継承されている。

天守を始めとする彦根城の中核部分を所有していた彦根市は、貴重な文化財である彦根城が末永く保存されることを願って、昭和22年(1947)1月23日付けで文部大臣に対して史蹟指定申請を行い、文化財保護法(昭和25年法律第214号)制定後の昭和26年(1951)6月9日付けで史跡指定、昭和31年(1956)7月19日付けで特別史跡指定を受けた。この際の指定面積は488,627㎡を測る⁴。

その後、彦根城外堀の内側に沿って築かれていた外堀土塁遺構(惣構堀)の保護を図るため、中央町及び錦町に所在する4筆、1,305.79㎡について、平成28年(2016)3月1日付けで追加指定を受けた。これによって、特別史跡彦根城跡の指定面積は489,932.79㎡となった。

(2) 指定理由

彦根城跡は、江戸時代、徳川譜代大名筆頭格として知られる彦根藩主井伊家歴代の居城として営まれた城跡である。慶長8年(1603)井伊直勝がこの地を選んで構築を開始し、同9年佐和山城から移り、直孝の代の元和8年(1622)にほぼ完成をみた。城跡は、琵琶湖を北方に臨む独立丘陵一帯(金亀山)に所在する。

山上に郭をほぼ一直線に配置し、本丸を中心として西に西之丸、更に空堀を穿って先端部に郭を配し、その山稜が北に降って尽きるところに山崎丸を置く。また、本丸の南方には切通しを隔てて鐘之丸を構える。丘陵斜面には他の城郭では珍しい「登り石垣」を設けている。この丘陵の裾に沿って内堀を廻らし、南西に大手口を開く。内堀と外堀の間に「第二郭」(上級武家屋敷地)を置き、中堀の外側には武家地・町人地・寺社地等が展開し、外堀(惣構堀)によって圍繞されていた。城内には天守(国宝)をはじめ、太鼓門・天秤櫓・西ノ丸三重櫓・佐和口多聞櫓・馬屋(いずれも重要文化財)等の建物が現存し、石垣・枳形等もよく旧来の規模をとどめている。江戸時代、雄藩の城として重要であり、また遺構がよく残り、縄張りの巧みな点において城郭史上重要な遺跡であることから、中堀以内の区域を昭和26年(1951)に史跡に指定し、昭和31年には特別史跡に指定してその保護を図っている。

今回追加指定を行うのは、外堀(惣構堀)の一角である。彦根城の外堀は堀と土塁(「土居」)からなる総延長約3.8キロメートルの規模で、御門(虎口)7箇所、通用口3箇所を設けてあった。近代以降、土塁の削平と堀の埋め立てが進行したが、金亀山の南約900メートルの地点、油懸口と高宮口の間に位置する外堀最南端の箇所に、外堀土塁が延長約23メートル分良好に残っている。平成27年に彦根市教育委員会が行った発掘調査によれば、土塁の規模は、高さ約5.5メートル、上端幅約4メートル、下端幅約17メートルの台形状を呈し、堀の内側は素掘り、外側は石垣を持つ

⁴ 指定面積は昭和22年の申請時においては、反、畝、歩を単位として筆ごとの面積が書き上げられており、488,627㎡という当初指定面積は、メートル法に換算し直した数字である。また、筆単位の土地面積は原則的には公簿面積に基づいているが、筆の一部について実測面積を求めて史跡指定した筆も複数あり、実測面積と公簿面積が入り混じった数値の合計面積として算出された数字である。

形状で、堀幅は絵図資料の記載とも一致する約 21 メートル幅であった。土塁は、下部城内側において粘性の強い山土により一旦小規模な土手を敲きしめながら構築し、その後、堀の開削土となる川石混じりの川底砂を水平に敲きしめながら造成していた。彦根城跡の外堀遺構として貴重であることから、特別史跡に追加指定して、保護の万全を図るものである。

(文化庁文化財部 2016 「特別史跡の追加指定 彦根城跡」『月刊文化財』629 号より転載)



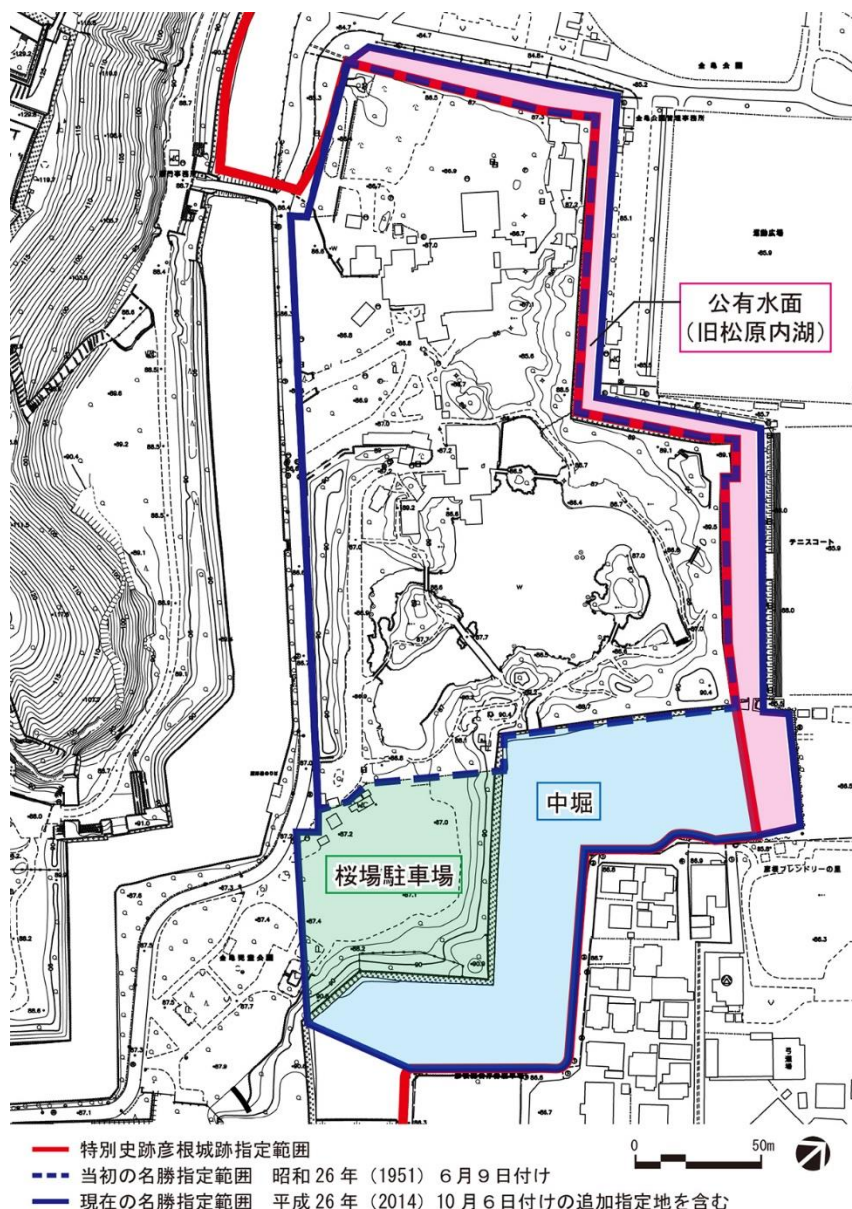
写真：特別史跡彦根城跡空中写真

(3) 特別史跡指定範囲と名勝玄宮楽々園指定範囲との関係

名勝玄宮楽々園は、延宝年間（1673～1681）に彦根城二の郭に築造された玄宮園と楽々園の総称である。玄宮園は大池泉を中心として回遊路が巡らされた大規模な池泉回遊式庭園であり、楽々園は槻御殿等の建造物を伴う池泉・枯山水庭園である。

玄宮楽々園は、昭和26年（1951）6月9日に彦根城跡の一部として特別史跡の指定を受け、同日付けで名勝の指定を受けた。その後、隣接する桜場駐車場において、平成20年度（2008）と平成21年度（2009）に実施した発掘調査により、玄宮園の遺構が確認された。また、絵図資料の調査により、隣接する中堀の一部と公有水面（旧松原内湖）は、玄宮園からの眺望や借景として重要であったことが判明した。これらのことから、平成26年（1951）10月6日付けで、桜場駐車場及び東側の中堀の一部、そして玄宮楽々園北側の公有水面（旧松原内湖）を対象として、名勝の追加指定が行われた。

名勝の指定範囲が公有水面外側であるのに対して、特別史跡の指定範囲は、現在の彦根城跡の城域の端部（二の郭北東側端部）に合わせ、公有水面内側で区切られているため、特別史跡彦根城跡と名勝玄宮楽々園の指定範囲は現況では異なっている。



図：特別史跡指定範囲と名勝玄宮楽々園指定範囲との関係

2. 特別史跡の本質的価値と構成要素

(1) 彦根城跡の本質的価値

『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』で定められた「彦根城跡の歴史的資産としての本質的価値」は以下の5つに示される。

i) 日本の近世史・城郭史に欠かせない重要な位置を占める遺跡である

江戸幕府の大老を輩出した譜代の雄藩において、江戸時代初期に藩の政治的拠点として築造され、江戸時代の全期間を通じて機能した近世城郭の遺跡である。また、江戸幕府が天下普請によって築造を開始し、石垣や堀切、切岸などを用いつつ巧みに縄張りを配置している点など、日本の近世史や城郭史を語るうえで欠かせない重要な歴史的位置を占めている。

ii) 石垣・土塁・堀や地下遺構、庭園などの諸要素が、良好な状態で一体的に保存されている遺跡である

地上に顕在化した良好な状態で保存されている山上の曲輪群や石垣・土塁・堀などの遺構のほか、地上に顕在化していない表御殿や藩校、有力家臣の武家屋敷等の地下遺構、名勝に指定されている大名庭園の玄宮楽々園などの近世城郭を構成する諸要素が、良好な状態で一体的に保存されている遺跡である。

iii) 江戸時代の城郭建造物が、数多く残されている遺跡である

天守をはじめ、国宝・重要文化財に指定されている6件7棟の近世城郭建造物が、史跡の中に良好な状態で保存されている。また、上記の指定建造物以外にも、大名庭園や武家屋敷に伴う江戸時代の建造物数棟が現存している。

iv) 歴史的変遷を史料で確認することができる遺跡である

近世城郭の築造や修理などの歴史的な変遷を、彦根藩等が作成した古文書や古絵図などの史料によって確認することができる遺跡である。

上記の4つ以外に、現在の特別史跡指定地の周辺を含めて検討した場合には、彦根城跡の歴史的資産としての本質的価値については下記の点も抽出することができる。

v) 城下町を含めた近世城郭の全体構造を知ることができる遺跡である

道路や水路などの地上に残されている痕跡から江戸時代の地割が読み取れ、3重の堀に囲まれた近世城郭と城下町の全体構造を知ることができる。

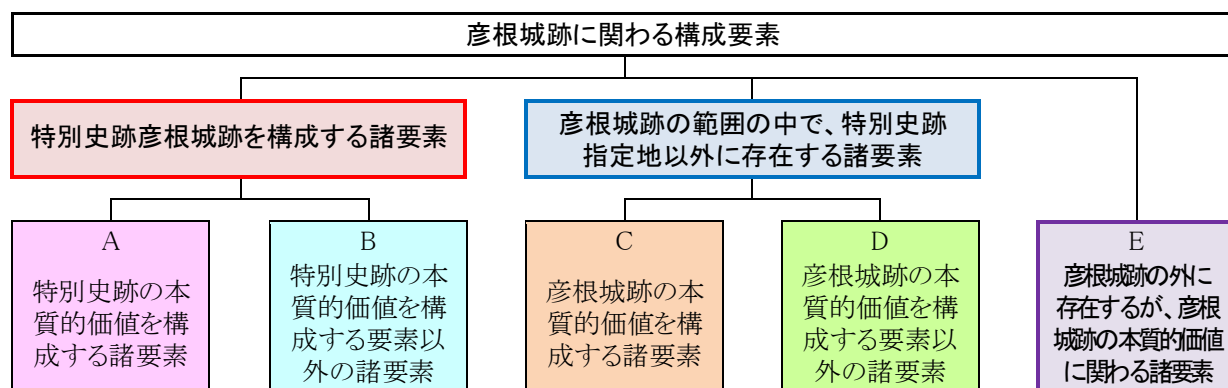
残された地割の中には、江戸時代に建築された武家屋敷の長屋門や足輕組屋敷、町屋などの建造物が点的に残されており、古文書や古絵図などの史料と現地に残された地割とを対比させながら、城下における武家屋敷や町屋などの配置を裏付けることができる。

(『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』の「彦根城跡の歴史的資産としての本質的価値」を転載)

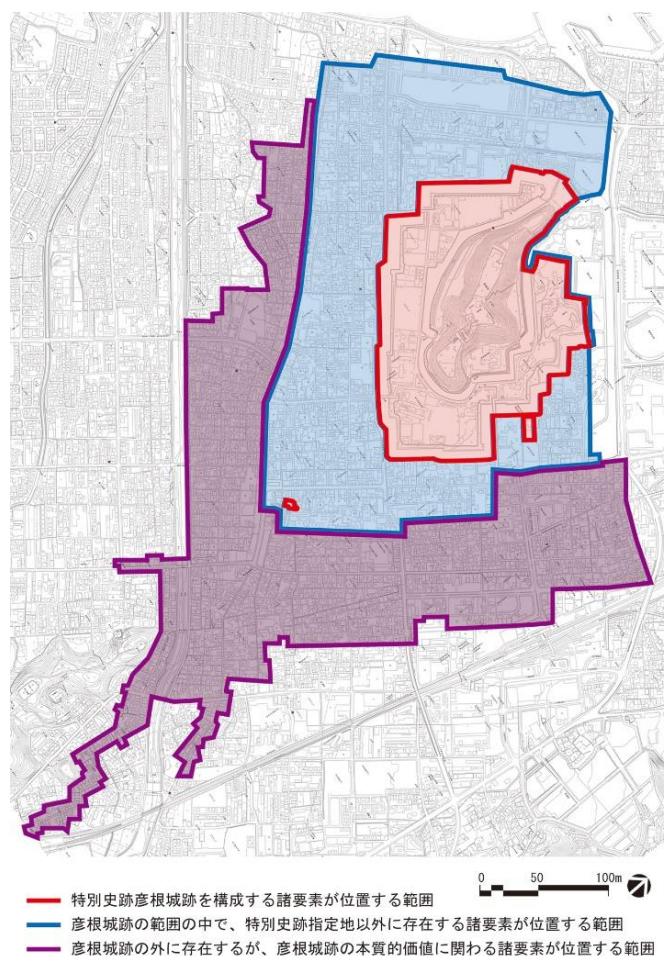
（２）特別史跡彦根城跡の本質的価値を構成する諸要素

①彦根城跡に関わる構成要素の分類

彦根城跡に関わる構成要素は、構成要素の所在する場所及び彦根城跡の本質的価値との関係から、『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』において下の体系図のとおり分類されている。構成要素の所在する場所は、構成要素A Bが「特別史跡彦根城跡指定範囲」、構成要素C Dが彦根城外堀跡（惣構）の内側である「彦根城跡の範囲」、構成要素Eが彦根城外堀跡（惣構）の外側である純粋な「彦根城下の範囲」となっている。なお、体系図中の構成要素A～Dの色分けは、次頁以降の分布図における構成要素の色分けと対応している。



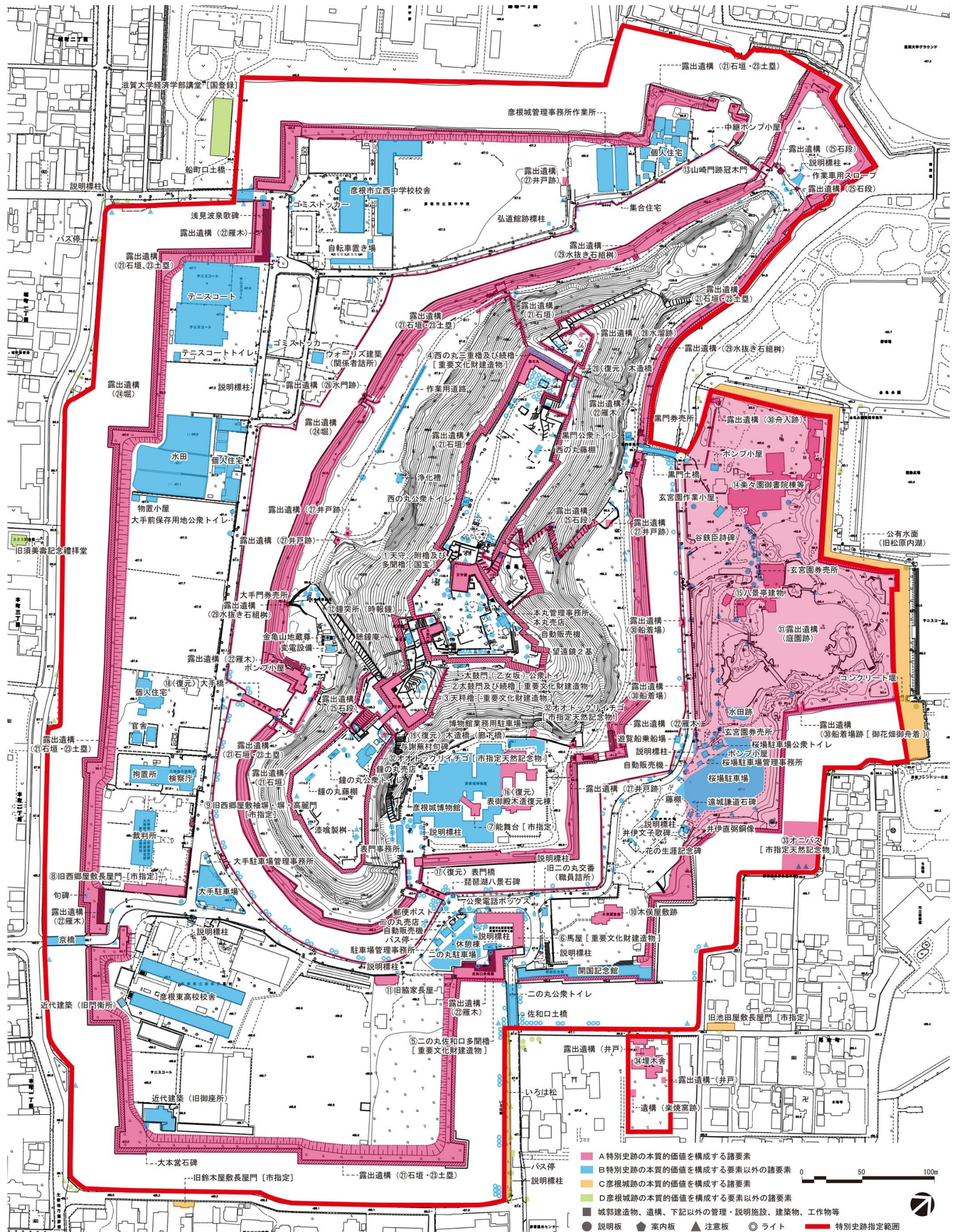
図：彦根城跡に関わる構成要素の体系図



図：構成要素の所在する範囲

②特別史跡の本質的価値を構成する諸要素等の分布及び現況

①で示した構成要素のうち、「A 特別史跡の本質的価値を構成する諸要素」「B 特別史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素」及び特別史跡彦根城跡指定範囲周辺における「C 彦根城跡の本質的価値を構成する諸要素」「D 彦根城跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素」の分布を以下に示す。「A 特別史跡の本質的価値を構成する諸要素」については、現況写真と共に概要を次頁以降に掲載する。なお、「A 特別史跡の本質的価値を構成する諸要素」の名称は、『特別史跡彦根城跡保存活用計画』に沿って記載する。



図：特別史跡彦根城跡指定範囲及び周辺の彦根城跡に関わる構成要素分布図①⁵

⁵ 図中の「現在の堀(旧松原内湖)」については、『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』では彦根城跡に関わる構成要素に含まれていないが、今後の整備を見据え、本計画において彦根城跡の本質的価値を構成する諸要素に設定した。



図：特別史跡彦根城跡指定範囲及び周辺の彦根城跡に関わる構成要素分布図②

表：特別史跡の本質的価値を構成する諸要素の概要及び現況

番号	名称及び概要	現況写真 ⁶
①	天守、附櫓及び多聞櫓[国宝] 天守は高さ約 15.5m の3階建て(地下階段室、玄関付き)で、1階建ての附櫓と多聞櫓が接続している。天守は大津城天守が移築されたものと伝わり、慶長12年(1607)頃に完成した。多聞櫓は、慶安3年(1651)に附設されたと考えられている。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』、『彦根城世界遺産登録推薦書原案(骨子)』より)	

⁶ 使用している写真については、令和元年(2019)10月14日及び同月15日、同年12月4日及び同月5日に撮影した。

番号	名称及び概要	現況写真
②	太鼓門及び続櫓[重要文化財建造物] 太鼓丸に位置する、天守に至る道の最終関門となる櫓門である。築城当初に彦根城へ移築されたと伝わる。門の上部に1階建ての櫓が建てられ、南側に続櫓がし字状に接続している。太鼓を打つ場所だったと考えられ、番所としても使用された。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』、 『彦根城世界遺産登録推薦書原案(骨子)』より)	
③	天秤櫓[重要文化財建造物] 太鼓丸に位置する、東の大堀切(尾根を遮断してつくられた巨大な空堀)を守る櫓門である。築城当初に彦根城へ移築されたと伝わる。内部は、武器・武具の収蔵庫として使用されていた。嘉永7年(1854)には、石垣を含め門より西側が全面改修された。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』、 『彦根城世界遺産登録推薦書原案(骨子)』より)	
④	西の丸三重櫓及び続櫓[重要文化財建造物] 西の丸に位置し、西の大堀切を守る櫓である。三重櫓は築城当初に彦根城へ移築されたと伝わり、3階建ての櫓の北と東に続櫓が接続する。内部は鉄砲の弾薬または旗の収蔵庫として使用されていた。嘉永6年(1853)に大規模修理により部材の約8割が取り替えられた。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』、 (『彦根城世界遺産登録推薦書原案(骨子)』より)	
⑤	二の丸佐和口多聞櫓[重要文化財建造物] 中堀に開く門の1つである佐和口を守る重要な櫓である。二の郭にあり、内部は細工方などの役所として使用されていた。南端のみ2階建てで、建物の高さは約10.2mである。元和8年(1622)頃までに建てられたが、明和4年(1767)に火災で焼失し、明和6年(1769)から明和8年(1771)にかけて再建された。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』、 『彦根城世界遺産登録推薦書原案(骨子)』より)	

番号	名称及び概要	現況写真
⑥	馬屋〔重要文化財建造物〕 二の郭にあり、表御殿の付属施設として、城主の馬を飼育した施設である。屋根の葺き替えの痕跡から、元禄 13 年(1700)頃に建てられたと推定されている。明和4年(1767)に佐和口多聞櫓が焼失した際、同櫓に隣接した部分が焼失し、明和年間(1764～1772)に再建された。内部には 21 頭分の馬つなぎ場が設けられている。 (『彦根城世界遺産登録推薦書原案(骨子)』より)	
⑦	能舞台〔市指定建造物〕 寛政 12 年(1800)に建てられ、表御殿での祝賀行事として能が上演された舞台である。明治 11 年(1878)に解体され、井伊神社(市内古沢町)、護国神社(市内尾末町)に移築・保存されていたが、昭和 60 年度(1985)に現在の位置に再び移築された。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』、 (『彦根城世界遺産登録推薦書原案(骨子)』より)	
⑧	旧西郷屋敷長屋門〔市指定建造物〕 二の郭の武家屋敷跡に位置する。長屋門は寛保2年(1742)の建築であり、明治 16 年(1883)に隣地の庵原屋敷から移築されたと考えられている。桁行 24 間、梁間 3 間、入母屋造り瓦葺で、門は 2 本の鏡柱を建てて冠木を渡し、両開きの板扉を配して、両側に潜戸を設けている。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	
⑨	旧西郷屋敷袖塀・塀・高麗門〔市指定建造物〕 二の郭の武家屋敷跡に位置する。高麗門は長屋門の西側にあり、切妻造り棧瓦葺で控壁は板瓦に長軒丸瓦葺である。東袖塀に脇柱を建て、鏡柱間に内片開き潜戸を釣る。西袖塀は矩折りとし、ともに腰はササラ子下見板張りで、屋根は棧瓦葺である。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	

番号	名称及び概要	現況写真
⑩	木俣屋敷跡 木俣家は江戸時代を通じて彦根藩の筆頭家老であった。築城当初は家老木俣土佐守の屋敷が山崎曲輪に存在したが、元和年間(1615～1624)に佐和口門脇へ移ったと「井伊年譜」等に伝わる。主屋は、天明5年(1785)の建築であることが棟札から判明している。平成 25 年(2013)に市が公有化するまで個人所有地だった。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』、 『彦根城世界遺産登録推薦書原案(骨子)』より)	
⑪	旧脇家長屋 脇家は代々の藩主が家老や中老を務めた重臣である。享和2年(1802)に脇家の長屋が建てられたという史料があり、この時に建てられた可能性が高い。桁行約 17.3m、梁間約 5.8m だが、屋根と外壁の形状から当初は北側にさらに長く伸び、門を設けた長屋門だった可能性がある。 (『彦根城世界遺産登録推薦書原案(骨子)』より)	
⑫	鐘突所(時報鐘) 太鼓丸に位置する建造物で、吊るされている時報鐘は城下に時を告げる役割を担っていた。築城当初は鐘の丸に設置されたものが、より遠くまで音が届くようにするため太鼓丸に移設されたと伝わる。現在の鐘突所の建立年代は不明である。時報鐘は弘化元年(1844)に 12 代井伊直亮が発注したと伝わる。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	
⑬	山崎門跡冠木門 内堀を渡って本丸に入る門は大手口、表門口、裏門口、黒門口、山崎口の5箇所設けられていたが、そのうち山崎口に現存する唯一の門である。城下から移設されたと伝わるが、詳細は明らかでない。江戸時代には木造橋が架けられていたが、現在は架橋されていない。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	

番号	名称及び概要	現況写真
⑭	楽々園御書院棟等 楽々園は、延宝5年(1677)から延宝7年(1679)にかけて造営された玄宮園の一部を修補し、槻御殿を増築して作られた池泉・枯山水庭園である。槻御殿は下屋敷や隠居所として使用され、文化10年(1813)に御書院、文化11年(1814)に御茶座敷が11代直中により増築された。また、天保13年(1842)に御楽々(楽々の間)が12代直亮により増築された。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』、 『彦根城世界遺産登録推薦書原案(骨子)』、 彦根市2018『名勝玄宮楽々園』パンフレットより)	
⑮	八景亭建物 延宝5年(1677)から延宝7年(1679)にかけて4代直興により造営された、大規模な池泉回遊式庭園である玄宮園内に位置する。鳳翔台と臨地閣という2棟の小座敷を中心とする8棟から構成されている。昭和50年(1975)に鳳翔台など一部が焼失し、昭和52年(1977)に復元されたが、臨地閣と畳廊下は文化10年(1813)頃の絵図の姿を残す。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』、『彦根城世界遺産登録推薦書原案(骨子)』、玄宮園説明板より)	
⑯	〈復元〉表御殿木造復元棟 表御殿は元和8年(1622)までに建てられたが、明治11年(1878)頃に解体された。昭和57～59年度(1982～1984)に行われた発掘調査に基づき、昭和62年(1987)に、江戸時代後期の外観で博物館を兼ねて復元された。木造復元棟は、表御殿内で藩主が日常生活を営んだ「奥向」に当たる。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』、『彦根城世界遺産登録推薦書原案(骨子)』、彦根城博物館HPより)	
⑰	〈復元〉表門橋 本丸と二の郭を繋ぎ、内堀を渡る木造橋である。平成13～15年度(2001～2003)の復元整備工事により、昭和44年(1969)に架橋された木橋を解体して架橋された。基礎工事には現代工法を採用しているが、橋の形態は江戸時代の絵図や古写真を参考にしている。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	

番号	名称及び概要	現況写真
⑱	〈復元〉大手橋 本丸と二の郭を繋ぎ、内堀を渡る木造橋である。老朽化に伴って昭和 55・56 年度(1980・1981)に改修を行い、明治9年(1876)の姿に復元されたものが現在の橋梁である。改修前の橋は、昭和初期までに全面改修された橋と考えられている。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	
⑲	〈復元〉木造橋(廊下橋) 鐘の丸と太鼓丸を繋ぎ、大堀切を渡る木造橋である。昭和 40 年(1965)に架け替えられたものが現存する。史跡指定前に撮影された写真では、橋脚の基部を石垣に穿った穴に据えていた旧状がうかがえるが、現在は大堀切の底にコンクリート基礎を設けている。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	
⑳	〈復元〉木造橋 北の大堀切に架けられた橋である。明治時代前期に以前の橋が撤去され、現在のものはそれ以降に建設された。石垣に残された痕跡から判断して、廊下橋と同様にかつては石垣に橋脚基礎を据える構造だったが、現在はコンクリート基礎の上に柱を据えていると考えられる。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	
㉑	露出遺構(石垣) 堀の兩岸及び丘陵部に位置し、防御の役割を果たすとともに城内に一体性を持たせていた。内堀内周は基本的に裾部の上に腰巻石垣を築くが、昭和時代まで松原内湖に面していた北東部は高石垣を築き、南部では腰巻石垣に加えて上部に鉢巻石垣を築いている。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』、『彦根城 世界遺産登録推薦書原案(骨子)』より)	

番号	名称及び概要	現況写真
㉒	露出遺構(雁木)	
	石垣や土塁に昇降するために付設された階段状の石造物である。土塁に沿って本丸の黒門口、裏門口、大手口、二の郭の京橋口、船町口、佐和口付近に存在する。	
㉓	露出遺構(土塁)	
	内堀及び中堀の内側に設けられている。土塁上にはソメイヨシノをはじめとする樹木が生育しており、江戸時代には瓦堀が築かれていた。中堀土塁上には、現存する佐和口多聞櫓のほかにも、明治維新後の廃城まで、中堀に面して隅櫓、多聞櫓が築かれていた。現在でも櫓の基礎に用いられた礎石が、土塁の上に良好に残存している箇所がある。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	
㉔	露出遺構(堀) ⁷	
	かつては本丸と二の郭を隔てる内堀、二の郭と三の郭を隔てる中堀、三の郭と郊外を隔てる外堀があり、いずれも松原内湖に繋がっていた。昭和時代に松原内湖及び外堀の大半が埋め立てられ、以降は堀全域が良好に保存されている。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』、 『彦根城世界遺産登録推薦書原案(骨子)』より)	
㉕	露出遺構(石段)	
	鐘の丸北西部の進入路、黒門山道から井戸曲輪への進入路、北腰曲輪から山崎曲輪への進入路等、城内に複数箇所設けられている。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	

⁷ 『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』では彦根城跡に関わる構成要素に含まれていないため、本計画において特別史跡の本質的価値を構成する諸要素に設定した。

番号	名称及び概要	現況写真
②⑥	露出遺構(水門跡) 米蔵跡に位置し、内堀沿いの土塁上に設けた瓦堀を切って築かれた水門である。「御城内御絵図⁸」によると、周辺には幕府から預かった軍用米を保管する米蔵が 17 棟あり、水門は舟を用いた米の搬出・搬入に使用された。現在は門の左右の石垣が残っており、平成 13 年度(2001)に保存修理を行った。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	
②⑦	露出遺構(井戸跡) 鐘の丸、井戸曲輪、米蔵跡、表門口・表御殿跡、西中学校に位置する。写真は米蔵跡にある2基のうち、石組みが露出した南側の1基である。特別史跡指定以前にここに石地蔵が集められており、それらを祀るために大正時代に建てられたのが大手にある金亀山地蔵尊であると言われている。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	
②⑧	露出遺構(水溜跡) 本丸、西の丸、出曲輪に存在する。写真は出曲輪内に 1 箇所露出して残存する遺構で、内側で 3.6m×1.5m 程度であり、比較的大規模なものである。これより西側にも内部が埋まった水溜状施設があり、地表面で観察できる。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	
②⑨	露出遺構(水抜き石組柵) 大手及び北腰曲輪に位置する。石垣の外側下部に排水孔が設けられており、城内の排水を集めて内堀へ排出するための施設と考えられる。写真は北腰曲輪の土塁裾に2箇所あるうちの1箇所、2.7m×2m 程度の規模である。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	

⁸ 文化 11 年(1814)に彦根藩の普請奉行が作成させた公的な絵図。

番号	名称及び概要	現況写真
③⑩	露出遺構(船着場跡・船着場・舟入跡) 内堀外周及び中堀外周に複数箇所存在している。写真は、昭和時代まで松原内湖に面していた玄宮楽々園内の舟入跡(御花畑御舟着)で、平成16・17年度(2004・2005)に石垣の保存修理が実施された。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	
③⑪	露出遺構(庭園跡) 玄宮園と楽々園から成る。玄宮園は、大規模な池泉回遊式庭園であり、延宝5年(1677)から延宝7年(1679)にかけて4代直興により造営された。楽々園は、池泉・枯山水庭園であり、文化年間(1804～1818)に、11代直中の隠居に際して、玄宮園の一部を修補し楓御殿を増築して作られた。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	
③⑫	オオトックリイチゴ[市指定天然記念物] 天秤櫓と鐘の丸を繋ぐ木造橋の袂及び彦根城博物館の裏手に生育する。バラ科キイチゴ属の1種であり、植物学者の牧野富太郎が、彦根中学校に勤めていた植物学者の平瀬作五郎の協力を得て発見した。彦根城跡にのみ存在する。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	
③⑬	オニバス[市指定天然記念物]⁹ 中堀に生育する。スイレン科オニバス属の1種であり、1年生の水生植物で、全体に鋭いトゲが密生している。敵の侵略を防ぐため生育させたと伝えられるが、築城以前から松原内湖に自生していた可能性も考えられる。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	

⁹ 使用している写真は彦根城オニバスプロジェクト HP<<https://onibas.nobbyspage.net/about/>>[最終閲覧：2020.6.1]より転載。差替え予定。

番号	名称及び概要	現況写真
③④	埋木舎 埋木舎は井伊家の庶子を養育する場として使用された。延享元年(1744)から宝暦 4 年(1754)にかけて、記録により現在地に屋敷の存在が確認できる。現存する主屋は宝暦 9 年(1759)に建てられた。井伊直弼の側役であった大久保小膳の幕末・維新期の功績により、明治4年(1871)に井伊家から贈与され、現在まで代々の大久保家当主が保存に努めてきている。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	
③⑤	外堀土塁遺構 江戸時代初期に外堀内側に築造された土塁である。平成 27 年(2015)に現況測量及び遺構確認調査を実施し、平成 28 年(2016)に 1,305.70 m²の範囲が追加指定された。 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より)	

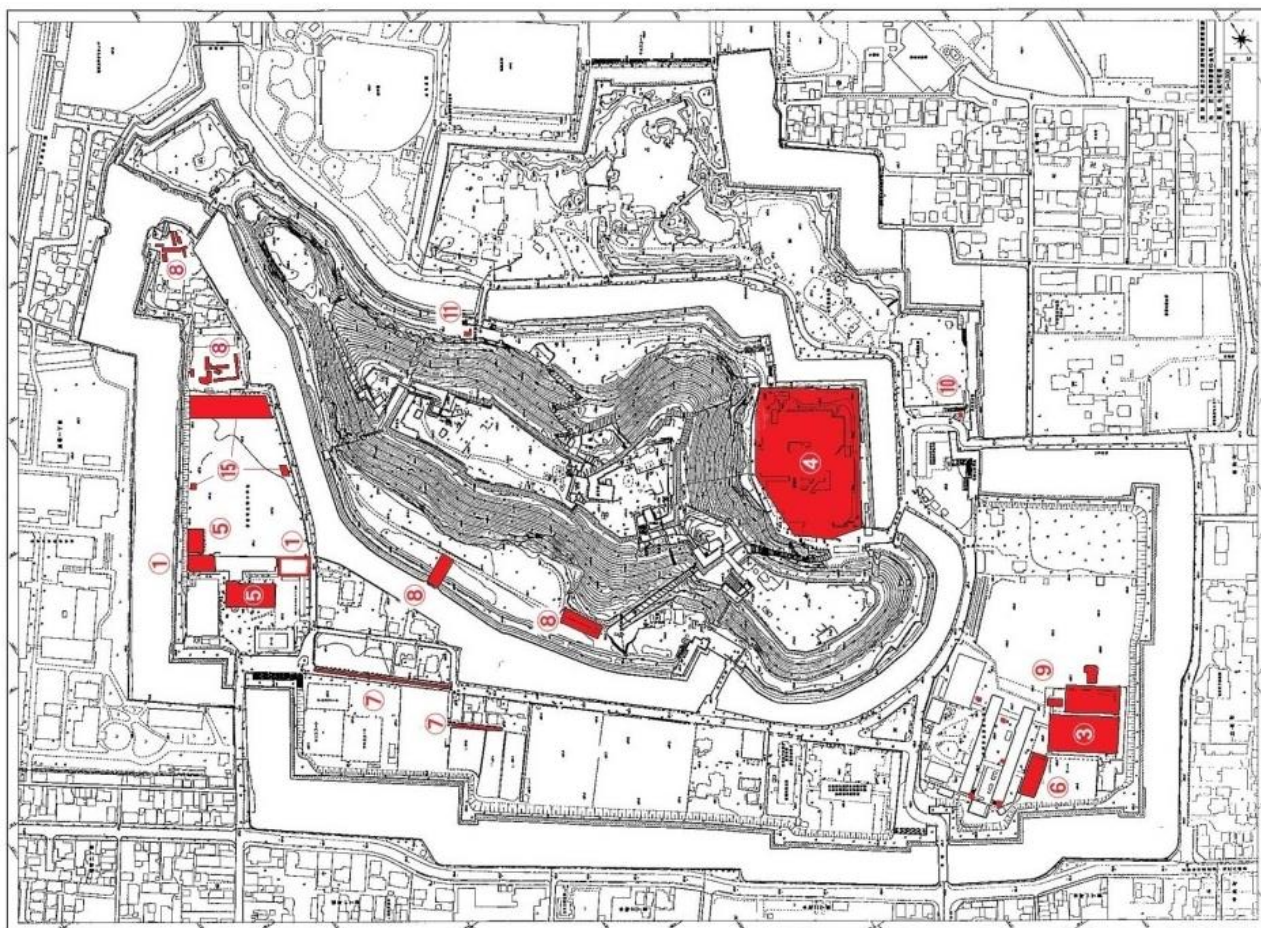
3. 調査・整備の履歴

(1) 発掘調査

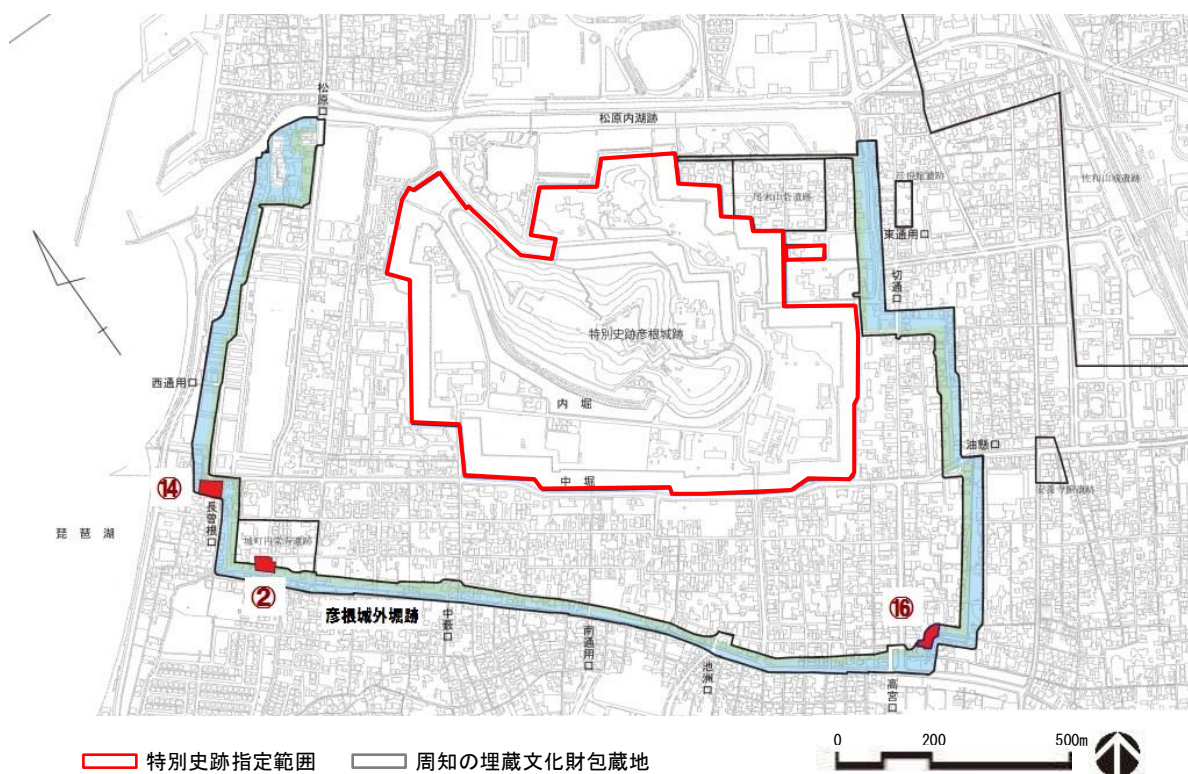
彦根城跡に係る発掘調査の履歴は以下のとおりである。なお、番号は次頁の図に対応する。

表：彦根城跡発掘調査一覧（指定地外を含む。建造物・石垣の保存修理に伴う調査を除く。）

事業年度	番号	事業内容	実施主体	文献名
昭和 54 年度 (1979)	①	彦根西中学校校舎に伴う発掘調査	市教育委員会	『彦根市埋蔵文化財調査報告第 11 集』 (彦根市教育委員会/1985)
昭和 54 年度 (1979)	②	分譲住宅造成に伴う発掘調査	市教育委員会	『彦根市埋蔵文化財調査報告第 1 集』 (彦根市教育委員会・彦根市埋蔵文化財発掘調査団/1981)
昭和 55 年度 (1980)	③	彦根東高等学校体育館建設に伴う発掘調査	県教育委員会	『滋賀県緊急雇用創出特別対策事業に伴う出土文化財資料化収納業務報告書Ⅱ-1』 (滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会/2005)
昭和 57～59 年度 (1982～1984)	④	彦根城博物館建設に伴う試掘・発掘調査	市教育委員会	『彦根城博物館調査報告Ⅰ』 (彦根城博物館/1988)
昭和 59・60 年度 (1984・1985)	⑤	彦根西中学校特別教室棟と管理棟建設に伴う発掘調査	市教育委員会	『彦根市埋蔵文化財調査報告第 11 集』 (彦根市教育委員会/1985)
昭和 61 年度 (1986)	⑥	彦根東高等学校資料室建設に伴う発掘調査	県教育委員会	『特別史跡「彦根城跡」県立彦根東高等学校資料室建設に伴う発掘調査報告書』 (滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会/1986)
平成元・2 年度 (1989・1990)	⑦	下水道工事に伴う発掘調査	市教育委員会	『特別史跡彦根城跡—公共下水道工事に伴う調査—』 (彦根市教育委員会/1991)
平成 12 年度 (2000)	⑧	作事所跡の発掘調査	市教育委員会	『彦根市埋蔵文化財調査報告第 32 集』 (彦根市教育委員会/2003)
平成 13 年度 (2001)		米蔵会所・米蔵水門・作事所跡各地区の発掘調査		
平成 14 年度 (2002)		作事所跡地区の発掘調査		
平成 19 年度 (2007)	⑨	彦根東高等学校耐震改修等工事に伴う発掘調査	県教育委員会	『特別史跡「彦根城跡」県立彦根東高等学校耐震改修等工事に伴う発掘調査報告書』 (滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会/2010)
平成 20 年度 (2008)	⑩	開国記念館エレベーター設置に伴う発掘調査	市教育委員会	『平成 20 年度彦根市文化財年報』 (彦根市教育委員会/2010)
平成 20 年度 (2008)	⑪	黒門番所トイレ建設に伴う発掘調査	市教育委員会	『平成 20 年度彦根市文化財年報』 (彦根市教育委員会/2010)
平成 20・21 年度 (2008・2009)	⑫	玄宮楽々園東側の桜場駐車場付近における範囲確認調査	市教育委員会	『名勝玄宮楽々園範囲確認調査報告書』 (彦根市教育委員会/2011)
平成 21 年 (2009)～	⑬	玄宮園魚躍沼護岸保存整備に伴う試掘・発掘調査	市教育委員会	『平成 21 年度彦根市文化財年報』～ (彦根市教育委員会/2011～)
平成 23・24 年度 (2011・2012)	⑭	長曾根口御門跡における範囲確認調査	市教育委員会	『彦根城外堀関東遺構範囲確認調査報告書1』 (彦根市教育委員会/2015)
平成 24・25 年度 (2012・2013)	⑮	弘道館跡における範囲確認調査	市教育委員会	『特別史跡彦根城跡彦根藩藩校弘道館跡範囲確認調査報告書』 (彦根市教育委員会/2015)
平成 27 年度 (2015)	⑯	外堀土塁における範囲確認調査	市教育委員会	『彦根城外堀関東遺構範囲確認調査報告書1』 (彦根市教育委員会/2015)



図：彦根城跡における発掘調査地点 1 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より転載)



図：彦根城跡における発掘調査地点 2 (『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』掲載の図に加筆)

(2) 石垣の修理及び調査

石垣修理及び調査については、昭和48年(1973)から実施している。なお、文化庁及び滋賀県教育委員会の指導・助言のもと平成11年度(2009)に特別史跡指定地内の「石垣調査カード」を作成した。翌12年度から彦根市教育委員会文化財課が発掘調査を実施しつつ、石垣保存修理を継続的に実施している。平成17年度(2005)・平成18年度(2006)・平成20年度(2008)には、構築調査(石垣の分布・現況・積み方)、石材調査(産地・加工度)、崩落調査(現況・き損状況・危険度)、歴史調査(発掘調査・史料・絵図)等を整理し、石垣台帳を作成した。

近世及び近代の石垣修理と調査の履歴は以下のとおりである。なお、表中の番号は次頁以降の図中の番号に対応する。

表：近世の彦根城石垣修復一覧

事業年度	番号	修復箇所	文献名
元禄15年(1702)	1	京橋口	『侍中由緒帳』(彦根城博物館所蔵)
	2	佐和口	
正徳4～享保元年 (1714～1716)	—	城廻り石垣8箇所	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
享保5～7年 (1720～1722)	—	城廻り石垣7箇所	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
享保8年 (1723)	—	本丸(山岸土留石)	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
	3	二の郭(南南東)	
	4	二の郭(南南西)	
	5	二の郭(西南西)	
享保10年(1725)	6	三の郭(油懸口御門)	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
享保12年(1727)	—	場所不明	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
享保18年(1733)～	7	本丸櫓台	—
元文2年(1737)	3	二の郭(南南東)	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
	8	三の郭(南東)	
元文4年(1739)	9	二の郭(南南西)	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
	8	三の郭(南南東)	
元文5年(1740)	8	三の郭(南東)	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
	3, 10	三の郭(東南東)	
	6, 11	三の郭(南南東)	
寛保元年(1741)～	1	二の郭(京橋口)	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
寛保3年(1743)～	12	二の郭(西北西)	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
延享元～3年 (1744～1746)	13-14	本丸(南南東・東南東)	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
宝暦元年(1751)～	15	二の郭(東北東)	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
宝暦5年(1755)	16	佐和口御門	八木原記録:宝暦6年1月12日「彦根市史稿」
宝暦7～8年 (1757～1758)	17	二の郭(南東)	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
	18	三の郭(東南東)	
	8	三の郭(南東)	
明和3～4年 (1766～1767)	19	本丸(北北西山崎)	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
	20	本丸(北)・	
	21	三の郭(南南西)	
	22	三の郭(西南西)	

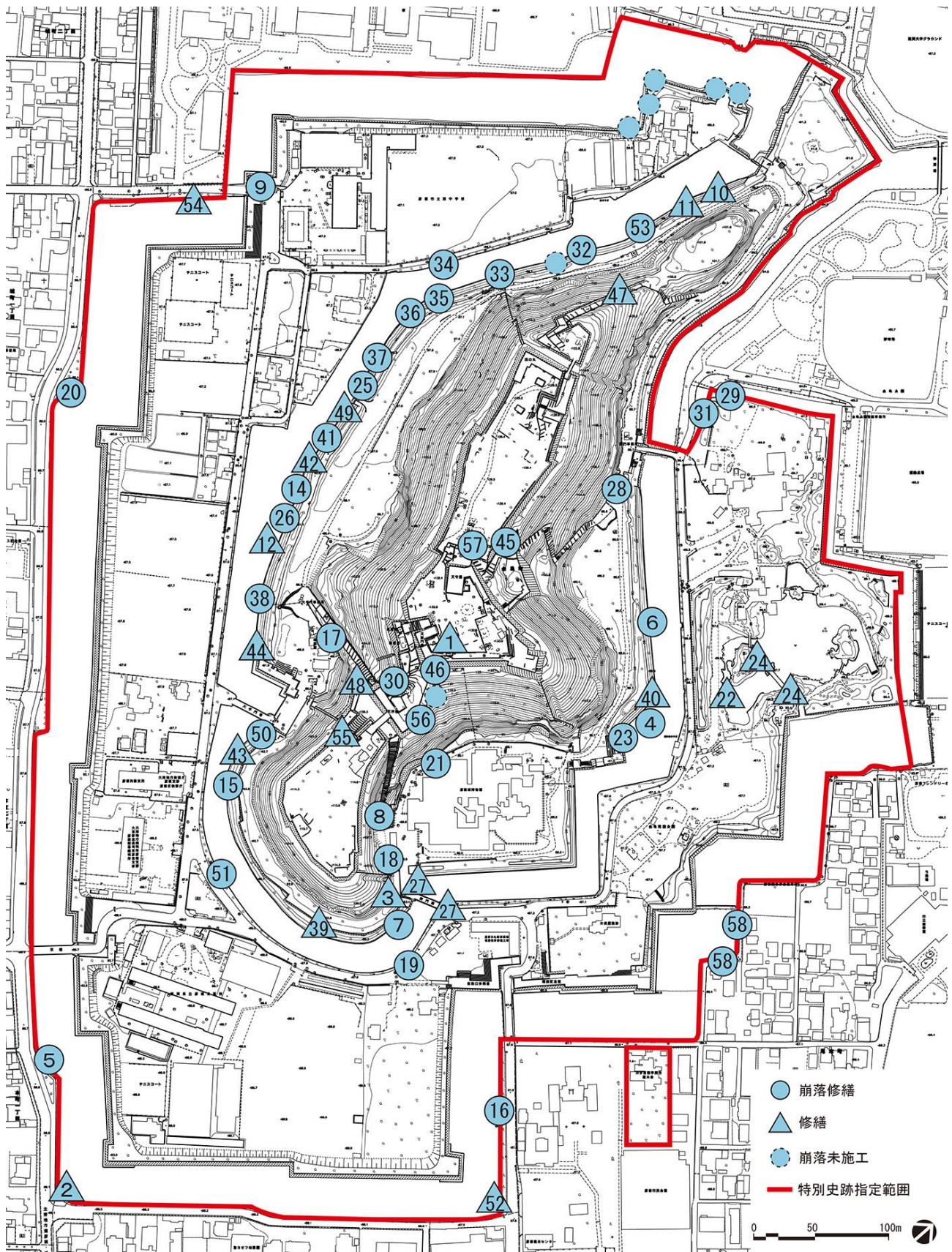
事業年度	番号	修復箇所	文献名
明和5～8年 (1768～1771)	16	佐和口	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
安永元～2年 (1772～1773)	23	二の郭(西北西)	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
安永4～5年 (1775～1776)	24	山崎	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
	25	東中嶋	
	21	三の郭(南南西)	
寛政4年(1792)～	26	本丸(東北東)・	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
	27	二の郭(東)	
	28	二の郭(南東)	
寛政7年(1795)	29	二の郭脇内記裏	『侍中由緒帳』(彦根城博物館所蔵/1995)
享和3～文化2年 (1803～1805)	30	本丸(南東)	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
	23	二の郭(西北西)	
	31	三の郭(東南東)	
文政2～5年 (1819～1822)	32-33	本丸(北北西)	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
	34	本丸(北西)	
	35	本丸(東北東)	
	36	本丸(南西)	
天保6年(1835)	37	二の郭	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
天保7年(1836)	38	本丸大手枡形	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
嘉永4年(1851)～	39	本丸(南南東)	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
	40	本丸(南東)	
	33	本丸(北北西)	
嘉永5年(1852)～	41	西の丸三重櫓下	『重要文化財彦根城西の丸三重櫓及続櫓二の丸 佐和口多聞櫓修理工事報告書』 (滋賀県教育委員会)
嘉永7年(1854)	42	本丸(東南東)	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)
安政元年(1854)	43	本丸(南)	重要文化財『彦根藩井伊家文書』 (彦根城博物館所蔵)



図：近世の彦根城石垣修復位置図

表：昭和 48 年度（1973）以降の彦根城跡石垣保存修理事業一覧

事業年度	番号	事業内容	実施主体	文献名
昭和 48 年度 (1973)	1	本丸東側石垣修理	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』 (彦根市教育委員会/2010)
	2	暗渠排水管設置に伴う 中堀石垣一部撤去		
昭和 49 年度 (1974)	3-4	表門・玄宮園前内堀石垣修理	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』 (彦根市教育委員会/2010)
	5	京橋東側中堀外側石垣修理		
昭和 50 年度 (1975)	6	黒門東側内堀内側石垣修理	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』 (彦根市教育委員会/2010)
	7-9	表山道・内堀・船町口石垣修理		
昭和 51 年度 (1976)	10-12	山崎口東側内堀内側(3箇所)石垣修理	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』 (彦根市教育委員会/2010)
昭和 54 年度 (1979)	—	鐘の丸石垣修理	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』 (彦根市教育委員会/2010)
昭和 56 年度 (1981)	14-15	大手橋左右付近	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』 (彦根市教育委員会/2010)
昭和 59 年度 (1984)	16	いろは松石垣修理	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』 (彦根市教育委員会/2010)
昭和 60 年度 (1985)	17	大手山道石垣修理 (昭和 60～63 年度)	市	『特別史跡「彦根城跡」大手山道石垣保存 修理工事報告書』 (彦根市/1989)
	18	表門橋南側石垣修理 (登り石垣付近)	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』 (彦根市教育委員会/2010)
平成元年度 (1989)	19	事故に伴う内堀石垣修理	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』 (彦根市教育委員会/2010)
平成2年度 (1990)	20	事故に伴う中堀石垣修理	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』 (彦根市教育委員会/2010)
平成7年度 (1995)	21	博物館裏石垣修理	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』 (彦根市教育委員会/2010)
平成 10 年度 (1998)	22	玄宮園琴橋修理に伴う石垣修理	市	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』 (彦根市教育委員会/2010)
平成 12 年度 (2000)	23	内堀沿い石垣	市教育 委員会	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書1』 (彦根市教育委員会/2012)
	24	玄宮園龍臥橋修理に伴う石垣修理		『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書』 (彦根市教育委員会/2010)
平成 13 年度 (2001)	25	内堀沿い石垣	市教育 委員会	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書1』 (彦根市教育委員会/2012)
	26	米蔵水門石垣		
	27	表御門橋石垣		
平成 15 年度 (2003)	28	黒御門周辺石垣	市教育 委員会	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書1』 (彦根市教育委員会/2012)
平成 16 年度 (2004)	29	御花畑御舟着西側石垣	市教育 委員会	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書1』 (彦根市教育委員会/2012)
平成 17 年度 (2005)	30	太鼓丸西側石垣	市教育 委員会	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書1』 (彦根市教育委員会/2012)
	31	御花畑御舟着東側石垣		
平成 18 年度 (2006)	32-38	内堀沿い石垣	市教育 委員会	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書1』 (彦根市教育委員会/2012)
	39-40	内堀沿い石垣		
平成 19 年度 (2007)	41-43	内堀沿い石垣	市教育 委員会	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書1』 (彦根市教育委員会/2012)
平成 20 年度 (2008)	44	内堀沿い石垣	市教育 委員会	『特別史跡彦根城跡石垣総合調査報告書1』 (彦根市教育委員会/2012)
	45	井戸曲輪塀御門石垣		
	46	太鼓丸埋御門石垣		



図：昭和 48 年度（1973）以降の彦根城跡石垣保存修理及び崩落未施工位置図

(3) 歴史的建造物の修理及び調査

近世及び近代の歴史的建造物の修理及び調査の履歴は以下のとおりである。なお、表中の番号は次頁以降の図中の番号に対応する。

表：近世の彦根城建造物修理一覧

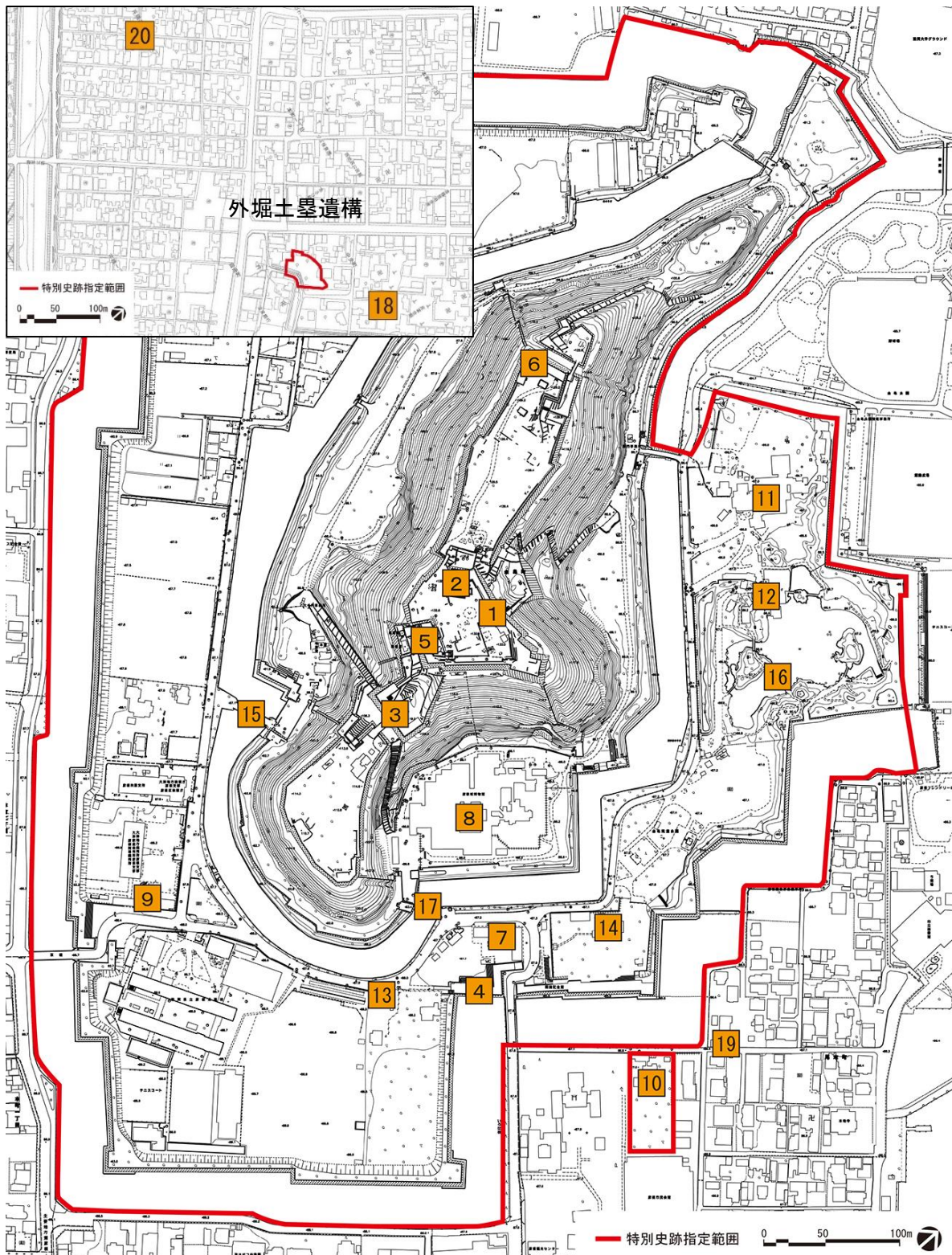
事業年度	番号	修復内容	文献名
慶安3年 (1650)～	1	惣構土居・天守多聞櫓・本丸角矢倉修復	中村勝麿文書「彦根市史稿」
宝永元年 (1704)	2	天守解体修復	『国宝彦根城天守・附櫓及び多聞櫓修理工事報告書』(滋賀県教育委員会/1960)
宝永3年 (1706)	3	天秤櫓修復	『重要文化財彦根城天秤櫓太鼓門及続櫓修理工事報告書』(滋賀県教育委員会/1957)
明和5～8年 (1768～1771)	4	佐和口櫓修復	『旧伊家来古文書』(彦根市教育委員会/1983)
天明4年 (1784)	3	天秤櫓修理	「天秤櫓隅棟鬼板竈書」
文政9年 (1826)	5	太鼓門櫓修理	『重要文化財彦根城天秤櫓太鼓門及続櫓修理工事報告書』(滋賀県教育委員会/1957)
天保12年 (1841)	2	天守二重梁修理	『国宝彦根城天守・附櫓及び多聞櫓修理工事報告書』(滋賀県教育委員会/1960)
嘉永6年 (1853)	6	西の丸三重櫓修復	『重要文化財彦根城西の丸三重櫓及び続櫓・二の丸佐和口多聞櫓修理工事報告書』(滋賀県教育委員会/1962)
嘉永7年 (1854)	3	天秤櫓解体修理	「彦根市史稿」

表：昭和30年度(1955)以降の彦根城跡建造物保存修理工事・調査一覧

事業年度	番号	事業内容	実施主体	文献名
昭和30・31年度 (1955・1956)	5	彦根城太鼓門及続櫓の解体修理工事	市	『重要文化財彦根城天秤櫓太鼓門及続櫓修理工事報告書』 (滋賀県教育委員会/1957)
	3	彦根城天秤櫓の半解体修理工事		
昭和31～35年度 (1956～1960)	2	彦根城天守、附櫓及び多聞櫓の全解体修理工事(天守石垣の一部も積替)	市	『国宝彦根城天守・附櫓及び多聞櫓修理工事報告書』 (滋賀県教育委員会/1962)
昭和35～37年度 (1960～1962)	6	彦根城西の丸三重櫓及び続櫓の解体修理工事	市	『重要文化財彦根城西の丸三重櫓及び続櫓・二の丸佐和口多聞櫓修理工事報告書』(滋賀県教育委員会/1962)
	4	彦根城二の丸佐和口多聞櫓の解体修理工事(石垣の一部も積み直し)		
昭和40～43年度 (1965～1968)	3	彦根城天秤櫓の屋根替工事	市	『重要文化財彦根城馬屋他一棟修理工事報告書』 (滋賀県教育委員会/1968)
昭和41～43年度 (1966～1969)	7	彦根城馬屋の解体修理工事	市	『重要文化財彦根城馬屋他一棟修理工事報告書』 (滋賀県教育委員会/1968)
昭和48年度 (1973)	13	旧脇家長屋の現況間取り図作成	市教育委員会	『彦根の民家－彦根市民家調査報告書－』 (滋賀県教育委員会/1980)
昭和52年度 (1977)	12	昭和50年(1975)に火災に遭った鳳翔台などの復元工事	市	-
昭和55・56年度 (1980・1981)	15	大手橋の基礎や部材の調査を行ったうえで、新造、架け替え	市	『「特別史跡」彦根城跡 他保存修理報告書 大手橋改修工事・龍臥橋改修工事』(彦根市/1981)

事業年度	番号	事業内容	実施主体	文献名
昭和 55・56 年度 (1980・1981)	16	名勝玄宮楽々園龍臥橋の昭和 25 年(1950)頃改築の旧橋を新造、架け替え(金具の一部は再使用)	市	『「特別史跡」彦根城跡 他保存修理報告書 大手橋改修工事・龍臥橋改修工事』(彦根市/1981)
昭和 60 年度 (1985)	8	彦根城表御殿能舞台の解体修理工事(城外に移設されていたものを建築当初の位置に再建)	市教育委員会	『平成 23 年度彦根市文化財年報』(彦根市教育委員会/2013)
昭和 60～63 年度 (1985～1988)	10	昭和 59 年 3 月の積雪による建物倒壊に伴う埋木舎の建造物の解体修理工事(解体時に発掘調査及び庭園整備も実施)	個人	『特別史跡彦根城跡内埋木舎修理工事報告書』 (埋木舎当主大久保治男/1991)
平成4～7年度 (1992～1995)	9	旧西郷屋敷長屋門・高麗門の解体修理工事(解体時に発掘調査も実施)	裁判所	『彦根市指定文化財旧西郷屋敷長屋門修理工事報告書』(大阪高等裁判所/1997)
平成5～8年度 (1993～1996)	2	彦根城天守、附櫓及び多聞櫓の修理工事	市	-
平成8・10 年度 (1996・1998)	11	楽々園建物の現況実測調査	市教育委員会	-
平成9・18 年度 (1997・2006)	18	金亀会館の現況実測調査(平成 18 年度は市指定のための補足調査)(歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史まちづくり事業による解体修理、移築復原を計画)	市教育委員会	『特別史跡彦根城跡 彦根藩藩校弘道館跡範囲確認調査報告書』 (彦根市教育委員会/2015)
平成 11～13 年度 (1999～2001)	12	八景亭の現況実測調査	市教育委員会	-
平成 13～15 年度 (2001～2003)	17	表門橋の復元整備工事(基礎工事のみに現代工法を採用して復元)	市	『彦根城跡表門橋復元整備工事報告書』(彦根市/2005)
平成 17 年度 (2005)～	11	楽々園玄関棟、御書院ほかの解体修理工事(解体時に発掘調査も実施)	市教育委員会	『平成 21 年度彦根市文化財年報』(滋賀県教育委員会/2011～)
平成 21 年度 (2009)	6	彦根城西の丸三重櫓の西側外壁、白壁の剥離について修理工事	市教育委員会	-
平成 21 年度 (2009)	5	彦根城太鼓門の西側外壁、白壁の剥離の修理工事	市教育委員会	-
平成 21～23 年度 (2009～2011)	19	旧池田屋敷長屋門の歴史まちづくり事業による解体修理工事(解体時に発掘調査も実施)	市教育委員会	『彦根市指定文化財旧池田屋敷長屋門保存修理工事報告書』 (彦根市教育委員会/2013)
平成 22～25 年度 (2010～2013)	20	旧彦根藩足輕組辻番所(善利組及び善利組・旧磯島家住宅)と旧彦根藩足輕組屋敷(善利組・旧磯島家住宅)の歴史まちづくり事業による解体修理工事(解体時に発掘調査も実施)	市教育委員会	『平成 22 年度彦根市文化財年報』～『平成 25 年度彦根市文化財年報』(彦根市教育委員会/2012～2015)
平成 24～25 年度 (2012～2013)	6	彦根城西の丸三重櫓の北側及び東側の軒巴瓦の割れ落ちについて修理工事	市教育委員会	-
	5	彦根城太鼓門の北側及び東側の軒巴瓦の割れ落ちについて修理工事	市教育委員会	
	2	彦根城天守の漆喰(中塗り)の浮きについて剥落の解体作業、木部修理工事及び左官工事	市教育委員会	
平成 26 年度 (2014)	14	旧木俣屋敷主屋の現況実測調査	市教育委員会	『平成 26 年度彦根市文化財年報』(滋賀県教育委員会/2016)

事業年度	番号	事業内容	実施主体	文献名
平成 26・27 年度 (2014・2015)	7	彦根城馬屋の屋根等の修理工事	市	『平成 26 年度彦根市文化財年報』(彦根市教育委員会/2016)
平成 29・30 年度 (2017・2018)	2	天守の災害復旧工事		<情報収集の上記載する。>
平成 30・31 年度 (2018・2019)				



図：近世の彦根城建造物修理及び昭和 30 年度（1955）以降の彦根城跡建造物保存修理工事・調査位置図

（４）特別史跡指定地内及び周辺の埋蔵文化財

文化庁では、埋蔵文化財の存在が知られている土地のことを、「周知の埋蔵文化財包蔵地」と定めている。特別史跡彦根城跡指定地内及び周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地の分布は、次頁の図の通りである。

松原内湖遺跡は、旧松原内湖湖岸に立地する集落跡である。昭和 59 年（1984）から継続的に発掘調査が実施されており、旧松原内湖岸では、旧石器時代から江戸時代にかけて人々の営みが継続されてきたことが確認されている。また、松原内湖網代口遺跡と松原内湖小屋遺跡は、古墳時代から平安時代にかけての遺物散布地である。

佐和山城跡は、慶長 9 年（1604）の彦根城の築城に伴って廃城となった佐和山城の城跡であり、佐和山丘陵の中央部に所在する。城跡は山上曲輪群・山麓曲輪群・城下町の 3 つの区域に大別され、城郭関連の遺構と城下町の遺構、内堀の遺構が良好に残っている。

彦根城下町遺跡は、中世から近世にかけての彦根城の城下町跡である。平成 29 年（2017）に周知の埋蔵文化財包蔵地に登録された。東西が彦根駅西口から中堀の北西部まで、南北が池州町までの芹川から彦根藩松原下屋敷（お浜御殿）庭園等が位置する松原地区までの範囲を含む。

彦根城外堀跡は、追加指定に向けた取り組みの中で行われた調査の結果に基づき、平成 27 年（2015）に周知の埋蔵文化財包蔵地に登録された、彦根城の外堀跡全体である。なお、そのうち彦根城の南東隅に相当する外堀土塁は、極めて良好な形で地上面に現存していることから、平成 28 年（2016）に特別史跡彦根城跡に追加指定された。

参考文献：文化庁 HP<<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/maizo.html>>[最終閲覧：2020. 4. 30]

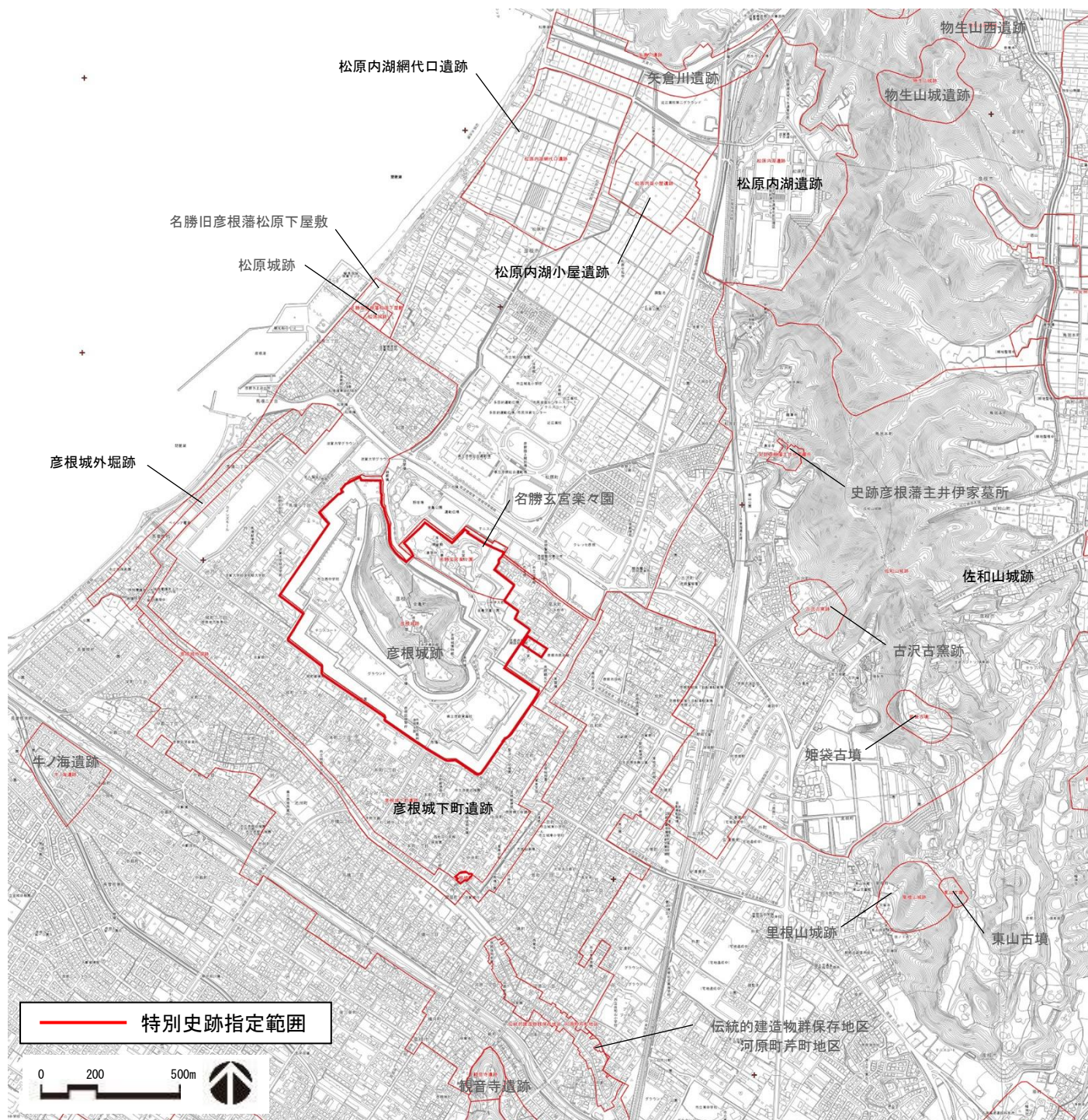
彦根市 2018「第 1 章 彦根市の歴史的風致形成の背景 4 文化財等の分布状況

（6）周知の埋蔵文化財包蔵地」「第 4 章 重点区域の位置及び区域 4 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携 （4）文化財保護法との連携」「資料編 2. 周知の埋蔵文化財包蔵地」『彦根市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）』

彦根市松原内湖遺跡発掘調査現地見学会資料<http://shiga-bunkazai.jp/download/pdf/081124_matsubara.pdf>[最終閲覧：2020. 4. 30]

佐和山城跡発掘調査現地説明会資料<http://shiga-bunkazai.jp/download/pdf/190929_sawayama.pdf>[最終閲覧：2020. 4. 30]

彦根市教育委員会 2016「第 7 章 保存管理 3 周辺環境の保存管理と今後の追加指定についての考え方 （2）追加指定についての考え方」『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』



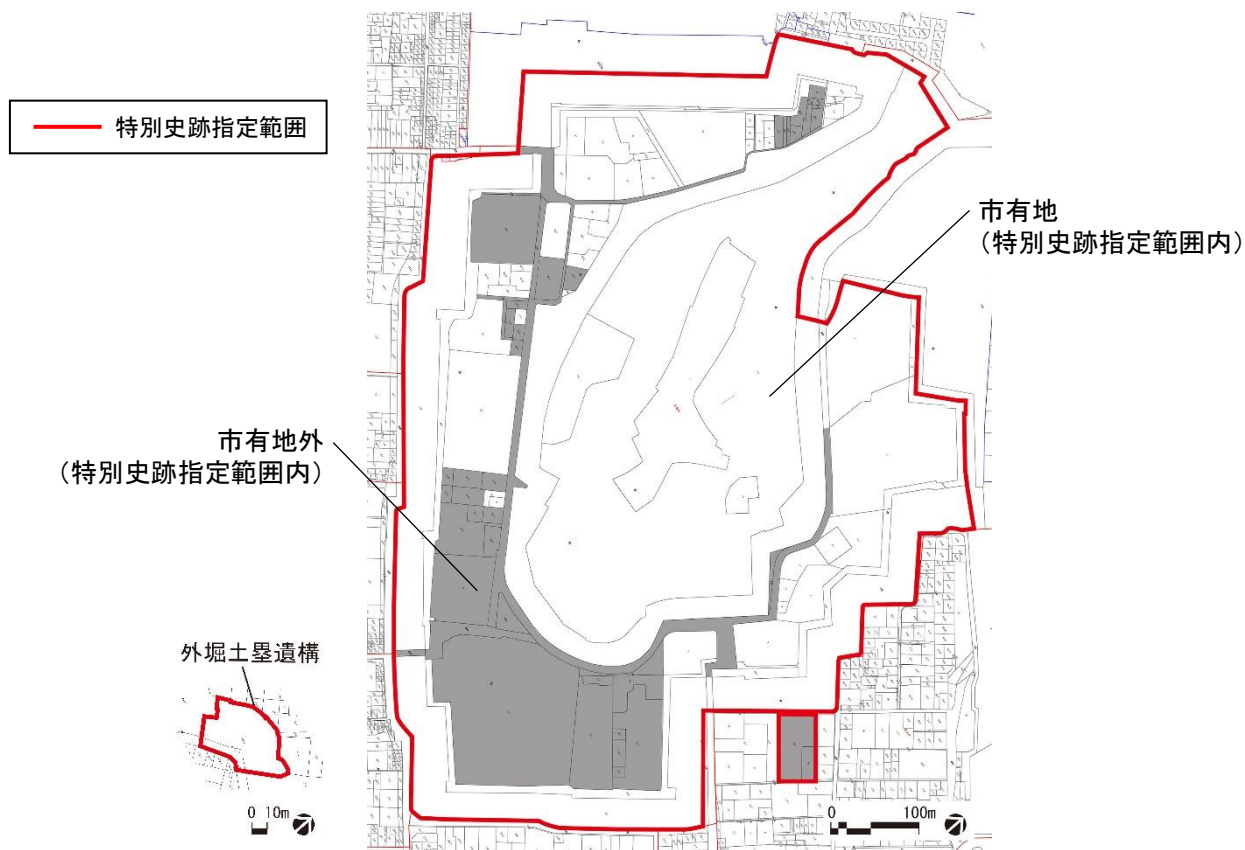
図：特別史跡彦根城跡指定地内及び周辺の遺跡分布状況（彦根まっぴ「遺跡地図情報」を基に作成）

4. 特別史跡の土地所有区分の状況

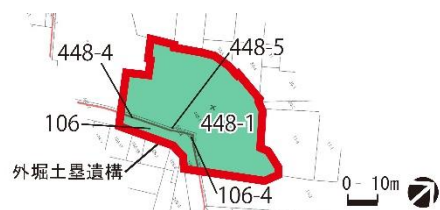
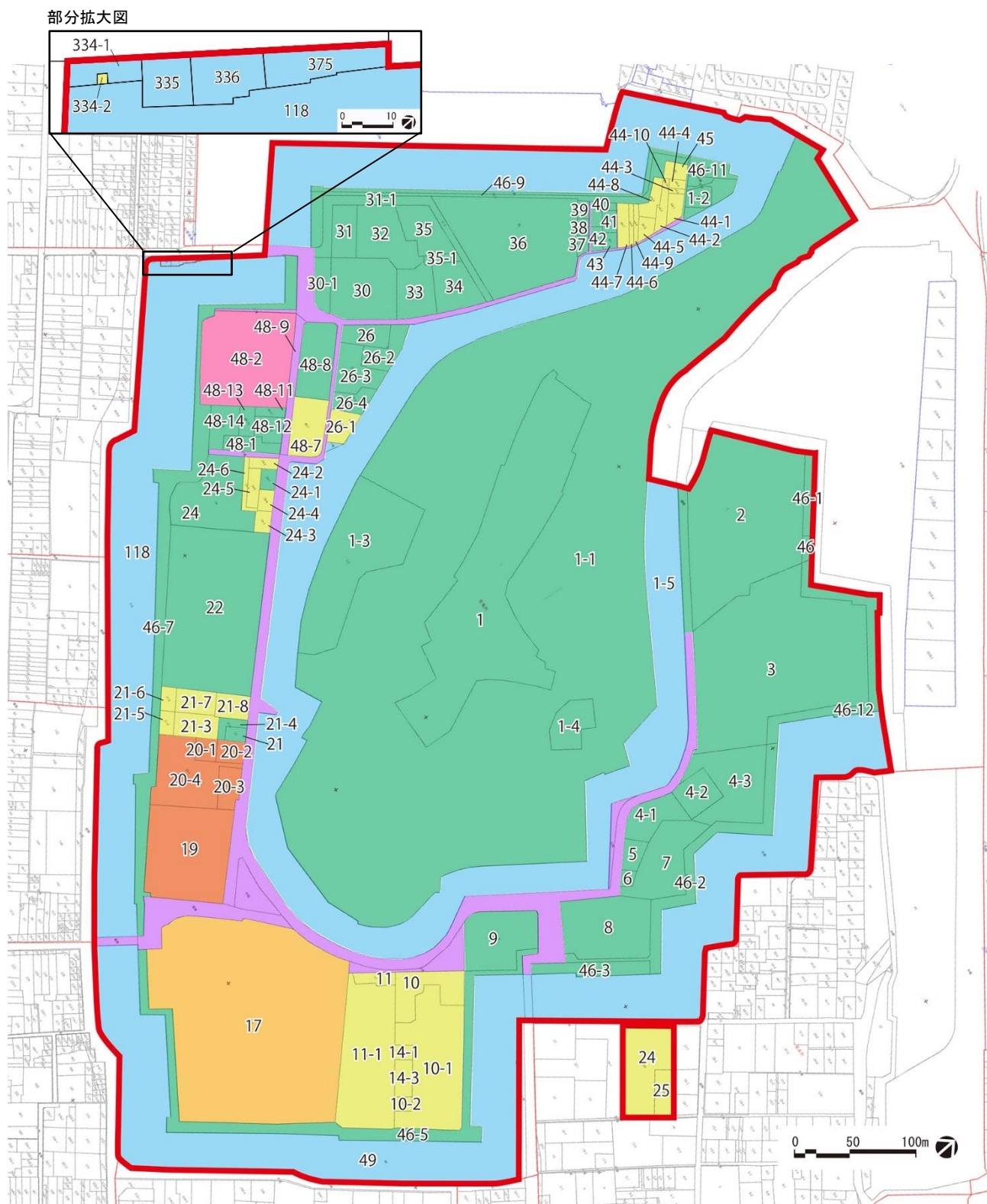
現在の特別史跡指定範囲内の土地所有区分及び市有地・市有地外区分の状況は以下の図表のとおりである。市では特別史跡の保存・活用の整備を見据え、指定地の土地所有の公有地化を進めている。

表：特別史跡指定地範囲内土地所有区分

区分	町	地番	区分	町	地番	区分	町	地番	区分	町	地番
市有地	金亀町	1	市有地	金亀町	32	市有地	錦町	106	市有地外 (民有地)	金亀町	21-5
		1-1			33			106-4			21-6
		1-2			34		中央町	448-1			21-7
		1-3			35			448-4			21-8
		1-4			35-1			448-5			24-2
		2			36	市有地 (準用河川)	金亀町	1-5			24-3
		3			37			49			24-4
		4-1			38			118			24-5
		4-2			39			334-1			24-6
		4-3			40			334-2			26-1
		5			41			335			44-1
		6			42			336			44-2
		7			43			375			44-3
		8			46	市有地外 (県有地)	金亀町	17			44-4
		9			46-1			19			44-5
		21			46-2	市有地外 (国有地)	金亀町	20-1			44-6
		21-4			46-3			20-2			44-7
		22			46-5			20-3			44-8
		24			46-7			20-4			44-9
		24-1			46-9	市有地外 (民有地)	金亀町	10			44-10
		26			46-11			10-1			45
		26-2			46-12			10-2			48-7
		26-3			48-1			11	市有地外 (尾末町)	尾末町	24
		26-4			48-8			11-1			25
		30			48-11			14-1	市有地外 (独立法人)	金亀町	48-2
		30-1			48-12			14-3			48-9
		31			48-13			21-3	市有地外 (道路敷)	金亀町	48-9
		31-1			48-14						



図：特別史跡指定範囲内市有地・市有地外区分図 令和元年（2019）8月時点



- | | |
|-----|----------|
| 市有地 | 準用河川 |
| 県有地 | 独立行政法人 |
| 国有地 | 道路敷 |
| 民有地 | 特別史跡指定範囲 |

図：特別史跡指定範囲内土地所有区分図 令和元年（2019）8月時点

5. 特別史跡の公開活用のための諸条件の把握

(1) 特別史跡の公開状況

特別史跡彦根城跡は、大正4年（1915）に旧彦根町が内堀より内側と付属の池及び堀を井伊家から購入して公園としての利用を開始したことが一般公開の開始となった¹⁰。現在の特別史跡指定地内における施設等の公開状況及び料金は以下のとおりである。また、彦根城観覧料には、次頁の図の有料公開範囲の見学料金が含まれる。

表：特別史跡指定地内における施設等の公開状況

種類	名称	公開状況	料金
国宝・国指定重要文化財	天秤櫓	有料公開	彦根城観覧料
	太鼓門及び続櫓 ¹¹		
	天守、附櫓及び多聞櫓		
	西の丸三重櫓及び続櫓		
	二の丸佐和口多聞櫓	非公開	－
	馬屋	無料公開	－
国指定名勝	玄宮楽々園	有料公開	玄宮園入園料
国登録文化財	埋木舎	有料公開	埋木舎入館料
県・市指定文化財	旧西郷屋敷長屋門・袖堀・堀・高麗門	非公開	彦根城博物館観覧料
	能舞台（彦根城博物館内）	有料公開	
博物館等施設	彦根城博物館	有料公開	彦根城博物館観覧料
	彦根市開国記念館	無料公開	

表：特別史跡指定地内における施設等の料金

令和2年（2020）1月現在

	個人			団体					
	一般	高校・大学生	小・中学生	30名以上		100名以上		300名以上	
				一般	小・中学生	一般	小・中学生	一般	小・中学生
彦根城観覧料 ¹²	800円	－	200円	720円	180円	640円	160円	560円	140円
埋木舎入館料	300円	200円	100円	－	－	－	－	－	－
彦根城博物館観覧料	500円	－	250円	450円	170円	400円	145円	350円	120円

彦根観光協会の「平成30年度事業報告」によると、平成29年度（2017）の入場者数は853,958人（内外国人30,927人）、平成30年度（2018）は722,916人（内外国人35,716人）となっている。来城者の安全面を考慮し、令和元年度（2019）に天守の耐震診断が実施された。城内の説明版・案内板・注意札は、整備済みのものがある一方で老朽化が進んでいるものもあり、デザインの統一がなされていない。また、日本語表記のみのものと多国語表記のものが混在している。

彦根市は、ホームページ「彦根観光ガイド」上で彦根城跡に関する情報を公開しており、ホームページの文章は日本語と英語の2ヶ国語で表記されている。

¹⁰ 昭和29年（1954）から観覧料を徴収することとなった。当時の観覧料は彦根市内在住の学生・生徒・児童を除き10円であった。

¹¹ 令和2年（2020）現在、内部公開は中止している。

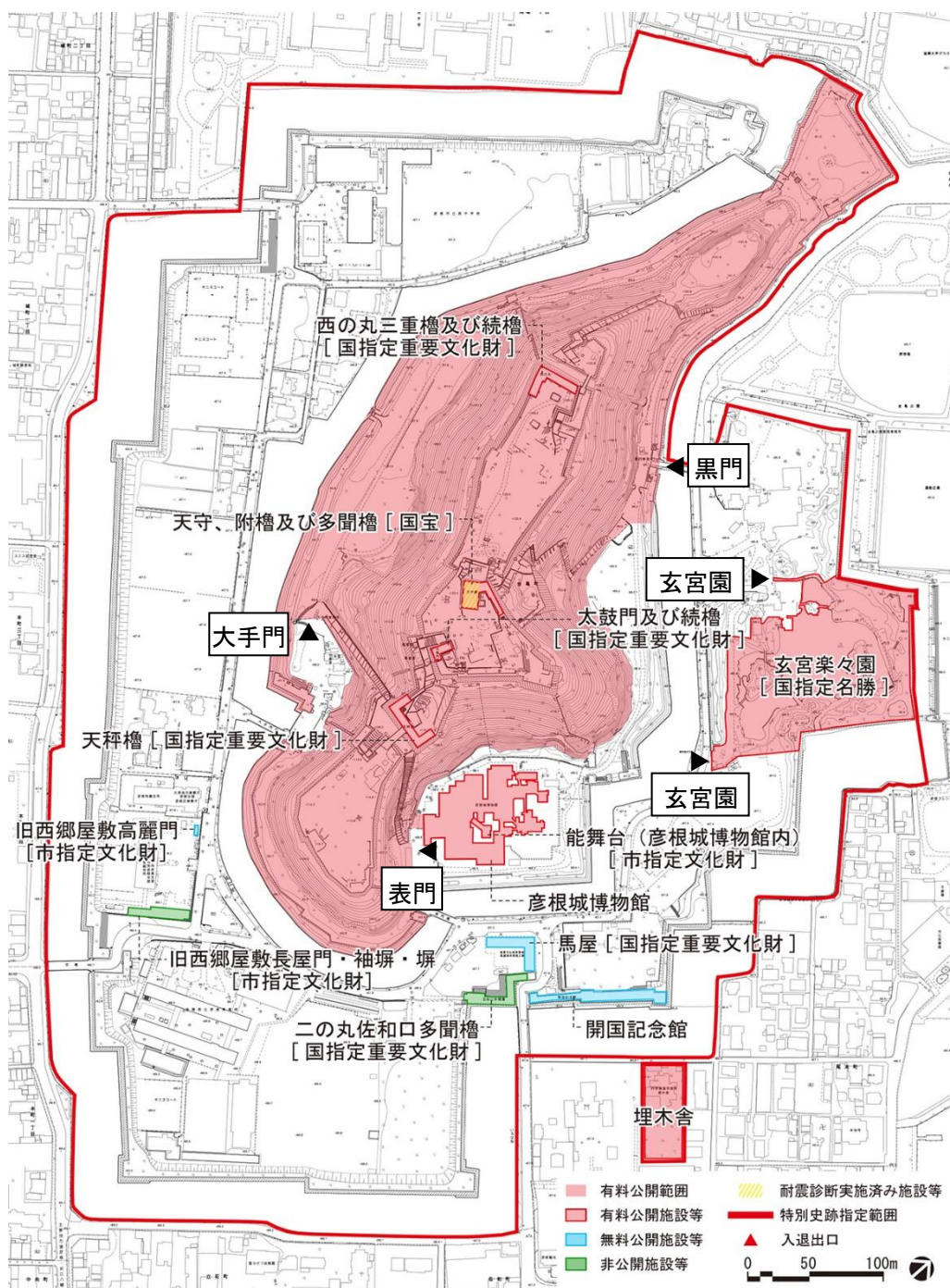
¹² 玄宮園入園料を含む。



写真：老朽化した注意札



写真：近年整備された説明版



図：特別史跡彦根城跡有料公開範囲

(2) 特別史跡指定地内及び周辺の施設等

特別史跡指定地内及び周辺の指定文化財と公開・活用に関わる施設を以下に示す。表中の「彦根城跡に関わる構成要素の分類」は「①彦根城跡に関わる構成要素の分類」¹³に対応し、番号は次頁の「図：特別史跡指定地内及び周辺の指定文化財と特別史跡の公開・活用に関わる施設」で示す施設等の番号に対応する。

表：特別史跡指定地内及び周辺の指定文化財

種類	彦根城跡に関わる構成要素の分類	名称	番号
国宝・国指定重要文化財	A	天秤櫓	1
	A	太鼓門及び続櫓	2
	A	天守、附櫓及び多聞櫓	3
	A	西の丸三重櫓及び続櫓	4
	A	二の丸佐和口多聞櫓	5
	A	馬屋	6
	E	千代神社本殿	7
国指定名勝	A・C	玄宮楽々園	8
	E	彦根藩松原下屋敷(お浜御殿)庭園	9
国登録文化財	D	滋賀大学経済学部講堂(旧彦根高等商業学校講堂)	10
	D	滋賀大学陸水会館	11
	D	旧須美壽禮拝堂(スミス記念堂)	12
	C	奥野家住宅主屋	13
	C	上野家住宅主屋	14
	C	志賀谷家住宅主屋	15
	-	志賀中央信用金庫銀座支店店舗	16
	-	高崎家住宅主屋(旧川原町郵便局舎)	17
	-	宇水理髪館店舗	18
	E	森家住宅主屋	19
	-	旧石橋家住宅東主屋・中主屋・西主屋・東蔵・中蔵・西蔵・南蔵・南塀・庭塀・西塀・北塀	20
	-	旧佐藤家住宅主屋	21
	E	迫間家住宅	22
	-	秋口家住宅洋館	23
	E	中村商家保存館(主屋・文廊蔵・酒蔵)	24
県・市指定文化財	A	能舞台(彦根城博物館内)	25
	A	旧西郷屋敷長屋門・袖塀・塀・高麗門	26
	C	旧池田屋敷長屋門	27
	C	旧鈴木屋敷長屋門	28

¹³ 第3章「2.特別史跡の本質的価値と構成要素」の「(2)特別史跡彦根城跡の本質的価値を構成する諸要素」より。

A～Eの凡例は以下の通りである。

A:特別史跡の本質的価値を構成する諸要素

B:特別史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素

C:彦根城跡の本質的価値を構成する諸要素

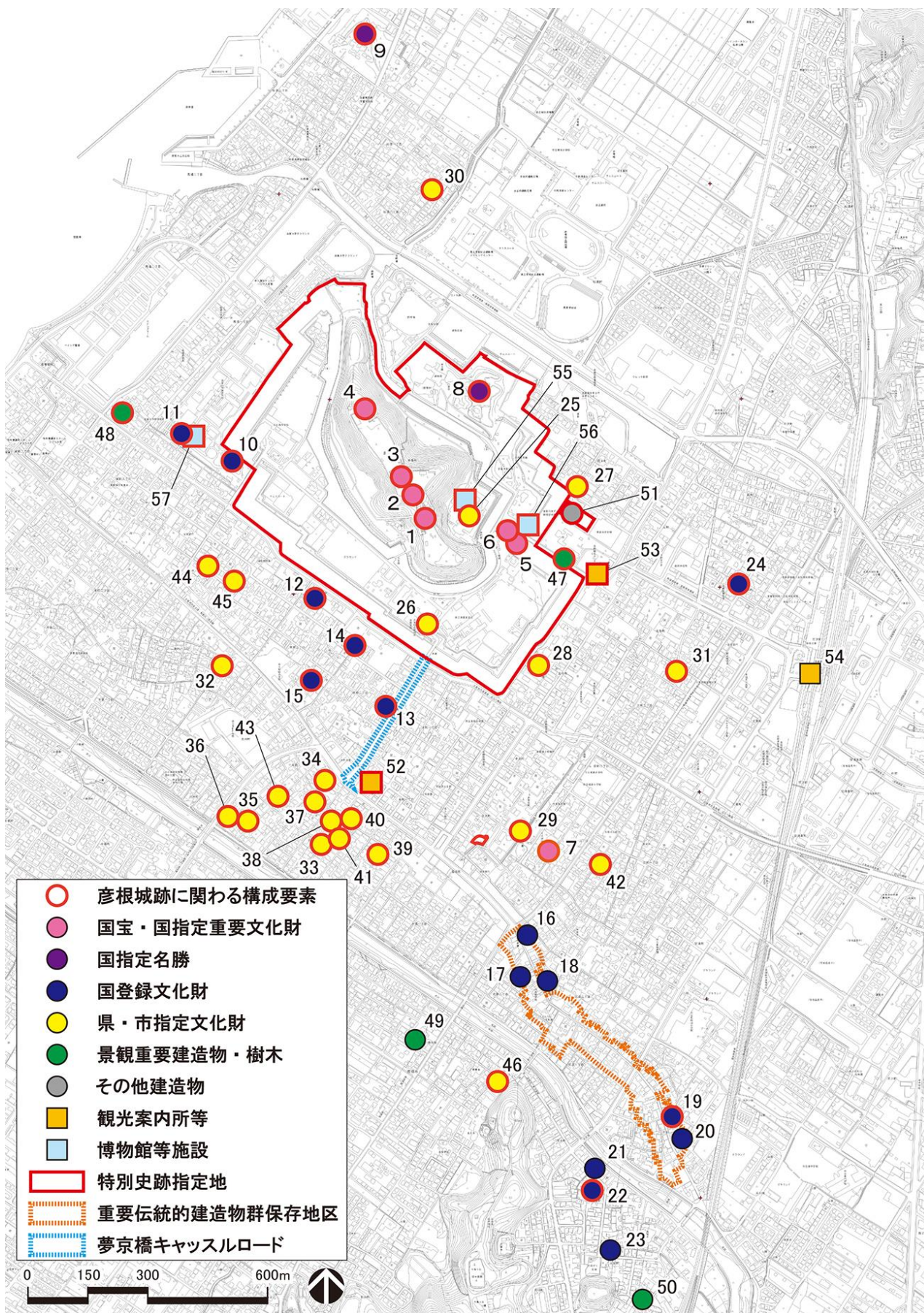
D:彦根城跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素

E:彦根城跡の外に存在するが、彦根城跡の本質的価値に関わる諸要素

種類	彦根城跡に関わる 構成要素の分類	名称	番号
県・市指定 文化財	C	金亀会館	29
	E	旧彦根藩水主屋敷(水主小頭・旧磯崎家住宅)	30
	E	旧彦根藩武家屋敷(大村家住宅)附塀・門及び長屋	31
	E	旧彦根藩足軽組屋敷(中藪組・瀧谷家住宅)	32
	E	旧彦根藩足軽組辻番所(善利組)	33
	E	旧彦根藩足軽組屋敷(善利組・椿居家住宅)	34
	E	旧彦根藩足軽組屋敷(善利組・中居家住宅)	35
	E	旧彦根藩足軽組屋敷(善利組・林家住宅)	36
	E	旧彦根藩足軽組屋敷(善利組・太田家住宅)	37
	E	旧彦根藩足軽組屋敷(善利組・吉居家住宅)	38
	E	旧彦根藩足軽組屋敷(善利組・北川家住宅)	39
	E	旧彦根藩足軽組屋敷(善利組・村山家住宅)	40
	E	旧彦根藩足軽組屋敷(善利組・服部家住宅)	41
	E	旧彦根藩足軽組屋敷(中組・旧桂田家住宅)	42
	E	旧戸塚家住宅	43
	C	旧広田家(納屋七)住宅 附茶室	44
	C	吉川家住宅	45
	E	佐々木家住宅主屋	46
景観重要建造 物・樹木	C	いろは松	47
	C	北野神社	48
	－	蛭子神社	49
	－	村岸家住宅	50
その他建造物	A	埋木舎	51

表：特別史跡指定地内及び周辺の公開・活用に関わる施設

種類	彦根城跡に関わる 構成要素の分類	名称	番号
観光案内所等	D	彦根観光協会	52
	D	彦根観光センター	53
	－	彦根市観光案内所	54
博物館等施設	B	彦根城博物館	55
	B	彦根市開国記念館	56
	D	滋賀大学経済学部附属資料館	57



図：特別史跡指定地内及び周辺の指定文化財と公開・活用に関わる施設

特別史跡彦根城跡の指定地内外には指定文化財が多数存在している。特に彦根駅から以西及び芹川から松原内湖が存在した範囲には、慶長9年（1604）からの彦根城築城及び城下町の発展に伴って武家屋敷や足輕屋敷等が形成され、それらが多く現存している。また、特別史跡の南東に位置する重要伝統的建造物群保存地区「彦根市河原町芹町地区」も、城下町の形成に起源を有して、当時から人々が集まる繁華街として栄えた伝統的なまちなみが現存している。

一方で、特別指定地の近辺は整備が実施されており、彦根観光センターや夢京橋キャッスルロード等の公開・活用の拠点となる施設も指定地に近接して立地する。彦根城跡のガイドンス施設としては、彦根城博物館と彦根市開国記念館がその役割を果たしているが、指定地外の近接する場所には彦根城や城下町の情報を提供する施設等は少ない。観光の起点となる彦根駅西口には、市の観光案内所が立地し、観光客への情報提供が行われている。

(4) 特別史跡の公開・活用に関わる催事等

特別史跡彦根城跡及びその周辺で開催される催事等は、以下のとおりである。

主に春季と、夏季から秋季にかけての開催が盛んであり、冬季の催事等の開催は多くはない。
また、特別史跡内で実施される催事等は春季と秋季に限定される。

表：特別史跡彦根城跡及びその周辺での催事等¹⁴（ゴシックは指定地内で実施されるもの。）

イベント名 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
ご城下にぎわい市												
彦根城桜まつり												
鳥人間コンテスト選手権大会												
彦根ゆかたまつり												
ひこね万灯流し												
彦根ばやし総おどり大会												
長浜・北びわ湖大花火大会												
観月のタベ												
国宝彦根城夜間特別公開 彦根城夜楽												
井伊直弼公奉告祭												
交流都市と彦根の観光と物産展												
ひこねの城まつりパレード												
錦秋の玄宮園ライトアップ												
びわ湖灯り絵巻～彦根灯花会～												

(5) 特別史跡に関わる教育・普及啓発活動

①小中学生及び高校生を対象にした教育活動

ア. 小学生による彦根城ガイド・城下町研修・狂言発表会

特別史跡彦根城跡の南西に位置する彦根市立城西小学校では、歴史的・文化的施設が周囲に散在する立地を生かし、地域に根ざした教育活動を実施している。

4年生は総合的な学習の時間で、彦根城跡を中心とする地域の魅力を学び発信するための、「彦根城ガイド」や「城下町研修」に取り組んでいる。

「彦根城ガイド」とは、児童達が観光客に知ってもらいたいと思う天守や廊下橋、時報鐘等について、絵やクイズを取り入れながら彦根城跡内を観光客に案内する取り組みである。案内の前には現地調査等を行い、彦根ボランティアガイドのアドバイスを受けて準備を重ねる。また、学校で学んだ英語を使つての外国人観光客の案内も実施している。

「城下町研修」とは、市民団体「まち遺産ネットひこね」の協力を得て、児童達が古地図等を利用しながらフィールドワークを行い、彦根城下のまちなみや暮らしについて学ぶ取り組みである。

¹⁴ 平成30年(2018)実施の催事等を掲載。この他に特別史跡彦根城跡及びその周辺で開催される競技大会等がある。

表：平成 30 年（2018）以降に実施された「彦根城ガイド」及び「城下町研修」

活動年度	活動月	活動内容	名称
平成 29 年度(2018)	2月	城下町研修	なんとびっくり、城下町の魅力再発見
平成 30 年度(2018)	11 月	彦根城ガイド	彦根城探検隊ガイド
平成 30 年度(2019)	2月	城下町研修	ぶらり城西学区まち歩き
令和元年度(2019)	11 月	彦根城ガイド	びっくり彦根城ガイド
令和元年度(2020)	2月	城下町研修	びっくり彦根城ガイド城下町バージョン

小学校 6 年生では、国語科の授業で狂言について学んでいる。年末から狂言愛好団体「彦根はへと会」の指導を受けて狂言特有の所作や台詞を覚え、毎年 2 月に行われる発表会で「棒縛」「仏師」「附子」等の演目を実際に披露している。平成 21 年（2009）以降は、この発表会が、彦根城博物館の能舞台で行われている。

イ. 中学・高校生へ向けた職場体験

滋賀県では、「中学校チャレンジウィーク」として、平成 19 年度（2007）から県内の全公立中学校で 5 日間程度の職場体験を実施しており、彦根市では、文化財課、彦根城管理事務所、彦根城世界遺産登録推進室、歴史民俗資料室、彦根城博物館管理課・学芸史料課が協力事業所として彦根城跡に関連する職場体験を実施している。また同様に、高校生に対してもインターンシップの受け入れを行っている。

表：平成 27 年（2015）以降に実施された中学校チャレンジウィーク

活動年度	主な体験内容	主な担当課	参加学校名	期間
平成 27 年度 (2015)	展示設営見学・補助	文化財課	中央中学校	7月2日～ 7月8日 (5日間)
	世界遺産関連調査	彦根城世界遺産登録推進室		
平成 27 年度 (2015)	もぎり・案内	彦根城管理事務所	河瀬中学校	9月7日～ 9月11日 (5日間)
	写真展示物作成	文化財課		
	もぎり・案内	彦根城管理事務所		
平成 28 年度 (2016)	遺物洗い等	文化財課	河瀬中学校	9月5日～ 9月9日 (5日間)
	資料棚掃除等	彦根城博物館学芸史料課		
平成 28 年度 (2016)	接客対応	彦根城管理事務所	西中学校	11 月 16 日 (1日間)
平成 29 年度 (2017)	資料整理等	歴史民俗資料室、 文化財課	稲枝中学校	7月5日～ 7月11日 (4日間)
	啓発ポスター作成	世界遺産登録推進室		

活動年度	主な体験内容	主な担当課	参加学校名	期間
平成29年度 (2017)	書籍発送作業等	文化財課	河瀬中学校	9月4日～ 9月8日 (5日間)
	もぎり・案内	彦根城管理事務所		
平成30年度 (2018)	遺物洗い	文化財課	稲枝中学校	7月5日～ 7月11日 (4日間)
	史跡の維持管理作業	彦根城管理事務所		
平成30年度 (2018)	啓発ポスター作成	世界遺産登録推進室	河瀬中学校	9月3日～ 9月7日 (5日間)
	展示解説シート補充等	彦根城博物館管理課・ 学芸史料課		

表：平成27年（2015）以降に実施された高校インターンシップ

活動年度	主な体験内容	主な担当課	参加学校名	期間
平成27年度 (2015)	資料整理等	歴史民俗資料室、 世界遺産登録推進室	彦根総合 高校	11月10日～ 11月13日 (3日間)
	もぎり・案内	彦根城管理事務所		
平成28年度 (2016)	民具拭き等	歴史民俗資料室	彦根総合 高校	11月8日～ 11月11日 (4日間)
	彦根城関連調査等	文化財課		



写真: 中学校チャレンジウィーク(写真展示物作成)



写真: 中学校チャレンジウィーク(遺物洗い)

②生涯学習支援及び普及啓発活動

ア. 彦根市職員による出前講座

彦根市では、文化財課、彦根城世界遺産登録推進室、歴史民俗資料室、彦根城博物館の職員が日ごろの文化財調査・研究の成果を市内各所に出向いてわかりやすく説明する「出前講座」を実施しており、自治会や老人会の研修、学校での郷土学習等に利用されている。

表：平成 27 年度（2015）以降の出前講座

年度	回数	参加者総数
平成 27 年度(2015)	127 回	6,953 人
平成 28 年度(2016)	97 回	5,039 人
平成 29 年度(2017)	114 回	8,030 人
平成 30 年度(2018)	49 回	1,809 人
令和元年度(2019)	58 回	2,721 人

表：出前講座の内容

テーマ例	講座例	
彦根城	・彦根城を歩く ・玄宮楽々園	・彦根城の築城と城下町の建設 ・彦根城の石垣保存修理
井伊直弼	・「直弼かるた」で遊ぼう ・井伊直弼の茶の湯	・井伊直弼の生涯 ・井伊直弼と幕末の社会
彦根城博物館の魅力	・彦根藩主井伊家の歴史 ・井伊家歴代の甲冑を極める	・国宝「彦根屏風」の世界 ・日本刀に親しむ
彦根の文化と暮らし	・古代・中世の交通史 ・松原内湖の歴史	・城下町の生活 ・彦根ゆかりの画人
ものから歴史を学ぶ	・勾玉づくり ・発掘調査速報	・荒神山古墳 ・地図と写真でふりかえる彦根の歴史

イ. 玄宮園の田植え

玄宮園の水田は、発掘調査に基づいて平成 24 年度（2012）に復元整備したものである。江戸時代には、この水田で領内の五穀豊穡を祈願する田植え神事が行われており、現庭園内の水田で稲作をすることは、藩主がその年の米の出来具合を把握する意味もあったと言われている。

彦根市では、平成 26 年度（2014）から、毎年、名勝庭園である玄宮園の理解を市民に深めていただくとともに、江戸時代の文化を体験していただくため、玄宮園の田植え体験イベントを開催している。



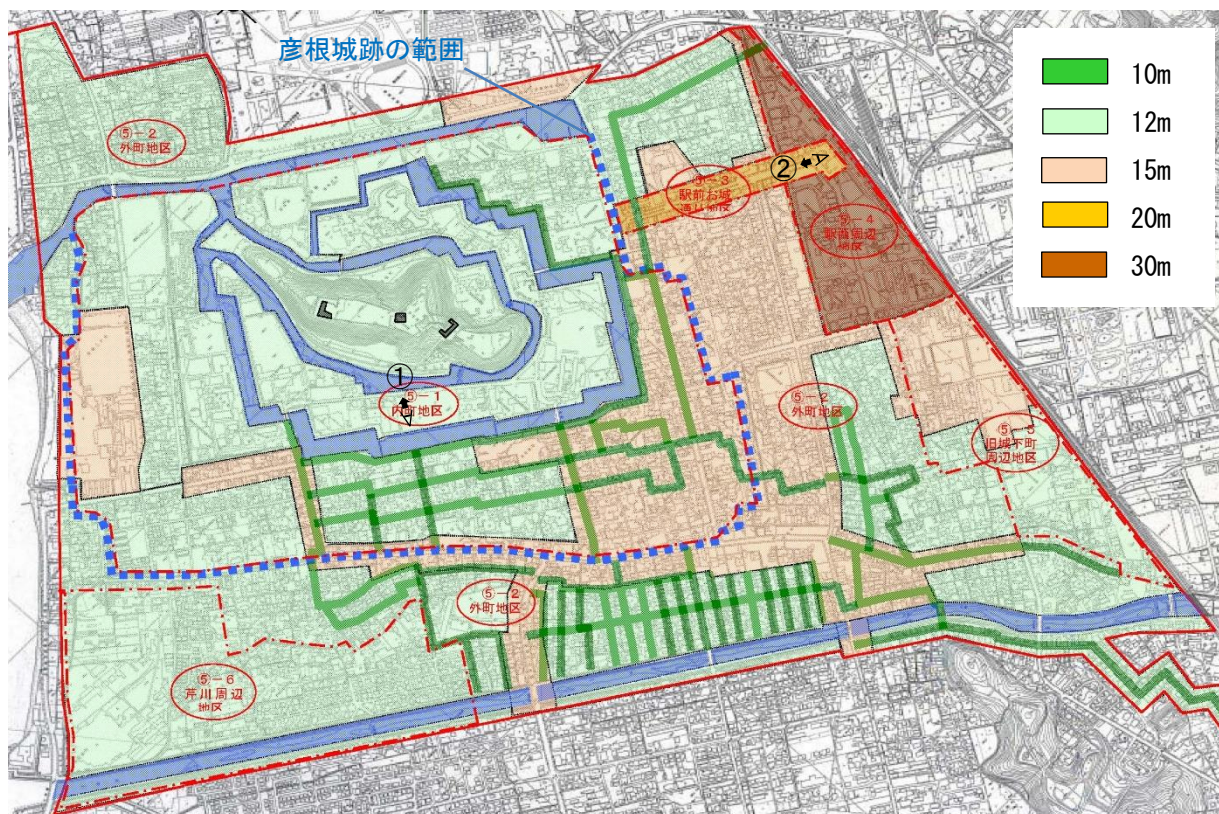
写真:玄宮園の田植え体験イベント

(6) 景観

特別史跡指定地内及びその周辺の高さ基準は、下図のとおりである。

特別史跡指定地内では建築物の高さが 12m までに規制されている。また、彦根城跡及びその周辺においても、中堀沿いや主要な道路沿い等、古いまちなみが現存する場所では、周辺の景観に威圧感や圧迫感を与えないよう概ね 10m～15m の高さ基準が設定されている。しかし、特別史跡指定地内では、高さ基準下で設置されている電柱・照明灯・電線等の設備の錯綜によって、景観が阻害されていることが課題となっている。

また、彦根駅と特別史跡彦根城跡を繋ぐ「駅前お城通り」と「駅西周辺地区」では、それぞれ 20m と 30m の高さ基準が設定されており、商業・業務施設等が集積する現代的なまちなみが形成されているが、駅から天守への眺望が阻害されていることが課題となっている。



図：特別史跡指定地内及びその周辺の高さ基準（彦根市 2017『彦根市景観計画』掲載の図を基に作成）¹⁵



視点①: 特別史跡指定地内の景観を阻害する
電柱・照明灯・電線等の設備

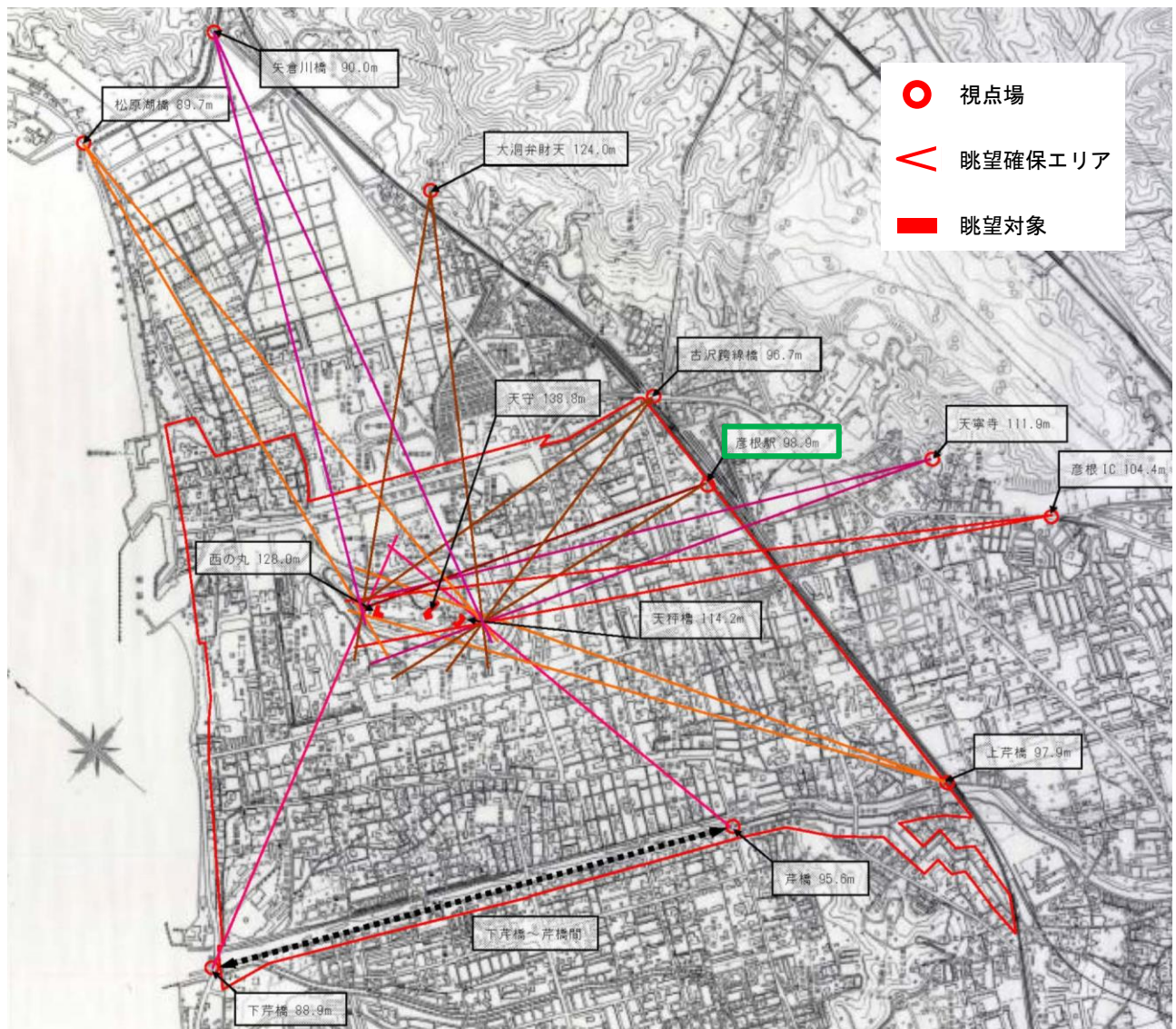


視点②: 彦根城跡天守への眺望を阻害する
「駅前お城通り」の商業・業務施設等

¹⁵ 図中の「彦根城跡の範囲」は、「2. 特別史跡の本質的価値と構成要素」「(2) 特別史跡彦根城跡の本質的価値を構成する諸要素」で定めた「彦根城跡の範囲」である。

『彦根市景観計画』では、景観形成基準として視点場と眺望対象物が設定されており、これらが設定されている範囲内の敷地では、視点場から彦根城跡（彦根山及び天守）への眺望を阻害しないよう、建築物の位置、高さ等について配慮することが定められている。設定された視点場は下図のとおりであり、彦根城下及びその周辺に10箇所位置付けられている。

これらの視点場のうち、市を訪れる人々の多くが市のシンボルである彦根城跡を臨むことができる場所が、彦根駅前視点場である。しかしながら先述したとおり、彦根駅前から彦根城跡に向かって伸びる「駅前お城通り」には、市役所などの官公庁や商業・業務施設等が建ち並んでいる。このため、彦根駅からは橋上駅舎の高さで彦根城天守が望めるが、駅前広場や「駅前お城通り」からは沿道の建物や屋外広告物により眺望できない地点がある。



図：彦根城下及びその周辺の視点場（彦根市2017『彦根市景観計画』より転載）

6. 広域関連整備計画

特別史跡彦根城跡及びその周辺で計画されている事業は以下のとおりである。なお下記事業は全て彦根市が事業主体となる。

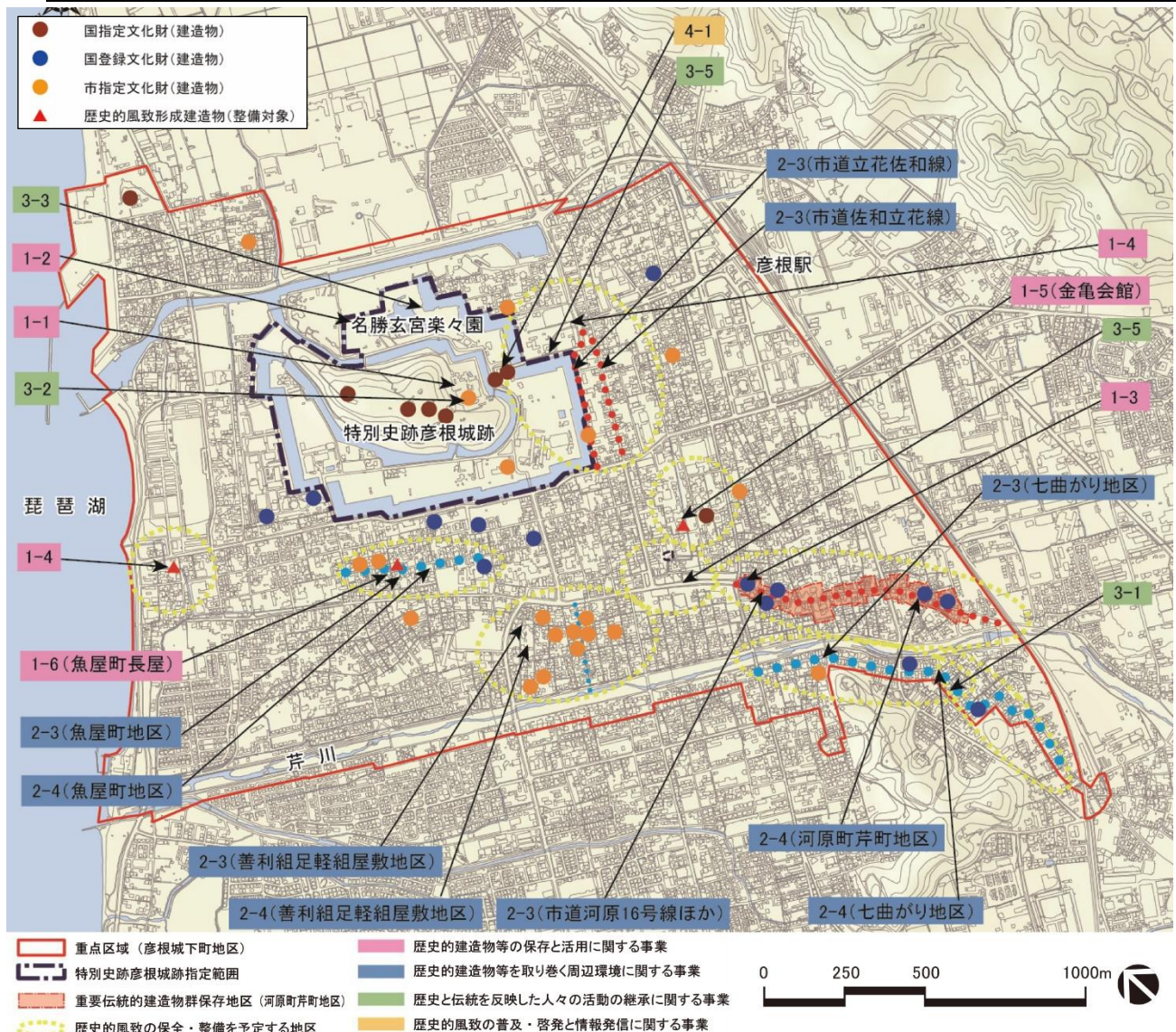
表：事業計画一覧

(ゴシックは指定地内で実施されるもの)

事業分類	事業番号	事業名	事業期間	事業概要
歴史的建造物等の保存と活用に関する事業	1-1	特別史跡彦根城跡保存整備事業	平成 17 年度(2005)～令和9年度(2027)	特別史跡彦根城跡の保存活用計画の推進を図るため、平成 27 年度に策定した特別史跡彦根城跡保存活用計画に基づき、平成4年度に策定した特別史跡彦根城跡整備基本計画の見直しを行う。 また、特別史跡内の石垣の保存修理を含めた史跡整備を実施し、文化財の適切な保存を行う。
	1-2	名勝玄宮楽々園保存整備事業	平成 17 年度(2005)～令和9年度(2027)	名勝玄宮楽々園保存整備基本計画に基づき、池(魚躍沼)の護岸や園路、橋、歴史的建造物、槻御殿(楽々園)の楽々の間・御張出棟の保存修理を行う。また、名勝玄宮楽々園保存活用計画の策定を行う。
	1-3	河原町芹町地区伝統的建造物群保存整備事業	平成 30 年度(2018)～令和9年度(2027)	重要伝統的建造物群保存地区の歴史的景観を維持し向上させるため、歴史的建造物の保存修理事業または歴史的建造物以外の建築に関する修景事業を行う事業者に対して、修理または修景の補助金を交付し、歴史的なまちなみの保全に努める。
	1-4	彦根城外堀跡保存整備事業	平成 21 年度(2009)～令和9年度(2027)	平成 27 年度に埋蔵文化財包蔵地として遺跡の位置づけを行った彦根城外堀跡について、今後、試掘、発掘調査を実施し、残存状況を判断し、所有者の協力を得ながら特別史跡彦根城跡への追加指定を行うなどの保護措置に努める。 また、埋蔵文化財調査で得られた成果に基づき、「長曽根口御門周辺」や「切通口御門周辺」、「その他の外堀関連遺構」について、保存、復元整備や外堀関連遺構に関する造詣を深めるための整備を実施する。
	1-5	歴史的風致形成建造物保存整備事業(金亀会館)	平成 20 年度(2008)～令和9年度(2027)	金亀会館は、藩校弘道館の講堂として、教育学問の施設として使用されてきた歴史的な建造物であり、伝統の祭礼行事(千代神社の春祭り)の巡行ルートに隣接する文化財建造物であるため、歴史的風致形成建造物に指定するとともに、老朽化が進んでいることから、歴史的風致の維持向上につながる学習活動の場として建造物の保存修理と活用を行う。
	1-6	歴史的風致形成建造物保存整備事業(魚屋町長屋)	平成 24 年度(2012)～令和9年度(2027)	旧城下町の下魚屋町に位置し、魚屋町の町家が歴史的なまちなみを形成する中で最大規模の歴史的建造物であり、伝統の祭礼行事(北野神社の天神祭り)の巡行ルートに隣接する歴史的建造物あるため、歴史的風致形成建造物に指定するとともに、老朽化が進んでいることから、建物調査・公有化を行い、歴史的建造物としての保存修理と活用を行う。
	1-7	未指定文化財調査事業	昭和 48 年度(1973)～令和9年度(2027)	市内に残る未指定文化財について、所有者の承諾のもと調査を実施し、文化財として指定や登録などの保護措置の推進に努める。

歴史的建造物等を取り巻く周辺環境に関する事業	2-1	旧城下町地区周遊環境整備事業	平成 24 年度(2012)～令和6年度(2024)	旧城下町地区特有の町割りが残る通りを、徒歩または自転車によって移動しやすくする環境の整備推進ならびに代表的な歴史的建造物などを紹介する案内板の設置などに継続して取り組む。
	2-2	旧城下町地区周遊環境構築事業	平成 29 年度(2017)～令和3年度(2021)	彦根 IC から観光の主要な目的地である彦根城に向かう道路は、観光シーズンを中心に慢性的な渋滞が起こっているため、旧城下町区域外に駐車場を設け、専用の周遊バスに乗り換えるパーク・アンド・バスライドの社会実験を通して、本格実施に向けて旧城下町地区周辺の渋滞の解消及びまち歩きしやすい環境の構築を検討する。
	2-3	無電柱化等道路修景事業	平成 23 年度(2011)～令和9年度(2027)	旧城下町地区内を南北に通る市道佐和立花線について、まちなみ景観に調和するよう無電柱化ならびに歩道の修景整備を実施する。 彦根城の中堀沿いを通る都市計画道路である市道立花佐和線において、歩道の修景舗装や無電柱化を実施する。 重要伝統的建造物群保存地区河原町芹町地区の無電柱化及び修景舗装整備に向けて、検討を進める。 魚屋町地区、善利組足軽組屋敷地区、七曲がり地区において、歴史的な景観を形成するため修景舗装整備などの一定の方向性を検討する。
	2-4	歴史的地域環境保全再生事業	平成 22 年度(2010)～令和9年度(2027)	歴史的な風景が残る地区において、地域と協働して歴史を生かしたまちづくり活動の推進に継続して取り組む。
歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業	3-1	伝統工芸継承支援事業	平成 27 年度(2015)～令和9年度(2027)	彦根仏壇の伝統工芸に携わる職人の後継者問題に対応するため、彦根市地場産業活性化基本方針及び行動計画に基づき、彦根仏壇事業協同組合が行う彦根仏壇の活性化に係る人材育成や情報発信、イベント開催などの事業に対して補助を行う。
	3-2	伝統芸能継承事業	昭和 62 年度(1987)～令和9年度(2027)	歴史的建造物の能舞台において、彦根城跡の季節の移り変わりを感じてもらいながら、伝統芸能である能・狂言を開催し市民が伝統芸能に触れる機会を創出する。
	3-3	伝統技術者育成支援事業	平成 23 年度(2011)～令和9年度(2027)	玄宮楽々園などの庭園管理を行う技術者を育成し、文化財庭園を保存するため、庭園管理の専門家による庭園管理アドバイザー事業を実施する。
	3-4	歴史まちづくり活動支援事業	平成 24 年度(2012)～令和9年度(2027)	彦根市内に増加しつつある空き町屋に対して、利活用の促進を図る活動を支援する。また、歴史的風致の維持向上のために取組む各団体が、彦根の歴史・文化の次世代への継承・発展や、市内に残る文化財を活用した地域活性化を推進するために行う事業に対して支援を行う。
	3-5	伝統的行催事開催事業	平成 30 年度(2018)～令和9年度(2027)	彦根を代表する祭りのひとつである城まつりの開催を継続して行う。昭和 21 年(1946)に復活した彦根ゑびす講の開催を行う彦根商店街連盟に対して、開催に伴う活動の支援を行う。

歴史的風致の普及・啓発と情報発信に関する事業	4-1	博物館展示・文化財等郷土資料公開事業	昭和 62 年度(1987)～令和9年度(2027)	彦根城博物館では、彦根藩主井伊家に伝来した、“ほんもの”の美術工芸品や古文書を中心に展示する常設展とともに、館外より資料を借用して開催する企画展や特別展を実施し、彦根を中心とした歴史や文化を広く紹介する。 開国記念館では、本市の埋蔵文化財調査で得られた成果を中心に、彦根の歴史に関する展示を行うなどの周知啓発を図る。 また、開国記念館以外でも市が所蔵する郷土資料の展示を行う。
	4-2	歴史的風致情報発信事業	平成 20 年度(2008)～令和9年度(2027)	市の歴史・文化を多くの人に知ってもらうため、専門職員による文化財現地説明会や出前講座などを実施し普及啓発に努める。 旧城下町区域内のまち歩きをスマートフォンやタブレット端末を用いて、楽しみながら彦根のほんものの歴史を学ぶことができる多言語(4言語)に対応した史跡散策アプリを活用し、まち歩きしやすい環境の充実を行う。また、ボランティアガイドの育成支援を行う。



図：特別史跡彦根城跡及びその周辺で計画されている事業

(彦根市 2018『彦根市歴史的風致維持向上計画(第2期)』より転載・一部改変)

7. 整備に関する課題

(1) 遺構¹⁶保存に関する課題

①遺構の修復

- ・石垣及び土塁が崩落している、または崩落の危険性が高い。

②遺構の経過観察

- ・遺構の特性に応じて定めた必要項目に関する定期的なモニタリング、及び関係者間でのモニタリング結果の共有が行われていない。
- ・世界文化遺産登録を見据えた、遺産影響評価に基づいた継続的なモニタリング手法（PDCAサイクル等）の検討が行われていない。

(2) 歴史的建造物・庭園等修復に関する課題

①歴史的建造物の修復

- ・玄宮楽々園において、歴史的建造物（鳳翔台、臨地閣、御楽々等）の老朽化が進行している。

②歴史的建造物の保存整備の検討

- ・特別史跡指定地内に位置し、彦根城跡に関わる構成要素の内、未指定建造物（家老木俣屋敷跡、脇屋敷長屋門等）について、保存整備が行われていない。
- ・特別史跡内の西部内堀沿いに所在するヴォーリズ建築や、滋賀県立彦根東高等学校の敷地内に所在する大正6年陸軍大演習に伴う大本営の大正天皇御座所等の近代建築の保存整備についての検討が行われていない。

③歴史的建造物の防災・防犯対策

- ・広範囲に所在する文化財建造物等については個別に防火・防犯対策が実施されており、全体的な防火・防犯体制が整備されていない。
- ・特別史跡指定地内の国宝・重要文化財建造物は公開されているものが多く、来城者が見学することができる。しかし、これら建造物のうち天守以外の耐震診断が実施されておらず、災害時に来城者の安全を確保する対策が不足している。

④庭園の修復

- ・玄宮園及び楽々園において一部では庭園の荒廃が著しく進行している。
- ・玄宮園において、池泉の護岸の崩落、橋、園路の老朽化、植栽及び水系等の変化がみられる。
- ・木俣屋敷跡の庭園の保存整備が実施されていない。

(3) 動線に関する課題

- ・近世の動線や既存の公開・活用施設の配置、夢京橋キャスルロードへの誘導を踏まえた、来城者のためのルートが検討されていない。

¹⁶ 遺構とは、彦根山の地形、露出遺構（石垣、雁木、石段、土塁、櫓跡、井戸跡、水溜跡、竪堀、切岸等）及び地下に埋蔵されている遺構を指す。

（４）遺構の表現に関する課題

- ・玄宮園において、北部の敷石による枯流れや南部の州浜、及び平成 26 年度（2014）に追加指定された範囲（現在の桜場駐車場等）の庭園施設等が失われているため、特別史跡彦根城跡の本質的価値を構成する諸要素である玄宮園の理解が困難である。
- ・楽々園の虎踞及び御茶所の 2 棟の茶室が失われているため、特別史跡彦根城跡の本質的価値を構成する諸要素である楽々園の理解が困難である¹⁷。
- ・その他の現在失われている遺構の復元について、長期的な視点からの必要性の有無の検討を継続し、適宜計画の見直しの中で位置付けを行う必要がある。

（５）修景及び植栽に関する課題

①樹木等の管理

- ・遺構保護を前提とした適正な樹木管理・植生管理が行われておらず、石垣に沿って多く植樹されているサクラ等の樹木が遺構及び景観へ悪影響を与えている、または与える危険性が高い。
- ・堀内の水環境は、管理を停止すると悪化してしまう。

②樹木の位置付け

- ・彦根城の築城に関わる樹木は、特別史跡の本質的価値を構成する諸要素として捉えられるが、適切な保護が行われていない。

③追加指定地の修景

- ・追加指定された外堀土塁遺構は、住宅地内に位置するため、本丸や二の郭¹⁸と同様に特別史跡彦根城跡の一部であることが認識し辛い状況となっている。

（６）案内・解説施設に関する課題

①多言語化の導入

- ・将来的に外国人来城者の増加が見込まれるため、多言語化の推進が必要であるが、案内・解説施設やパンフレット、ホームページの多くは日英の二か国語のみで運用されている。

②案内・解説施設の更新

- ・案内板や解説板が老朽化している。
- ・様々な事業によって多岐にわたるデザインの案内板・解説板が設置されており、デザインの統一がなされていない。

¹⁷ 平成 27 年度に文化審議会の復元検討委員会において諮問。

¹⁸ 『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』p.60 に示されるように当時の一般的な呼称を用いて、本書では、第 1 郭を「本丸」、第 2 郭を「二の郭」、第 3 郭を「三の郭」として称する。

（７）管理施設及び便益施設に関する課題

①設備等の更新

- ・ 電気設備や防災設備等が老朽化している。
- ・ 本丸山上の公衆トイレ２箇所は、公共下水道へ未接続であることから城内に埋設した単独処理浄化槽で処理をしている。
- ・ コンクリート橋等の耐久性の検証や損傷時の対応方針について検討が行われていない。
- ・ イベント時に一次的に使用される施設等の役割が明確化されていない。

②史跡及び景観への配慮

- ・ 電柱・照明灯・電線等の電気配線系統の設備の錯綜によって景観が阻害されている。
- ・ 本丸に設置されている電気・水道・公衆トイレ等施設は、平成 20 年度まで市の観光課が担当していたこともあり、史跡の保存を考慮して整備されていない。

③防災・防犯対策

- ・ 指定地は広範囲におよぶが、防犯カメラなどの計画的配置や危機対応の体制整備といった危機管理システムの整備が行われていない。

（８）公開・活用及びそのための施設に関する課題

①情報提供の改善

- ・ 彦根城は、3 重の堀によって形成さる城下町や武家屋敷を含んだ近世城郭であったが、現在の来城者の多くが特別史跡指定地の範囲のみが彦根城であったと認識している。
- ・ 彦根市内の全校を対象とした総合学習等の体系的な学校教育における活用が不足している。
また、市外及び県外での学校教育における活用の推進を目的とする彦根城跡の歴史的価値の情報発信が行われていない。

②公開・活用の拡充

- ・ 特別史跡彦根城跡の本質的価値を理解するためには、来城者が特別史跡指定地内の多くの場所を見学できることが望ましいが、指定地内に公共施設や私有地が立地することから、現状の公開・活用範囲が限られている。
- ・ 特別史跡指定地に所在する文化財建造物等については公開されているものが多いが、これらを活用した催しの開催等が少ない。
- ・ より多くの来城者に特別史跡彦根城跡について理解していただく必要があるが、二の丸佐和口多聞櫓等に対して、恒久的なバリアフリー化をはじめとするユニバーサルデザインが導入されていない。
- ・ 埋木舎は特別史跡指定地内に位置するが、個人所有者による公開・活用が独自に行われており、市と所有者間で連携した歴史的価値の情報提供が行われていない。
- ・ 追加指定された外堀土塁遺構（惣構堀）を含めた特別史跡全体での活用方法の検討が行われていない。

③有害鳥獣・害虫被害

- ・ 観音台への登り口等に鳥類（アオサギ、チュウサギ、ダイサギ等）のコロニーがあり、糞や死骸の臭いが来城者の観光の弊害となっている。

(9) 整備事業等に必要となる調査に関する課題

①保存整備に関わる調査

- ・特別史跡指定地での調査は、現在まで施設整備に伴う調査のみに限定されており、特別史跡の本質的価値を構成する諸要素の保存整備に関わる調査が不足している。
- ・特別史跡指定地内に位置し、彦根城跡に関わる構成要素の内、未指定建造物(家老木俣屋敷跡、脇屋敷長屋門等)については、保存整備の必要性を検討するための建造物調査が行われていない。家老木俣屋敷跡の主屋については、江戸時代の建造物の範囲を明確化するための建造物調査が行われていない。

②地下遺構の把握に関わる調査

- ・三の郭等の特別史跡指定地周辺を含めた城下町全域において、本質的価値に係る地下遺構が存在するが、継続的な遺構の確認調査等が未実施であり、彦根城下全域を把握した遺構保護のための施策がとれていない。

③追加指定に関わる調査

- ・城下町全域の中でも、特に特別史跡の追加指定候補地について、長曾根口御門や切通口御門等の諸門を含む一部の彦根城外堀跡を除いて遺構の確認調査等が未実施であり、十分な遺構保護のための施策がとれていない。

(10) 管理・運営に関する課題

①専門家の配置

- ・特別史跡指定地内に多く現存する歴史的建造物の適切な保存が必要となっているが、彦根市には、歴史的建造物を専門とする職員が配属されていない。
- ・専門職員による彦根城跡全体のモニタリングが実施されていない。

②管理団体への指定

- ・特別史跡指定地内には民営及び公営を含めた多くの管理者がいるため、彦根市による一元的な管理や世界遺産登録に向けた保護管理体制の構築が必要であるが、彦根市は文化財保護法第113条に基づく管理団体に指定されていない¹⁹。

③指定範囲の明確化

- ・現地において、特別史跡指定範囲の境界標による明示が行われていない箇所が多い。

④施設移転と文化財保存用地としての管理

- ・万全の文化財保護策をとるため、特別史跡指定地内に指定当時から存在した公立中学校・高等学校や裁判所などの公共施設、個人の住宅・農地については、市が管理する文化財保存用地とすることが必要であるが、施設移転が推進されていない。

¹⁹ 文化財保護法第百十三条：史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

(11) 周辺地域の環境保全に関する課題

①彦根城天守への眺望の確保

- ・彦根駅側から彦根城天守を臨んだ場合、ビル等によって彦根城天守への眺望が阻害されている。

②世界遺産登録を見据えた環境保全

- ・特別史跡指定地周辺の環境保全について、世界遺産登録を見据えたバッファゾーンを想定した方針が示されていない。

③在来種の保護

- ・外来種（ミシシippアカミミガメ等）が繁殖し、在来種（オニバス・イシガメ等）への悪影響を及ぼしている。特にオニバスについては、減少することによって中堀の景観が変化する危険性がある。

(12) 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する課題

①周辺施設と連携した地域での彦根城跡の本質的価値の醸成

- ・特別史跡指定地外の文化財建造物や城下町の景観を含めて、来城者が回遊できるためのルートの検討が行われていない。
- ・特別史跡彦根城跡の本質的価値の理解のための、彦根城跡及び関連する周辺の文化財及び施設等との積極的な連携が図れていない。

②彦根城跡周辺の近代化遺産の位置付け

- ・特別史跡指定地内外にヴォーリズ建築等の近代建築が多く立地するが、保存活用計画ではこれらの近代建築の位置付けが未検討である。

巻末資料

1. 上位・関連計画の概要

上位・関連計画のうち、『特別史跡彦根城跡保存活用計画』策定以降の平成28年（2016）～令和2年（2020）に策定され、特別史跡彦根城跡に係る計画の概要を以下に示す。

（1）上位計画

①滋賀県文化財保存活用大綱

計画名(策定期間)	滋賀県文化財保存活用大綱（令和2年(2020)）
計画期間(主管課)	令和2年(2020)～(滋賀県教育委員会)
計画目的	本県の文化財を確実に次世代に継承していくため、文化財の保存と活用に関する基本的な方針を明らかにし、種々の取組を適切に進めていく上で共通の基盤となる方針を示し、今後の総合的な施策推進に向けて策定する。
計画概要	滋賀県が主体となつて行う措置:①文化財の調査、指定、保存修理の着実な推進 ②みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり←喫緊の課題として設定 ③文化財の多種多様な活用推進 ④滋賀県の文化財を県内で保存・継承・活用・発信できる拠点のあり方を検討 ⑤文化財保護のための資金確保の制度や仕組みづくりを検討・支援 県内の市町への支援の方針:①相談・助言・連絡調整 ②地域計画や保存活用計画策定の支援 ③文化財専門職員の資質向上への支援
本計画に関連する事項	【措置① 文化財の調査、指定、保存修理の着実な推進】 ・価値付けが未確定な文化財に対する調査研究の推進 ・市町の地域計画に基づいた今後の保存の方策の検討 ・「滋賀県文化財保存基金」を活用した、保存継承サイクルの推進 ・埋蔵文化財の保存と開発事業との円滑な調整 【措置② みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり】 今まで以上に多くの人に支えられる文化財の保存と活用 ・文化財の活用を通じた、文化財への理解の促進 伝統的な材料や技術の確保 ・「ふるさと文化財の森」の設定地の追加に向けた調整、及び県内における選定保存技術の選定と保存

専門人材の確保と育成

- ・専門研修等の実施
- ・ヘリテージマネージャーなど民間の専門家や、文化財保存団体の活動やネットワークの構築への支援

【措置③ 文化財の多種多様な活用推進】

- ・文化財の公開や講座・シンポジウムの開催など学びの機会の提供、SNS等による情報発信
- ・日本遺産など、点在する文化財の価値をストーリーで繋ぎ、その魅力を体感できる取組の推進
- ・市町や地域では実施が難しい広域的な発信や全県的な取組に関する協力

【措置④ 滋賀県の文化財を県内で保存・継承・活用・発信できる拠点のあり方を検討】

- ・文化財収蔵施設の建設や改修等に対する技術的支援や助成
- ・文化財を継承できる拠点施設についての検討
- ・県内各地での文化財の展示公開や情報提供等の活用・発信の実施
- ・これまで県が記録保存を行った遺跡からの出土文化財に関する公開活用の検討

【措置⑤ 文化財保護のための資金確保の制度や仕組みづくりを検討・支援】

- ・「滋賀県文化財保存基金」の活用をはじめとした財源の確保
- ・「滋賀応援基金条例」に基づく寄附金など民間資金の広く活用

【支援① 文化財の調査、指定、保存修理の着実な推進】

- ・広域の情報や技術的な見解などについて、市町に対する必要な助言や情報共有の実施

【支援② 地域計画や保存活用計画策定の支援】

- ・市町による地域計画策定に向けた相談への対応
- ・協議会等への参加、助言、及び文化庁との連絡調整

【支援③ 文化財専門職員の資質向上への支援】

- ・市町職員等を対象とした研修会の実施
- ・文化財の保存と活用に関する様々な協議や意見交換の実施

②彦根市総合計画後期基本計画

計画名(策定期間)	彦根市総合計画後期基本計画（平成 28 年(2016)）
計画期間(主管課)	平成 28～令和3年(2016～2021)（企画振興部企画課）
計画目的	「彦根市総合計画前期基本計画」(平成 23～27 年度(2011～2015))の計画期間終了に伴い、新たなまちづくりの指針を定めることを目的とする。長期的な展望のもとで、さまざまな事業を展開しながら市民サービスの向上に取り組むため、総合的かつ計画的な行政の運営を図る。
計画概要	基本政策の推進:①都市基盤・環境 ②文化・文化財 ③人権・福祉・安全 ④生涯学習・産業 ⑤次世代育成・市民交流 重点的な取組:①低炭素を意識した持続可能なまちを築く ②文化財を生かしたまちづくりを進める ③安全で安心な暮らしを守る ④資源を生かした魅力ある産業・交流を創り出す ⑤次代を担う健やかな子どもを育てる ⑥定住自立圏の連携を深める ⑦国民体育大会等を契機に、スポーツを通した魅力あるまちを築く ⑧しごと・ひとの創生を図り、まちを活性化する ③文化財専門職員の資質向上への支援

本計画に関連する事項

【基本政策の推進②-2-1 歴史まちづくりの推進】

めざす成果

- ・歴史まちづくりを実施することにより、市民の誇りとなるまちを実現することをめざす。
- ・歴史的風致形成建造物の指定とその保存修理を行う。
- ・彦根の魅力を高め、観光客の増加をめざす。

指標	基準値	目標値	所管課
	H25 年度(2013)	R2年度(2020)	
歴史的風致維持向上施設の整備件数	12 件	20 件	都市計画課

市の取組方向

1. 歴史的建造物の保存と活用(都市計画課、文化財課)
 - ・彦根の歴史的風致と調和した景観形成に努める
 - ・市民の様々な活動や憩いの場となるように、歴史的建造物の保存修理と活用を推進する。
 - ・歴史的風致形成建造物について、建造物の価値に基づき適正な維持・管理に努める。
2. 道路・駐車場・駐輪場の整備 (生活環境課、観光企画課、都市計画課、交通対策課、道路河川課)
 - ・歴史的なまちなみの風情を色濃く発揮できるような、道路の修景や案内板を設置する。
 - ・レンタサイクル基地の整備や自転車エコステーションを設置する。
 - ・パーク・アンド・バイクライド・システムを推進する。
3. 地域まちづくり計画の策定(都市計画課)
 - ・地域固有の歴史的風致を維持向上させるような地域独自のまちづくり計画を策定する。
 - ・価値付けが未確定な文化財に対して調査研究を推進する。
 - ・市町の地域計画に基づいた今後の保存の方策を検討する。
 - ・「滋賀県文化財保存基金」を活用した、保存継承サイクルを推進する。
 - ・埋蔵文化財の保存と開発事業との円滑な調整を行う。

【基本政策の推進②-2-3 文化財の保存と活用】

めざす成果

- ・文化財を守り次世代に継承することにより、市民の郷土に対する理解と愛着を深める。
- ・文化財の寄贈・寄託を受け、廃棄や散逸を防ぐことにより、文化財の保護と調査研究を図る。
- ・特別史跡彦根城跡や名勝玄宮楽々園など、文化財の保存修理や整備を積極的に推進し、文化財を良好な形で後世に伝承する。
- ・市民との協働により、歴史的な建造物やまちなみを生かしたまちづくりを行う。
- ・彦根城博物館や開国記念館などの展示収蔵施設の整備や改修を進める。
- ・出前講座などの啓発事業をとおして、市民の文化財に対する理解を深め、文化財保護意識を醸成する。
- ・「彦根城」の世界遺産登録を推進する。

指標	基準値	目標値	所管課
	H25 年度(2013)	R2年度(2020)	
市指定文化財の件数	84 件	91 件	文化財課
出前講座の年間実施件	86 件	130 件	文化財課、彦根城博物館
彦根城博物館来館者の満足度	79%	86%	彦根城博物館

市の取組方向

1. 文化財の保存(文化財課、彦根城博物館、彦根城世界遺産登録推進課、都市計画課)
 - ・歴史的建造物をはじめとする指定文化財の保存修理を進める。
 - ・歴史的建造物や佐和山城跡など未指定文化財の調査を進め、指定文化財を拡充する。
 - ・史跡荒神山古墳の保存整備に努める。
 - ・開発に伴う埋蔵文化財の発掘調査と遺跡の保護に努める。
 - ・古文書等の調査を進め、散逸を防ぐ。
 - ・伝統的建造物群保存地区の決定など、城下町と宿場町のまちなみ整備に努める。

- ・市指定文化財旧井伊神社社殿の保存整備に努める。
 - ・彦根藩井伊家文書などの修理を継続するとともに、彦根城博物館の計画的な整備や改修を進める。
 - ・彦根城の世界遺産登録に向けた取組を推進する。
 - ・県内の歴史を総合的に展示・紹介する(仮称)県立歴史博物館を彦根市へ設置するよう県に強く要望していく。
2. 特別史跡および名勝の保存整備(文化財課、彦根城世界遺産登録推進課)
- ・特別史跡彦根城跡の石垣修理や樹木管理、重要遺構の測量調査などを進め、報告書を作成する。

【重点的な取組② 文化財を生かしたまちづくりを進める】

方向性

- 貴重な文化財を守り、彦根城の世界遺産登録を推進するとともに、情緒や風情のある歴史的風致を維持向上させ、彦根ならではの歴史まちづくりに取り組む。
- ・文化財や歴史的まちなみなどを積極的に保存・活用し、市街地環境の整備及び生活環境の改善を図る。
 - ・伝統工芸、伝統技術などを将来へ継承し、地域の文化および産業の振興を図る。
 - ・市民と行政の協働により、歴史的風致を維持向上させる活動を促進し、誇りを持って住み続けたい個性と魅力あるまちづくりを推進する。

③彦根市都市計画マスタープラン

計画名(策定期間)	彦根市都市計画マスタープラン(平成29年(2017)3月)
計画期間(主管課)	平成29～令和12年(2017～2030)(都市建設部都市計画課)
計画目的	都市計画法第18条の2に基づき、目指すべきまちの将来像とその実現に向けた、まちづくりの基本的な方針をまとめることを目的とする。彦根市が定める最上位計画である「彦根市総合計画」ならびに「彦根市国土利用計画」、滋賀県が定める「彦根長浜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(彦根長浜都市計画区域マスタープラン)」などの上位計画に即しつつ、社会情勢の変化なども考慮し、市民の意見を反映して策定する。
計画概要	まちづくりの基本理念:①自然災害などを踏まえた「安全・安心」への取組 ②持続可能性を見据えた「利便・活力」への取組 ③まちの強みを発揮させる「個性・輝き」への取組 まちづくりの目標:①都市や地域の特性に応じた効率的なまちづくり ②多様な人の交流による賑わいに満ちたまちづくり ③歴史文化や自然を受け継ぐ責任あるまちづくり まちづくりが目指す姿:①多極集約・連携型のコンパクトシティの実現 ②市街化区域と市街化調整区域でのまちづくり
本計画に関連する事項	【全体構想—まちづくりの方針】 まちづくりの方針のうち、歴史文化資産、自然的環境、景観形成に関する方針を以下に示す。 歴史文化資産の保全などの方針 ・「彦根市総合計画」に基づき、彦根城の世界遺産登録に向けた取組を進める。 ・彦根城の整備計画を策定し、史跡の整備を進めるとともに、観光拠点にふさわしい施設の整備を進める。 ・「彦根市歴史的風致維持向上計画」に基づき、歴史的風致を後世に伝える取組を進める。 ・国宝彦根城天守や重要文化財・史跡が集積する彦根城下町地区について、歴史的な景観の保全に向けた取組を推める。 ・中山道をはじめとする街道について、地域の実情を踏まえつつ、歴史の面影を残すための取組を検討する。 ・城下町地域や中山道沿いにおいて、重要伝統的建造物群保存地区の指定などの検討、建造物の保全や観光振興に寄与する取組を進める。 自然的環境の保全などの方針 ・山並み、田園、河川沿い、湖岸のいずれもが本来持つべき自然的環境と生物多様性空間の創出に努める。 ・琵琶湖について、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づき、保全事業の強化を図る。 ・森林や農地などの保全について、都市計画法のみならず、森林法、農業振興地域の整備に関する法律、自然公園

法をはじめとする規制・誘導方策の周知徹底など適切な運用に努める。

- ・市街地周辺のまとまった農地について、安定的かつ持続的な農業経営の確立に向けた取組に努める。

景観形成の方針

- ・「彦根市景観条例」「彦根市屋外広告物条例」に基づき、良好な景観形成の誘導に努める。
- ・歴史的景観ゾーンについて、城下町や宿場町といった貴重な歴史資産を活かした良好な景観形成に努める。
- ・自然的景観ゾーンについて、琵琶湖や内湖、芹川といった豊かな地域資源を活かした良好な景観形成に努める。
- ・沿道市街地景観ゾーンについて、新主要地方道大津能登川長浜線、国道 306 号の良好な沿道景観の形成に努める。



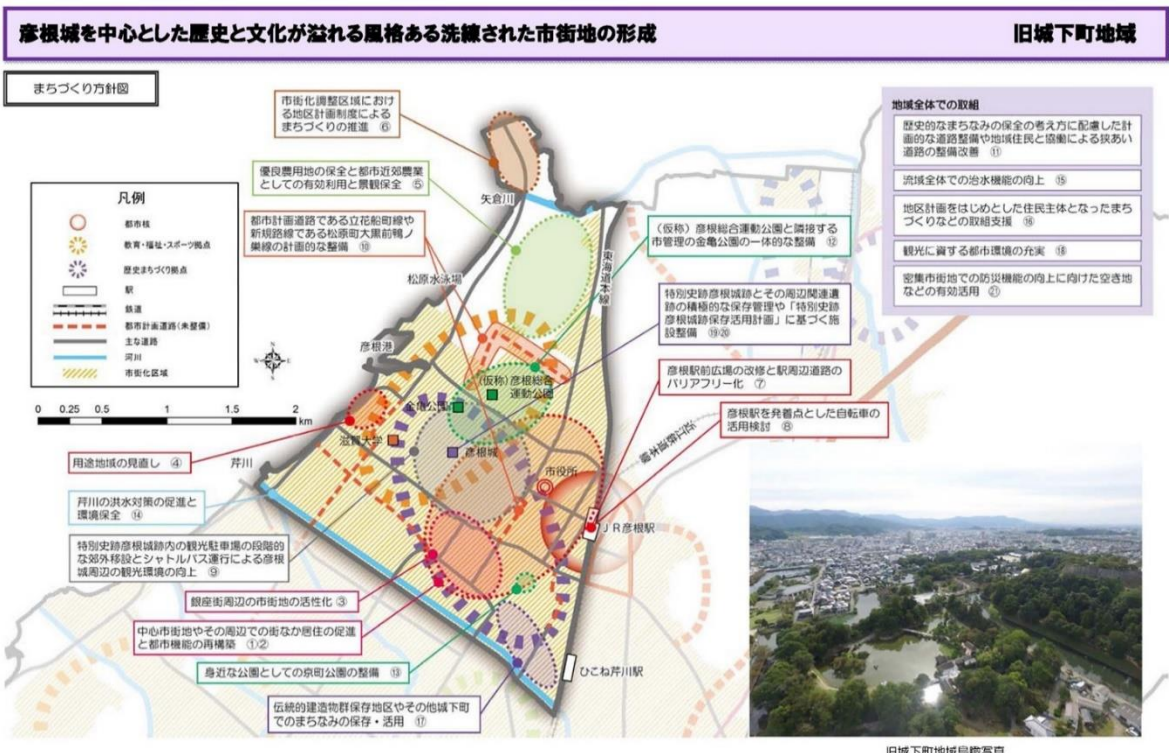
図：歴史文化資産、自然的環境、景観形成に関する方針図（『彦根市都市計画マスタープラン』より転載）

【地域別構想—旧城下町地域】

地域別構想のうち、彦根城跡が所在する旧城下町地域について以下に示す。

まちづくりのテーマ

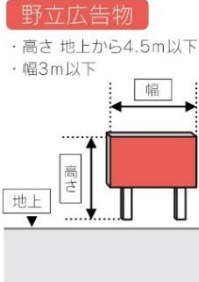
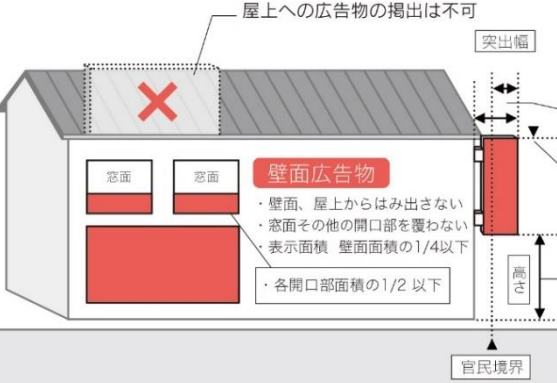
- ・彦根城を中心とした歴史と文化が溢れる風格ある洗練された市街地の形成



図：旧城下町地域のまちづくり方針図（『彦根市都市計画マスタープラン』より転載）

(1) 関連計画

①彦根市屋外広告物ガイドライン

計画名(策定期間)	彦根市屋外広告物ガイドライン (平成 31 年(2019) 3 月)
計画期間(主管課)	平成 31 年(2019)～(都市建設部都市計画課)
計画目的	彦根市屋外広告物条例(平成 27 年(2015)施行)の屋外広告物制度について、規制内容等の基本事項を説明したものである。彦根市景観計画における景観形成テーマにあります「城と湖と緑のまち・美しい彦根の創造」に向け、市民の共有資産である景観を保全・育成または創造し次世代へ引き継いでいくことを目的とする。
計画概要	地域の景観的特性を踏まえ、市内全域を第1種地域から第6種地域まで区分する。 地域の区分ごとに、屋外広告物の許可の基準を定める。 右図凡例 ■ 第1種地域 ■ 第2種地域 ■ 第3種地域 ■ 第4種地域 ■ 第5種地域 ■ 第6種地域 (右図:彦根城周辺の地域区分(『彦根市屋外広告物ガイドライン』より転載)) 
本計画に関連する事項	【第1種地域】 規制方針 特に重要な自然景観および歴史的景観を保全するため、屋外広告物の掲出を最小限に止めるとともに、その形態・色彩等が周囲の景観に調和したものとなるよう規制・誘導する。(伝統的建造物群保存地区において別途基準が定められている場合は当該基準に準じる) 対象区域 ・都市計画類型【特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区】 ・文化類型【国宝、重要文化財に指定された建造物の周囲から 50m 以内の地域、(特別)史跡、(特別)名勝、占墳】 適用除外 ・自家用広告物の表示面積の合計が5㎡以内。 許可の基準 自家用広告物の表示面積の合計は15㎡以下とします。(※1、※2) 野立広告物 ・高さ 地上から4.5m以下 ・幅3m以下  屋上への広告物の掲出は不可  壁面突出物 ・壁面、屋上からはみ出さない ・窓面その他の開口部を覆わない ・表示面積 壁面面積の1/4以下 ・各開口部面積の1/2 以下 突出広告物 突出幅 ・道路上は 1m 以内 ・取付壁面から 1.5m 以内 上端の高さ ・地上から10m以下 ・取付壁面の高さを超えない 下端の高さ ・車道上:地上から4.7m以上 ・歩道上:地上から2.7m以上 設置できない広告物 ・可変式照明付き広告物 ・電光表示板
	・非自家用広告物は設置できない。ただし道標・案内図板は設置できる。 ・地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容を表示面積の 40% 以上占めること。 ・電光表示板および可変式照明付き広告物は、設置できない。 ・全ての表示面において、R、YR、Y 系の色相で彩度8以下、その他の色相で彩度6以下とする。ただし、基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の 30% 以下であれば使用できる。その他支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下とする。 ・広告旗・立看板の類に係る基準は以下の通り。

- 表示面積は、1.2 m²以下(片面)であること(総面積 2.4 m²以下)。
- 高さは、地上から3m 以下であること。
- 道路と敷地との境界から5m 以内の場所に掲出するものにあつては、相互間の距離が5m 以上であること。
- 設置できる数量は「敷地の道路に接する辺の延長(m)/5(m)」以下であること。(ただし端数切捨て)
- 表示面の色彩は、地域の区分ごとの基準と同じ。
- 非自家用の立看板・広告旗その他の立看板の類のものは設置できない。
- ・電柱の類を利用する広告物は設置できない。

【第2種地域】

規制方針

自然景観および良好な環境を保全するため、屋外広告物の掲出を抑制するとともに、その形態・色彩等が周囲の景観に調和したものとなるよう規制・誘導する。

対象区域

- ・景観類型【琵琶湖・内湖寮観形成地域】
- ・都市計画類型【第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区・景観地区】
- ・文化類型【墓地、市民農園、都市公園、琵琶湖等】
- ・道路類型【中央自動車道西宮線(名神高速道路)の全線】

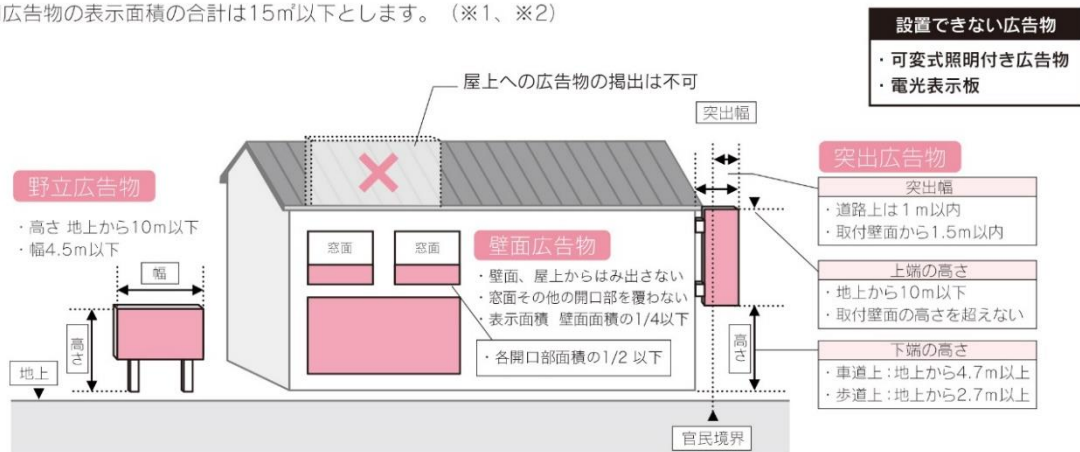
ただし、第1種地域を除く。

適用除外

- ・自家用広告物の表示面積の合計が5m²以内。

許可の基準

自家用広告物の表示面積の合計は15m²以下とします。(※1、※2)



- ・非自家用広告物は設置できない。ただし道標・案内図板は設置できる。
- ・地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容を表示面積の40%以上占めること。
- ・電光表示板および可変式照明付き広告物は、設置できない。
- ・全ての表示面において、R、YR、Y系の色相で彩度8以下、その他の色相で彩度6以下とする。ただし、基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の30%以下であれば使用できる。その他支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下とする。
- ・広告旗・立看板の類に係る基準は第1種地域と同じ。
- ・電柱の類を利用する広告物に係る基準は以下の通り。
- 電柱への添加広告物の個数は、1柱につき巻き付け広告物1巻きおよび袖付け広告物1個以内とする。
- 袖付けにする広告物は、原則として歩道または民地側へ向けて設置する。
- 電柱への添加広告物の相互間距離は、道路1側につき20m 以上とする。(同一表示者の相互間距離は、500m 以上。)
- 表示面の色彩は、地域の区分ごとの基準と同じ。

【第3種地域】

規制方針

城下町における歴史的景観を重視し、商業エリアと住居エリアにおいて歴史性とともな風格とにぎわいのある景観

形成に資するよう規制・誘導する。

対象区域

・景観類型【城下町景観形成地域(因町地区、外町地区、駅前お城通り地区、駅西周辺地区、旧城下町周辺地区、芹川周辺地区)】

ただし、第1種、第2種地域を除く。

適用除外

・自家用広告物の表示面積の合計が 10 m² 以内。



許可の基準

- ・非自家用広告物は設置できない。ただし道標・案内図板は設置できる。
- ・地図または地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示す案内の内容を表示面積の 40% 以上占めること。
- ・電光表示板および可変式照明付き広告物は、設置できない。
- ・全ての表示面において、R、YR、Y 系の色相で彩度8以下、その他の色相で彩度6以下とする。ただし、基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の 30% 以下であれば使用できる。その他支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下とする。
- ・広告旗・立看板の類に係る基準は第1種地域と同じ。
- ・電柱の類を利用する広告物に係る基準は第2種地域と同じ。

②彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）

計画名(策定期間)	彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）（平成30年(2018)3月）
計画期間(主管課)	平成30～令和9年(2018～2027)～(都市建設部都市計画課・文化財課)
計画目的	第1期計画(平成21年(2009)認定)における課題を整理し、本市のシンボルである彦根城を中心とする歴史的風致を後世に伝えるべく、市民とともに歴史まちづくりをさらに推進することを目的とする。
計画概要	歴史まちづくり法に基づく歴史的風致の定義により、本市における維持向上すべき歴史的風致として、以下の4つを選定し、歴史的風致の維持及び向上に関する方針を定めた。 ①彦根藩主井伊家の大名文化にみる歴史的風致 ②城下町の伝統にみる歴史的風致 ③中山道の宿場町(高宮宿・鳥居本宿)にみる歴史的風致 ④荒神山にみる歴史的風致 さらに、「彦根城下町区域」の範囲を、歴史的風致の維持向上を図るための各種施策を重点的に推進する、重点区域に設定した。
本計画に関連する事項	【歴史的風致の維持及び向上に関する方針】 歴史的建造物等の保存と活用に関する方針 ・本市の文化財保護条例に基づき、文化財の適切な保護を図る。 ・指定文化財以外の歴史的建造物について調査を行い、歴史的風致形成建造物の指定を行い、保護を図る。 ・修理が必要となっている歴史的建造物などについては、修理などを行う。

歴史的建造物等を取巻く周辺環境に関する方針

- ・歴史的建造物を取巻く周辺環境について、各種のまちづくり施策と連携を図りながら環境の保全、整備を図る。
- ・地元組織などとも連携しながら情報共有に努め、建築物の空き家、空き地の有効利用などについて検討を行う。
- ・レンタサイクルの基地整備ならびに利用促進を図るとともに、自転車エコステーションの設置を推進する。
- ・歴史的建造物に対する説明板の設置などの環境整備を図る。なお、歴史的まちなみに調和したデザインとする。
- ・歴史的風致を有する区域への自動車利用を抑制するための検討を行う。
- ・良好な景観形成に向けて、無電柱化や道路の美装化などを推進する。

歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する方針

- ・伝統工芸の担い手の育成や支援に取り組むとともに、無形民俗文化財の伝統芸能の活動支援や活動に欠かせない用具などの修繕や更新について支援する
- ・彦根に根付いた伝統芸能、伝統文化を学ぶ機会を作り、後継者育成の環境づくりを進める。
- ・地域の祭礼、伝統行事、伝統芸能などの調査を行うとともに、これらの母体となる活動組織の育成・強化を図る。

歴史的風致の普及・啓発と情報発信に関する方針

- ・歴史や文化財に関する情報発信を行い、説明板の設置や、解説シートなどの作成を行うとともに、歴史的風致に触れ、理解を深める機会を創出する。
- ・各種団体などと協働して、歴史的建造物の活用や、歴史文化を反映した行祭事・イベントなどを開催する。

【歴史的風致の維持向上を図るための重点区域】

彦根城を中心とした旧城下町である「彦根城下町区域」の範囲を重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上を図るための各種施策を重点的に推進することによって、効果的に課題の解決を図るものとする。



図：彦根城下町区域の重点区域図（『彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）』より転載）

③彦根市観光振興計画

計画名(策定期期)	彦根市観光振興計画 (平成 28 年(2016) 3 月)
計画期間(主管課)	平成 28～令和 7 年(2016～2025)(産業部観光企画課)
計画目的	彦根市総合計画基本構想コンセプトである「風格と魅力ある都市の創造」を実現するため、国内はもとより、海外からもより多くの来訪者を誘致し、観光消費額と交流人口の増加による経済効果を市内の多くの中小企業に及ぼし、地域経済の活性化を図るため、官民が一体となって実践する、戦略的な観光施策などについて策定する。
計画概要	目指すべき将来像:21 世紀型城下町・彦根の創造 観光振興に関する基本方針:①21 世紀型城下町・彦根のまちづくり ②戦略的情報発信による誘客促進と外国人観光客のニーズをとらえた環境整備 ③市民をはじめ多様な主体の観光振興に対する意識醸成と参画促進 ④観光消費の増加および効率的な波及による地域経済の発展 観光振興に関する基本施策:①21 世紀型城下町ならではの魅力ある観光コンテンツの創出 ②外国人観光客のニーズを捉えた環境整備 ③城下町の風情を偲ばせる景観形成と観光消費を生む都市交通機能の整備 ④市民と来訪者の交流促進と観光振興に対する意識の醸成 ⑤戦略的な情報発信とプロモーション活動 ⑥テーマ・ストーリー性のある広域観光連携の推進
本計画に関連する事項	【施策① 21 世紀型城下町ならではの魅力ある観光コンテンツの創出】 彦根城のみならず、琵琶湖、食、文化財などを活用した魅力ある観光コンテンツの創出を通じた国内外からの誘客促進のほか、湖岸整備による活用や創造的事業者の誘致・育成を通じて、21 世紀型城下町ならではの魅力を創造する。 短期的取組 ・街歩き観光に係る環境整備(案内板、パンフレット、観光ガイドアプリ) 中長期的取組 ・文化財の新しい活用のあり方の研究 ・彦根城周辺および街なかでの飲食・買い物スポットの充実 ・ユニバーサルデザインに配慮した観光施設の整備 【施策② 外国人観光客のニーズを捉えた環境整備】 欧米と台湾の個人・グループ客を暫定的なターゲットに設定し、積極的な誘客促進と外国人観光客の受入整備を進める。 短期的取組 ・WEBサイト・案内板・パンフレットなどの多言語化 ・外国語対応ボランティアガイドの充実 中長期的取組 ・多言語に対応できる総合観光案内所の整備 ・トイレの充実・洋式化 【施策③ 城下町の風情を偲ばせる景観形成と観光消費を生む都市交通機能の整備】 風格のある城下町の景観をつくるため、建物改修時の市民・事業者への啓発など彦根市景観計画に沿った良好な景観の形成の促進や、彦根市都市計画マスタープランなどに沿った観光都市としての機能整備を図る。 中長期的取組 ・彦根駅から彦根城までの誘導ルートにおける城下町らしさを強調した街並み整備の検討(ファサード整備など) 【施策④ 市民と来訪者の交流促進と観光振興に対する意識の醸成】 観光振興が地域経済に与える効果や域内調達率向上による市内経済波及効果の効率化についての啓発や、多様

な主体による観光まちづくりへの参画促進などを通じて、来訪者を温かく迎えらるる環境の整備を図る。

短期的取組

- ・観光振興が地域経済やまちづくりに及ぼす効果の啓発および人材育成
- ・商店街やNPO、大学など地域の多様な主体の観光まちづくりへの参画促進

中長期的取組

- ・市民と観光客の双方が楽しめるイベント作り(既存イベントの見直し)

【施策⑤ 戦略的な情報発信とプロモーション活動】

季節ごとのターゲットを意識した国内向けのプロモーションによる季節変動の平準化、ターゲットを絞ったマーケティングと海外向けプロモーション、ひこにゃんの新たな活用などを通じて、誘客の促進を図る。

短期的取組

- ・発信情報の多言語化(WEB、観光パンフレット)

【施策⑥ テーマ・ストーリー性のある広域観光連携の推進】

「国宝城郭」、「日本遺産」、「国認定・広域観光周遊ルート」、「戦国武将・石田三成」、「庭園」、「街道」など、明確なテーマやストーリーに基づいた広域連携の推進と観光ルートのブランド化を推進する。

中長期的取組

- ・「国宝城郭」、「日本遺産」、「国認定・広域観光周遊ルート」、「戦国武将・石田三成」、「庭園」、「街道」、「伝統産業・伝統工芸」など、地域資源を活用した明確なテーマやストーリーに基づく広域連携の推進と観光周遊ルートのブランド化

④彦根市都市交通マスタープラン

計画名(策定時期)		彦根市都市交通マスタープラン(平成29年(2017)3月)
計画期間(主管課)		平成29～令和12年(2017～2030)(都市建設部都市計画課)
計画目的		都市や地域の特性に応じた効率的なまちづくり、多様な人の交流による賑わいに満ちたまちづくり、歴史文化や自然を受け継ぐ責任のあるまちづくりを目標に掲げ、様々な移動手段における総合的な都市交通施策を進める。
計画概要		まちづくりが目指す姿:多極集約・連携型のコンパクトシティの実現
基本 理念 安全・安心 利便・活力 個性・働き	【基本計画】	
	基本方針	基本戦略
	基本方針Ⅰ コンパクトなまちへの転換を支える 充実した公共交通環境の構築	都市間・地域間を結ぶ公共交通網の充実 交通結節点の機能強化 持続可能な公共交通の実現に向けた利用促進策の充実
	基本方針Ⅱ 地域活動を支える効果的・効率的な 道路ネットワークの構築	まちの骨格となる道路ネットワークの整備 地域の魅力を向上させる道路空間の整備
	基本方針Ⅲ 快適な移動を支える歩行者・自転車 空間の構築	人優先の快適な歩行空間の整備 自転車を利用しやすい環境づくり
	基本方針Ⅳ 安全・安心な生活を支える 交通環境の構築	災害などに備えた道路交通環境の整備 交通事故減少に向けた施策の促進 環境に配慮した道路空間の整備
	基本方針Ⅴ 観光都市を支える交通環境の構築	中心部へアクセスしやすい交通環境の整備 中心部を周遊しやすい交通環境の整備 歴史景観に配慮した道路空間の整備
	基本方針Ⅵ 市民、交通事業者、行政が連携して 支える交通体系の構築	公共交通への転換に向けた市民の意識啓発
【実施計画】		○ 重点戦略
主要な個別戦略		
		○バス路線の再編および運行ダイヤの見直し / ○近江鉄道ダイヤなどの改善 / ○予約型集合タクシー(夢のりタクシー)の継続・充実 など
		○駅前広場の改善・整備【彦根駅前広場(西口)の改築】 / ○駅・主要バス停における公共交通待合環境の充実 など
		○バスロケーションシステムの導入 / ○ICカードシステムの導入 / ○運行車両の更新(ノンステップバス化) / ○安定輸送のための人材確保 など
		○国道8号・306号バイパスの整備促進 / ○渋滞緩和に向けた総合的な対策 / ○都市計画道路の整備 / ○都市計画道路の見直し検討 など
		○地域特性に配慮した道路空間の整備 / ○駐車場の再配置 / ○無電柱化の推進
		○道路空間の再配分による歩行空間の整備 / ○安全・安心な歩行空間の整備 など
		○レンタサイクル基地、駐輪場(自転車エコステーション)の設置 / ○自転車走行空間の確保(自転車歩行者道、路面標示など)
		○狭い道路の整備 / ○道路、橋梁などの点検の実施 / ○道路、橋梁などの耐震診断の実施 など
		○通学路交通安全プログラムの継続的な実施 / ○交差点改良(ラウンドアバウトなど) / 運転免許返納制度の周知および返納者への公共交通利用助成制度の拡充・推進 など
		○道路施設の省エネ化 / ○街路樹の適正な管理 / ○環境負荷の少ない道路工事や環境に配慮した調装(植栽・排水性・透水性など)の推進など
		○パーク・アンド・バスライド駐車場の新設および彦根城周辺を結ぶシャトルバスの運行 / ○観光バス駐車場と観光拠点の機能強化 など
		○彦根城内の駐車マネジメント / ○休日における城内のトランジットモール化 / ○駐車場予約システムの導入 など
		○(都)立花和線(特殊街路)の整備 / ○多言語に対応した観光案内サインの設置 など
		○モビリティ・マネジメントの実施【カーフリーデーの実施】 / ○公共交通優先制度の創設(エコ通勤優良事業所認定制度登録支援)

図:計画体系図(『彦根市都市交通マスタープラン』より転載)

本計画に関連する事項

以下に、実施計画のうち特別史跡彦根城跡に関連する戦略を抜粋する。

【レンタサイクル基地、駐輪場(自転車エコステーション)の設置】

着手時期 平成 29～令和5年(2017～2023)

実施主体 彦根市、民間事業者

戦略概要

- ・彦根城周辺の回遊性を高めるため、レンタサイクル基地、駐輪場(自転車エコステーション)を設置する。
- ・レンタサイクル基地、駐輪場(自転車エコステーション)では、観光案内板を設置する。
- ・民間組織やNPO などと協力し、観光案内板の定期的な整理や適切な維持管理を行う。

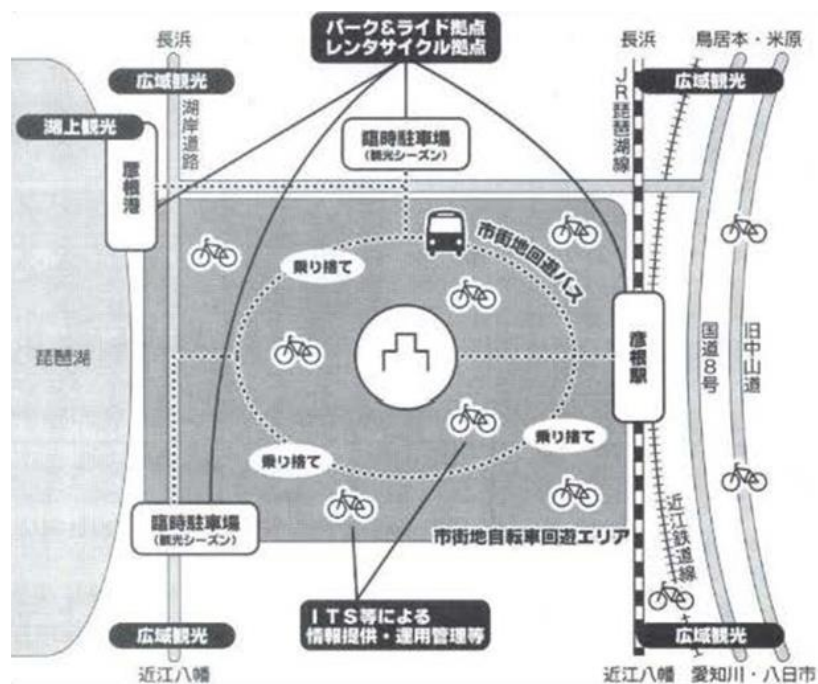


図:レンタサイクル基地などの設置案(『彦根市都市交通マスタープラン』より転載)

【観光バス駐車場と観光拠点の機能強化】

着手時期 平成 29～令和5年(2017～2023)

実施主体 彦根市

戦略概要

- ・市民会館の用途が廃止された後には、観光バスの駐車場を整備するとともに、観光拠点としての整備を図る。

【観光車両に対する誘導案内システムの構築】

着手時期 平成 29～令和5年(2017～2023)

実施主体 彦根市

戦略概要

- ・彦根城周辺に流入する観光車両の駐車場を探す時間を短縮し、市内の自動車交通の円滑化を図る。
- ・通行・利用が可能な道路や駐車場への誘導を行う案内システムの構築を行う。

【パーク・アンド・バスライド駐車場の新設および彦根城周辺を結ぶシャトルバスの運行】

着手時期 平成 29～令和5年(2017～2023)

実施主体 彦根市

戦略概要

- ・本市への来訪をクルマから公共交通への利用転換を図り、観光シーズン時などの交通渋滞の緩和等を目的とする。
- ・名神高速道路彦根インターチェンジ周辺にパーク・アンド・バスライド駐車場の整備を行う。
- ・彦根城周辺と結ぶシャトルバスを運行する。
- ・シャトルバスの運行は、観光客が周辺の観光施設を循環できるものになるよう、社会実験を行いながら、最良な運行

方法について検討を深め、本格実施に繋げる。

- ・パーク・アンド・バスライド駐車場には、案内所や休憩所などの併設も検討する。



図：パーク・アンド・バスライド駐車場の整備とシャトルバス運行イメージ
(『彦根市都市交通マスタープラン』より転載)

【彦根城内の駐車マネジメント】

着手時期 平成 29～令和5年 (2017～2023)

実施主体 彦根市

戦略概要

- ・彦根城内にある駐車場(桜場、二の丸、大手前、文化財保存用地)を段階的に移設し、再配置を進める。
- ・この駐車場の再配置に伴い、彦根城内を「観光車両の乗り入れ抑制エリア」に設定する。
- ・平成 36 年に開催される国民体育大会および全国障害者スポーツ大会期間中は、北部の浄化センター内などの遊休地を活用した臨時駐車場の設置検討を行う。

【駐車場予約システムの導入】

着手時期 平成 29～令和5年 (2017～2023)

実施主体 彦根市

戦略概要

- ・駐車場利用者の待ち時間や入庫待ちの自動車交通の減少を図る。
- ・駐車場を探す時間の削減による中心部の滞留時間の増加を図る。
- ・京橋口駐車場などを対象に、利用者が電話やインターネットで駐車場を事前に予約できる「駐車場予約システム」を導入する。

【駐車場の再配置】

着手時期 平成 29～令和5年 (2017～2023)

実施主体 彦根市

戦略概要

- ・中心部へ流入する自動車交通の削減を図り、彦根城跡の本質的な価値を高める。
- ・特別史跡彦根城跡地内にある普通車専用の観光駐車場(桜場、二の丸、大手前、文化財保存用地)は、周囲の駐車場の整備状況や、利用状況を踏まえつつ、段階的に特別史跡の外に移設する。
- ・いろは松駐車場は、観光バス駐車場のため存置とし、機能向上を図る。

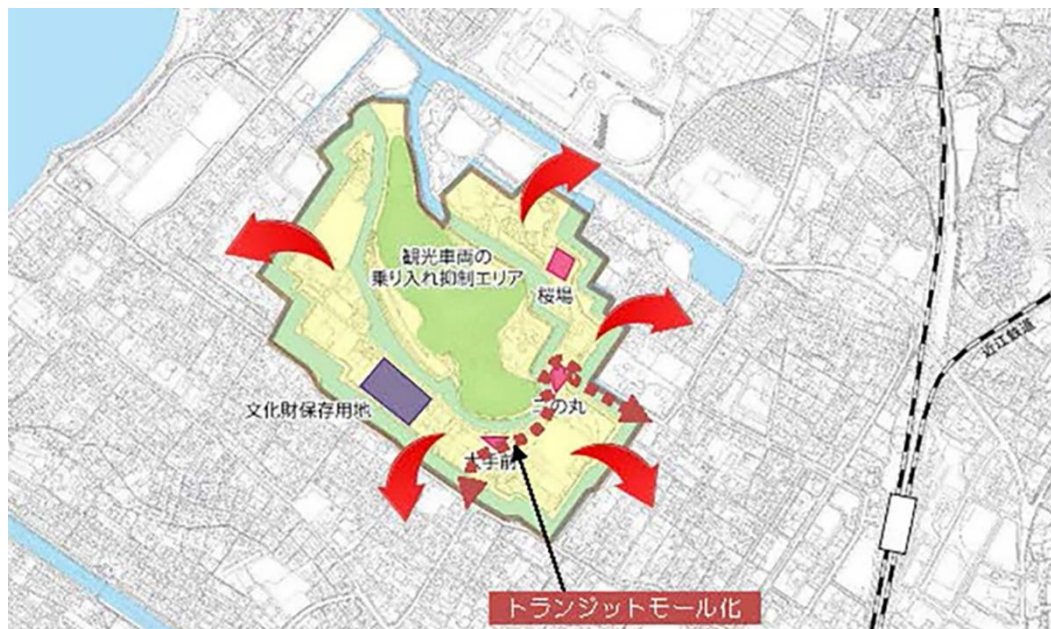
【休日における城内のトランジットモール化】

着手時期 平成 29～令和5年(2017～2023)

実施主体 彦根市

戦略概要

- ・彦根城内において、バスやタクシーのみが通行できる「トランジットモール化」について検討する。
- ・既存施設の利用者や居住者に配慮しつつ、休日に自家用自動車の通行を制限する。



図：駐車場の再配置及びトランジットモール化イメージ案(『彦根市都市交通マスタープラン』より転載)

【HP・SNSなどによるアクセス情報や渋滞時間の公表】

着手時期 平成 29～令和5年(2017～2023)

実施主体 彦根市、民間事業者

戦略概要

- ・市民や観光客への交通情報を提供するため、彦根市および観光協会のホームページ・SNSにおいて、公共交通による中心部へのアクセス情報や、周辺道路の渋滞時間などを公表する。
- ・クルマではなく公共交通で来訪いただくための情報発信を行う。

【多言語に対応した観光案内サインの設置】

着手時期 平成 29～令和5年(2017～2023)

実施主体 彦根市

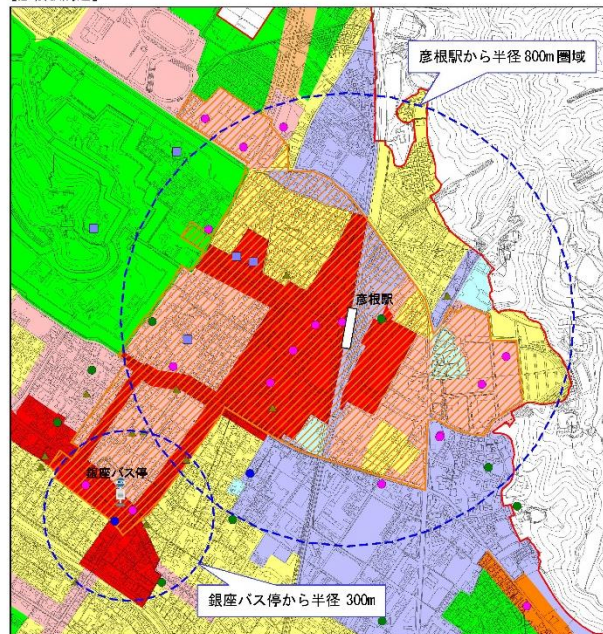
戦略概要

- ・「彦根市公共サインガイドライン」に基づき、観光地に統一性や連続性が確保された観光案内サインを設置する。
- ・特に、外国人旅行者や障害者、高齢者などの方々が、一人で円滑に目的地にたどり着くことが出来るように、ピクトグラムや外国語を用いた観光案内サインの充実を図る。
- ・観光案内サインは、本市ホームページなどと連携し、より多くの言語対応を行う。

⑤立地適正化計画

計画名(策定時期)	立地適正化計画(平成30年(2018)3月)
計画期間(主管課)	平成30～令和12年(2018～2030)(都市建設部都市計画課)
計画目的	彦根市都市計画マスタープランが目指すまちづくりを実現するための、誘導施策を担う計画として機能させていく。旧城下町の空洞化を防止するため、歴史や文化、知的資源を有効に活用した魅力的な城下町の創造を目的とする。
計画概要	多極集約・連携型の都市づくりの理念:伝統と革新で未来を紡ぐ都市 ～駅を中心とした新しい生活空間の創造～ 基本方針:①都市核における、都市機能の充実した市街地の形成 ②旧城下町等の中心市街地における、「21世紀型城下町」の創造 ③地域核における、利便性の高い市街地の形成 ④安心して生活できる居住環境の形成 ⑤充実した公共交通環境の構築
本計画に関連する事項	彦根駅周辺を「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」に設定する。 【居住誘導】 居住誘導区域とは、歴史文化資源や街なみが残る地域の人口減少を防止するために居住誘導を図る区域である。 誘導施策 - 彦根市歴史的風致維持向上計画の推進と各施策の実施 - 世界遺産登録に向けた各種取組と、取組を通じた旧城下町地域における居住地としての魅力向上 - 都市再生整備計画事業を活用した、道路・公園等の都市基盤整備 - 建物修景に対する補助 【都市機能誘導】 都市機能誘導区域とは、医療や商業などの都市機能を、都市の拠点となる地域で維持・確保することにより、これらの生活サービス機能の効率的な提供を図る区域のことである。 誘導施策 - 観光バス駐車場と観光拠点の機能強化 - 彦根駅東地区の土地区画整理事業地内における低未利用地の活用 【公共交通】 誘導施策 - パーク・アンド・バスライド駐車場の新設および彦根城周辺を結ぶシャトルバスの運行 - 観光車両に対する誘導案内システムの構築 - 休日における城内のトランジットモール化 - 駐車場予約システムの導入 - 彦根城内における既存駐車場の移設および再配置 - 彦根城内における歩行アシスト機器の導入 - レンタサイクル基地、駐輪場(自転車エコステーション)の設置 - 駅・主要バス停における公共交通待合環境の充実

【彦根駅周辺】



都市機能誘導区域	商業施設	スーパー、ドラッグストア、コンビニ	子育て施設	幼稚園、保育所、子ども園、地域子育て支援センター
市街化区域	医療施設	内科、外科、整形外科	公共施設	官公庁、文化施設
	福祉施設	通所系施設		

第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域

図:彦根駅周辺の主な施設、用途地域及び区域
(用途地域は平成29年4月1日時点)
(『立地適正化計画』より転載)

⑥彦根市地域防災計画

計画名(策定期間)	彦根市地域防災計画 (令和2年(2020)3月)
計画期間(主管課)	令和2～令和12年(2020～2030)(福祉保健部社会福祉課)
計画目的	市域における住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的に、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に関する事項その他必要事項について、市、防災関係機関、市民・事業所等が果たすべき責務や役割を定める。
計画概要	基本方針:①災害に強いモノづくり ②災害に強いヒトづくり ③災害に強いシクミづくり 防災施策の大綱:①水害対策の促進 ②土砂災害対策の整備 ③火災対策の促進 ④地震災害対策の強化 ⑤防災活動体制の整備 ⑥警戒避難体制の強化 ⑦防災知識の普及 ⑧原子力災害対策の推進
本計画に関連する事項	【文化財対策の方針】 災害予防対策に重点を置き、以下の施策に取り組む。 ・防火施設の整備 ・現地視察と指導の実施 ・所有者・管理者等への保護思想の啓発 施設等の整備 担当課:教育委員会、予防課 ・国、県、教育委員会、文化財の所有者および管理者は、火災、落雷等の防災対策上の施設整備等を行う。 ・整備に多額の費用が必要な場合は、市費補助の処置を図る。 査察等による指導 担当課:教育委員会、予防課 ・教育委員会は、消防機関の協力を得て、定期的あるいは随時に現地の巡回査察等を行う。 ・教育委員会は、防災上必要な勧告・助言・指導を実施する。 倒壊・破損の防止 担当課:教育委員会、予防課 ・あらかじめ各種文化財の保護・補強・防護措置を行う。 文化財の耐震化等 担当課:教育委員会、予防課 ・文化財等建造物は、老朽化や腐朽、破損度合いの大きい順に耐震補強する。 ・解体修理を行う場合は、耐震化に配慮する。 文化財周辺の環境整備 担当課:教育委員会、予防課 ・周辺市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策を進める。 訓練および保護思想の啓発 担当課:教育委員会、消防本部・署・団 ・消防本部・署・団は、文化財について防火訓練または図上訓練を随時実施する。 ・文化財保護強調週間等の行事を通じて、文化財保護思想の啓発を行う。 ・防火管理者等に対し、防火研修会・講演会等を通じて、防火管理体制の確立およびその適切な運用を指導する。 ・自衛消防隊を育成し、自主警備体制の強化を図るとともに、付近住民等による自衛組織の結成を指導する。 防災関係機関との協力 担当課:教育委員会、予防課 ・平常時から消防・警察・教育委員会等は、密接な連絡を保ち、防災措置について相互に協力する。

⑦第 12 次鳥獣保護管理事業計画

計画名(策定期間)	第 12 次鳥獣保護管理事業計画（平成 29 年（2017） 4 月）																									
計画期間(主管課)	平成 29 年(2017)4 月～令和4年(2022)3 月(滋賀県庁琵琶湖環境部自然環境保全課)																									
計画目的	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条に基づき、都道府県知事が各地域の事情を勘案して定めるもので、野生鳥獣を適切に保護・管理することを目的とする。																									
計画概要	下記の各事項について、方針を定め、計画を取りまとめる。 ①鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項 ②鳥獣の人工増殖および放鳥獣に関する事項 ③鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 ④特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域および猟区に関する事項 ⑤特定計画の作成に関する事項 ⑥鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 ⑦鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項																									
本計画に関連する事項	【鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項】 特別史跡彦根城跡は琵琶湖鳥獣保護区に含まれる。 指定区域 集団渡来地の保護区 指定目的 琵琶湖を含む当地域は、県の鳥であるカイツブリをはじめ多種の鳥類が生息し、またオオワシ、オジロワシの越冬地域が含まれており、野鳥の保護、繁殖にあたり最適な生息環境となっているため、引き続き鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖を図る。 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。 (平成 23 年(2011)10 月 28 日滋賀県告示第 472 号) 図：琵琶湖鳥獣保護区の範囲 (令和元年度『狩猟者必携』に加筆) 【鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項】 彦根城跡の有害鳥獣として課題に挙げられているダイサギ・アオサギの被害発生時期・地域、及び被害の防止を目的とした許可基準について抜粋する。 表：鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止を目的とした許可基準 <table><tr><td>許可権者</td><td>知事</td></tr><tr><td>鳥獣名</td><td>ダイサギ、コサギ、アオサギ</td></tr><tr><td rowspan="7">許可基準</td><td>方法</td><td>一般的猟法</td></tr><tr><td>時期</td><td>被害時期（4 月～11 月）</td></tr><tr><td>区域</td><td>被害防止のために必要最小限の区域</td></tr><tr><td>日数</td><td>原則 1 年以内とし、安全かつ効果的に捕獲できる時期</td></tr><tr><td>1 人当り捕獲等羽(頭)数</td><td>必要な数</td></tr><tr><td>許可対象者</td><td>被害等を受けた者または被害等を受けた者から依頼された者。ただし、「ツキノワグマを除く鳥獣の捕獲許可基準」の各要件に準じていること。</td></tr><tr><td>留意事項</td><td>-</td></tr><tr><td>被害対象</td><td>農産物、水産物、生活環境</td></tr><tr><td>被害発生地域</td><td>琵琶湖および県内の主要河川、平地の水田</td></tr><tr><td>備考</td><td>-</td></tr></table>	許可権者	知事	鳥獣名	ダイサギ、コサギ、アオサギ	許可基準	方法	一般的猟法	時期	被害時期（4 月～11 月）	区域	被害防止のために必要最小限の区域	日数	原則 1 年以内とし、安全かつ効果的に捕獲できる時期	1 人当り捕獲等羽(頭)数	必要な数	許可対象者	被害等を受けた者または被害等を受けた者から依頼された者。ただし、「ツキノワグマを除く鳥獣の捕獲許可基準」の各要件に準じていること。	留意事項	-	被害対象	農産物、水産物、生活環境	被害発生地域	琵琶湖および県内の主要河川、平地の水田	備考	-
許可権者	知事																									
鳥獣名	ダイサギ、コサギ、アオサギ																									
許可基準	方法	一般的猟法																								
	時期	被害時期（4 月～11 月）																								
	区域	被害防止のために必要最小限の区域																								
	日数	原則 1 年以内とし、安全かつ効果的に捕獲できる時期																								
	1 人当り捕獲等羽(頭)数	必要な数																								
	許可対象者	被害等を受けた者または被害等を受けた者から依頼された者。ただし、「ツキノワグマを除く鳥獣の捕獲許可基準」の各要件に準じていること。																								
	留意事項	-																								
被害対象	農産物、水産物、生活環境																									
被害発生地域	琵琶湖および県内の主要河川、平地の水田																									
備考	-																									